

目次

I 2-CR-★1-告訴状20201027.....	2
I 2-CR-★2-証拠20201027.....	12
I 2-CR-★3-4号証-反証書.....	15
I 2-CR-★4-5号証-反証書.....	42
I 2-CR-★5-6号証-反証書.....	94

告訴状 I 2

令和 2 年 10 月 27 日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)人権擁護課(人権相談所)の、
戸所(トドコロジンジ)人権擁護委員、石巻係長、富岡(トミオカマサユキ)、に対し、其々、
公務員職権濫用罪(刑法 193 条)と脅迫罪 (刑法 222 条)

告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、次の罪状に該当すると考えるので、被告訴人らを厳罰に処することを求め告訴いたします。

被告訴人らの論理は極めて不当です

被告訴人らの主な不当性は、予見可能性に基く結果回避義務違反ですが、それ以前に、以下の通り、用いた論理が極めて卑劣であり、甚だしく論理則違反かつ経験則違反です。
要するに、信義則違反かつ公序良俗違反であり、事案単純化の為、本件は後者に絞ります。

前提事実 1 福田の、二つの虚偽を用いた受付拒否 1 号証

20170501 16:00、私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)への通話において、同支局長の福田は、以下の二つの虚偽を用いるなどの不当な対応を重ね、私の人権侵犯被害救済の申出を受付拒否し妨害しました。
不当性は上記に加え、告訴事実 1 の(告訴事実 1 から 3 に共通の説明)に後述の通りです。

虚偽① 管轄外

P2 上 「(16:03 福田)あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります。」

P2 中 「(16:04 福田)転送はできません、ごめんなさい、管轄が決まっています。」

P5 上 「(16:13 福田)まず、管轄が違います。」

P5 中 「(16:14 福田)うん、だから東京法務局が管轄になりますよ、管轄っていうのは決まってるわけだから。」

これは、法務省訓令の人権侵犯事件調査処理規程第 5 条の通り、発生地または居住地と明規されていること、この通話中も法的根拠を訊ねているのに尚も言い張ったこと、毎事件必ず直面する前提条件であることなどから、間違える余地が無く、明らかに故意です。

虚偽② 繼続行為の場合の説明を失念

P2 中 「(16:05 福田) 一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。」

P3 上 「(16:07 福田) 一年以内の人権侵犯じゃないと私達には調査権が有りません」

P5 中 「(16:15 福田) それ(群馬県警)も駄目なんですよね、申し訳ないんですけども。」

これは、法務省訓令の人権侵犯事件調査処理細則第7条(5)の通り、「行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)から1年」と明規されていること、この通話中も法的根拠を訊ねているのに尚も言い張ったこと、毎事件必ず直面する前提条件であること、などから、職責として、この重要な付帯条件の説明を洩らす余地は無く、明らかに故意です。

更には、発生後1年以内の事実(当該申出書P3, 20160606内容証明)をも看過しております。

前提事実2 原田と福田の、中途打切り(受付拒否)など 2号証

20180118 09:56、前橋地方法務局沼田支局において、福田支局長と原田係長は、包囲網として事前共謀して、以下の①から⑦のように、抗議を無視して虚偽や詭弁を重ね、また、説明の途中で申出を打切り、人権侵犯被害の救済の申出を、実質的に受付拒否し妨害しました。不正当性は上記に加え、告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明)に後述の通りです。

①★★★原田による福田の隠避 (P3 中 10:03) 読み上げた告訴状を無視

いかなる事情が有ろうと、虚偽の理由を用いた超犯罪的な受付拒否は正当化できません。

②原田が、「できない」旨の虚偽を多用したこと 無根 職責放棄

P6 中 「(10:12 原田) うちのほうでできることの範囲を超えてます。」

P6 下 「(10:13 原田) 処理できません。」

P7 上 「(10:16 原田) これじゃ、調べに行けないんです。」

P7 中 「(10:17 原田) だ、それでは、うちのほうは調査できません。」

P7 下 「(10:18 原田) だ、そういうことは、うちでは解らないです。」

P8 上 「(10:19 原田) これは、うちのほうで調べる案件ではないです。」

P8 下 「(10:20 原田) じゃ、うちじゃもう、む、できません。」

P9 中 「(10:22 原田) どこにですか?」 (規程14条(5)の告発先のこと)

P9 下 「(10:23 原田) 裁判になるんだったら、うちのほうでは全然こういう手続きできません。」

P11 上 「(10:25 原田) 裁判所とか警察の話で、うちのほうでできる話ではないです。」

検査機関の判断には介入できない旨 無根 職責放棄

P12 下 「10:29(原田) 組織的のところには、うちは、あの、踏み込めないですよね?」

警察が犯罪被害の訴えを無視すれば法令(職責)違反による人権侵害なのは誰でも判りますし、また、調査の例外規定は有りません。

P15 下 「(10:40 原田) そもそも被害が判らないから、侵犯事実が無いですね。被害が無いです。」 判らないから無いとは言えませんし、判らなければ判るように努めるべきです。

P15 下 「(10:41 原田) だ、書面の中で、被害が無いなってゆう判断をしたんです。」

③★原田の、郵便配達員事件の隠蔽 経験則違反 無根 職責放棄

これは私が告訴状C(郵便配達員事件)を読み上げた直後ですが、無意識下の屋内侵入は当たり前に自律権侵害なのに、貴方の郵便物が届いたのだから問題無いと言い張ったのは狂気です。P16中「(10:44原田)被害は何ですか?」

P16中「(10:45原田)イマイさん宛のものが届いてるんですよね?」 約10回

P17下「(10:49原田)何が人権侵害に当るのかが、私には全く判らないです。」

P19中「(10:53原田)勝手に届いたことで、何が不都合で、どういう被害が出たんですか?」

④★★★福田の、両立不可能な2つの超経験則違反

配達証の受取サインの写しを提示して、私の筆跡ではないことや、七つの蓋然性の総合的事件性を訴えているのに、これらを認めなかつたことは甚だしく経験則違反であり、まさに公序良俗の偽装の典型です。

以下の、A被疑者の職業の盲信と、B自分の筆跡の経験則の否定、は両立不可能です。

A1★ P21下「(11:00福田)(郵便局員の居眠り中の住居侵入なんて)100%信じられない。」

P22上「(11:02福田)私達にはそんなこと、信じられないんです。」

P22中「(11:03福田)だから、信じられないんですよ」

P22中「(11:04福田)信じられないんです。」

P22中「(11:05福田)私達は信じられないです、信じません、信じられないもん」

⑤★★★福田が原田に、侮辱と威力脅迫と犯人隠避を教唆したこと

P22中「(11:04福田)だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」

思っても普通は申出人の前で吐くべき言葉ではなく、また、2号証反訳書の中だけで「私達」という表現を12回も多用しており、侮辱と脅迫と隠避の同時教唆ないし共謀の現行犯です。

A2★ P23上「(11:06福田)そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。郵便局の人もそんなこと絶対しないと思ってる。だからです。」 詭弁

B★ P23中「(11:07福田)だから、筆跡が違うって言うのは、どういう証拠が有って?」

P24下「(11:10福田)(原田)だから、調べればいいじゃん」 (沼田署の隠蔽の蓋然性を無視)

⑥★侵犯性は無い旨 無根 脈絡無し 論理則違反

P25下「11:13(福田)(原田)だから、被害が無いです。」

少なくとも、前提事実の福田の虚偽は超犯罪的であり、侵犯性無しなどとは言えません。

⑦★★★原田と福田が、申出を中途打切り(受付拒否)したこと

「(私)ご判断いただけるんですか?」 P26上「11:14(福田)(原田)受け取れません。」

「(私)門前払いですね?」 P26中「11:15(福田)(原田)はい。」

2人は、私の人権侵犯被害救済の申出の説明が未だかなり残っていることを承知のうえで、予定時間の経過を理由に途中で打切り、延長の抗議にも応じませんでしたが、これは極めて理不尽で甚だしく信義則違反な手続妨害であり、問答無用の門前払いです。

前提事実3 福田の、第三の虚偽を用いた受付拒否2

3号証

20180119 16:53、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局沼田

支局への通話において、福田支局長が、以下のように、精神的損害の場合にも必ず損害額が必要との規定に無い虚偽を主張し、その不合理に抗議したところ、損害額を答えなかつたことを理由に受付拒否したことは、受付拒否する為の偽計を用いた申出の妨害です。

不当性は上記に加え、告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明)に既述の通りです。

虚偽③ 精神的損害にも損害額が必要

なお、このような規程は無いことを、戸所が証言しています(4号証P23下14:10)。

P3上 「(17:00 福田)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?」

P3下 「(17:01 福田)だから、具体的にどういう症状が出来ましたか?」

P3下 「(17:02 福田)だから、それによって、どのような損害を受けましたか?」

P3下 「(17:03 福田)それをどういうふうに証明することができますか?」

P4上 「(17:04 福田)それが調査です。それを私達は文書に書かなければならぬんです。」

P4中 「(17:05 福田)そういう苦痛を与えられた結果、どういうふうになりましたか?」

P4下 「(17:06 福田)そうです、書く必要が有るんです。」

P5中 「(17:08 福田)はい、受付できません、申し訳ないですね。」

告訴事実1 戸所と石巻の、中途打切り(受付拒否)など

4号証

20180123 13:03、前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町2丁目3-1)人権擁護課において、戸所ジンジと石巻は、包囲網として事前共謀して、私の人権侵犯被害救済の申出に対し、以下の①から④のように、抗議を無視して白痴化による堂々巡りの虚偽や詭弁を重ね、また、私の申出を途中で打切り、実質的に受付拒否し妨害しました。

①★★各県警の法令違反を否定 虚偽(犯罪捜査規範61,65条違反) 職責違反

「(私)いや、一切、本人と連絡を取らないのは、無条件に違法だと思いますよ?」(警視庁)

P3中 「(13:10 戸所)いやいや、そんなことない。」

P10中 「(13:30 戸所)だ、隠蔽してるっていうか、警察だって調べようが無いんじゃないの?」

P10中 「(13:31 戸所)誰が鉄砲撃ったかなんて、警察だって、見てたわけじゃないんだから、わからないでしょ?」

告訴事実1に既述の通り、警察が犯罪被害の訴えを無視すれば法令(職責)違反かつ人権侵害なのは誰でも判りますし、また、調査の例外規定には当りませんから、弁護士がこのように人権擁護委員の立場を濫用して、法を曲げて各県警の代弁を行うことは、露骨な洗脳です。

②★捜査機関の判断には介入できない旨の虚偽を多用 延べ約20回 無根 職責違反

P13下 「(13:41 戸所)疑われません。そら、警察・検察庁は独自の判断がありますから、そこへそんな人権擁護委員が介入するなんてことはできません。」

各県警の組織的隠蔽を訴えているのに、介入できないはずはなく、また、介入できないから侵犯性が無いとも言えません。

③★★★居直りによる福田の隠避

P23下 「(14:11 戸所)ただ、貴方が、今こういったやりとりしてるでしょ? こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ? そら、人間だからし

ようがないじゃないですか?」

いかなる事情が有ろうと、虚偽の理由を用いた超犯罪的な受付拒否は正当化できません。

④★★★申出を中途打切り(受付拒否)したこと

P25 中「(14:15 戸所)後の聞いてもね、一番重要なとこが人権侵犯じゃないんだから、聞いても同じですよ。」

P26 中「(14:18 石巻ら一同)預かれません。」

P26 下「(14:19 石巻)一番重大な部分についてさっき、お話をいただきましたよね? これは重大な侵害行為だってお話をいたいた部分について、そういうふうに、あの、お話した通りです、だから。その他の部分についても、あの、そういった行為があるとは思えない。」説明済の 1/10 に侵犯性が無いなどとはとても言えませんが、たとえもし仮にそうだとしても、残りの 9/10 を見ないまま侵犯性が無い、などとは言えません(論理則違反)。

(告訴事実 1 から 3 に共通の説明)

これらの対応の主な不当性は、

全告訴事実に共通の不当性は、私の当り前の抗議を無視して、同旨の虚偽や詭弁を執拗に重ねたこと(職責放棄による倒錯の連鎖=白痴化による堂々巡り=ゾンビ化)であり、言い換えると、合理的根拠が無いのが誰にも明らかなのに改めなかったことです。

これらは、社会通念上許されない超信義則違反であり、態様として、人権擁護機関に有るまじき公然たる非人間扱いによる被害者迫害と言え、公序良俗の偽装による「お前など認めない」との人格的生存への害意としか説明が付きません。

例えば、警察の対応に常に合理的根拠が無いことは文面上で判り、それが法令(職責)違反であり告訴の妨害(組織的隠蔽)であり人権侵害であることも誰でも判りますから、警察の判断には介入できないというのは犯罪告発義務を無視した職責(調査義務、規定 2 条)違反の虚偽であり、侵犯性が無いというのは経験則違反かつ職権探知義務(細則 8 条)違反の虚偽です。また、たとえ私の申出が具体的権利名の記載を欠いていたとしても、その事実記載や口頭説明から、人権侵犯の概要が容易に職権探知できたはずです。

これらはまた、法務局(人権相談所)職員としての、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職権濫用による手続妨害であり、差別的取扱であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、著しく信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗違反(民法 90 条)であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条)および信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、正当業務行為とは言えず、職務上の故意または過失であり、それによる、生命に対する権利(憲法 13 条)の侵害であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の行使の妨害であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

これらは包囲網としての3人の事前共謀によるものです。

(職権濫用) 私から人権侵犯被害の救済の申出を受けた法務局(人権相談所)職員として、申出内容から私の生命への無言の脅迫被害や各県警組織による隠蔽被害を当然に感知すべき状況に在りながら、既述の虚偽ないし偽計を多用して、合理的根拠無く侵犯性を否定し、必要な調査義務を回避することにより故意に感知せず、告発ないし法務大臣への報告に繋げ

るべき職権を、故意に行使しないことにより濫用し、必要な調査や告発を怠り、申出を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、被害を継続させ、また、私に義務の無い本告訴状を作らせました。

(脅迫) 同時に一連の無言の威力脅迫であり、その根拠は、
第一に、皆で当たり前の抗議を認めないことは公序良俗の偽装です

当たり前の抗議を無視して同趣旨の虚偽や詭弁を重ねたこと(白痴化による堂々巡り)は、激しく信義則違反なので、社会通念上有り得ない、許されない倒錯の連鎖であり、態様として、人権擁護機関の公然たる非人間扱いによる被害者迫害と言え、その真意は、包囲網の圧倒的な組織力によって、裁判所を含め、皆が確信犯として事前共謀して、当たり前のことを認めないことによって、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めて隠蔽せんとする、「お前の訴えなど認めない」との人格的生存への害意としか説明が付きません。

第二に、全てが組織力の誇示(無言の威力脅迫)です

こうした公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

公序良俗の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

告訴事実2 富岡の、白痴化による受付拒否1 5号証

20180219 13:26、前橋地方法務局人権擁護課において、富岡マサユキは、私の人権相談所への人権侵犯被害救済の申出に対し、以下のように、抗議を無視して白痴化による堂々巡りの虚偽や詭弁を重ね、私の人権侵犯被害の救済の申出を、実質的に受付拒否し妨害しました。
なお、トミオカには前月中に、12告訴状一式と証拠のメモリーカードを渡してありました。
例えば5号証反訳書P45下からの会話のように、①告訴状Bの血痕の恣意的偏在の恣意性を私が訊ね、富岡はその答えに窮したにも拘らず、警察の判断だから違法性は無い、②警察の組織的隠蔽だと指摘しても、それはうちでは何とも言いうが無い、③その事実調査を求めるても、できない、④調査できない理由を訊ねても、違法性が無い、⑤違法性が無いとする理由を訊ねても、答えない、⑥警察には理由が無いのだから違法だと指摘しても、それは今井さんがそう思っているだけと決め付け、⑦決め付けた理由を訊ねても、今井さんの言い分はわかるが、違法性は認められない、⑧認められない根拠を訊ねても、警察の判断だから違法性は無い、といった具合に、警察の判断には常に合理的根拠が無いことを頑なに認めようとせず、職責放棄による倒錯(論理矛盾)の連鎖(ゾンビ化=堂々巡りの白痴化)です。

不当性は上記に加え、告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明)に既述の通りです。
上記の倒錯の連鎖の発言例を以下に摘示します。

- (1)検査機関の判断には介入できない旨 約20回 職責(調査義務、規程2条)違反 虚偽組織的隠蔽との訴えを無視しており、職権探知義務(細則8条)や刑訴法239条2違反です。
P12上「(14:00 富岡)検査機関で判断してるんでね、そこに入ってげねえんですよ」
P13上「(14:03 富岡)例外扱いはしてな、してないですね」
P45下「(15:39 富岡)違法性が無いんだもん、その、警察官の出した判断にどうやって?」
- (2)警察の判断だから違法性は無い旨 約10回 盲信 職責放棄 虚偽
P49中「(15:53 富岡)だから、警察、検査機関が犯罪じゃないって言ってるわけでしょ?」

P50 上 「(15:55 富岡) 警察、捜査機関が犯罪じゃないと言つてんですよ?」

(3) 我々には権限が無い旨 数回 職責放棄 虚偽ないし詭弁(捜査ではなく調査)

P14 上 「(14:06 富岡) 事実調査は、事実調査はできないですよね? 我々はその、前にもお話して有るかもしないすけども、強制調査権なんて無いから、強制捜査権で無いですから。」

(4) **★★★富岡による福田の隠避** 内部牽制放棄 無根 職責違反

前提事実と告訴事実1と告訴事実2に既述の恣意性を否定する根拠が何一つ有りません。

P35 上 「(15:08 富岡) 本当に、意図は無いんじゃないですか? 意図なんか持たないですよ、法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意図は持つて無いですよ」

(5) 貴方の思い込みに過ぎない旨 無根 無意味

P47 下 「(15:44 富岡) イマイさんはね、そう言つてるわけですよ、」

P48 中 「(15:47 富岡) それはイマイさんが考へてるんでしょ? 犯罪だつてゆうのは。」

(6) **★★とにかく調査はできない旨** 職責放棄 無根

「(私)だから、調査して下さい、と言つてるんです。私の言つてる事、おかしいですか?」

P47 下 「(15:45 富岡) おかしくはないけれども、調査はできないですよ、うちのほうで。」

「(私) どうしてできないんですか? しなくていいという根拠がどこに有るんですか?」

P47 下 「(15:46 富岡) 調査はできないでしょ?」

(7) **★★★威力を示唆する発言**

P52 下 「(16:03 富岡) USBメモリーは破棄しちゃつていいですか?」 愚問 害意の表示

これは、提出物は5年保存(6号証P4上、富岡)との規定から見て、愚問であり不審です。

理由が無いことは自覚しているはずし、申出人に吐くべき言葉ではなく、「お前の訴えなど認めない」との人格的生存への害意の表示であり、包囲網としての威力脅迫です。

告訴事実3 富岡の、不当な論理による受付拒否2 6号証

20181031 11:28、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町2丁目3-1)人権擁護課への通話において、富岡マサユキは、以下のように、抗議を無視して白痴化による堂々巡りの虚偽や詭弁を重ね、私の人権侵犯被害の申出を、実質的に受付拒否し妨害しました。

例えばP6の会話のように、①告訴状Bの血痕の恣意的偏在を私が指摘し、富岡はその答えに窮したにも拘らず、警察の判断には合理的根拠が無いことを認めようとせず、②捜査ができないとは人権相談所の調査義務を回避する理由にはならず、③侵犯性を訊ねたのに、言えないでは職責放棄ですし、それなのに、侵犯性が無い、との結論は導けず、態様として、職責放棄による倒錯(論理矛盾)の連鎖(=ゾンビ化=堂々巡りの白痴化)です。

不当性は上記に加え、告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明)に既述の通りです。

上記の倒錯の連鎖の発言例を以下に摘示します。

★★警察に合理的根拠が無いことを認めようとしない欺瞞

P7 下 「(11:48 富岡)だから、警察の行つてる行為が正当業務行為でない、ある、ってゆうことはわからないですよ、うちではそれは、」

「(私)それを判断しなかったら貴方がたの仕事にならないでしょ?」

P7 下 「(11:49 富岡)それは判断できない、」

「(私)作為義務の放棄でしょ?」

P7 下 「(11:50 富岡)それは判断できないです、」

「(私)だから何でできないって言ってるん? 根拠を示せと言つてるん。」

P8 上 「(11:51 富岡)だから、犯罪を捜査する機関ではないです。」

戸所、石巻、富岡、に対し其々、公務員職権濫用罪

(刑法第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。)

告訴事実1から3により、3人は包囲網として事前共謀して、後述の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明)に既述の各自の職務を装つて、その職権を濫用して、私の人権侵犯被害救済の申出を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、公務の公正という公益を侵害し、また、私に義務のない本告訴を行わせたので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

戸所、石巻、富岡、に対し其々、脅迫罪

(刑法第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する)

告訴事実1から3により、3人は包囲網として事前共謀して、其々、「お前の訴えなど認めない」との私的人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を示しました。

これらを、包囲網としての一連の無言の威力脅迫とする根拠は、

いずれも公序良俗の偽装であり、包囲網の組織力の誇示と言えること

告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明)に既述の通り、当り前の抗議を無視して、合理的根拠無く、同趣旨の虚偽ないし詭弁を重ねる倒錯(論理矛盾)の連鎖(=白痴化による堂々巡り=ゾンビ化)、という態様で一貫しており、社会通念上許されない超信義則違反であることから、裁判所ぐるみで、皆が確信犯として当り前のことと認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めて隠蔽せんとする狙いであり、それによる、包囲網の圧倒的な組織力の誇示としか説明できません。

また、公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

そして、組織力を誇示する目的は、無言の威力脅迫の害意としか説明できません。

意図の有無に係らず、公序良俗の偽装の状況が齎す脅迫効果は絶大です(不真性不作為犯)。

告訴事実1から3により、3人は包囲網として事前共謀して、其々、私への脅迫の意図を持って、後述の公務員職権濫用罪の各自の職権を装つて、その職権を濫用して、申出を妨害し、「お前の訴えなど認めない」との私的人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を表示し、もって、私への無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪った

ので、脅迫罪です。

適用法令の摘示

人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）より抜粋

第2条 事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる。

第5条 事件は、この規程に別段の定めがある場合を除き、人権侵犯の疑いのある事実の発生地又は人権を侵犯されたとされる者（以下「被害者」という。）若しくは人権を侵犯したとされる者（以下「相手方」という。）の居住地を管轄する法務局又は地方法務局において取り扱う。

第14条（5） 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、文書で、告発すること（告発）。

人権侵犯事件調査処理細則（平成16年3月26日付け法務省権調第200号人権擁護局長通達）より抜粋

第7条 処理規程第8条第1項に規定する申告（以下「被害の申告」という。）があつたときは、次に掲げる場合に該当する場合を除き、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始しなければならない。

- (1) 当該人権侵犯が、国会の両院若しくは一院又は議会の議決によるものであるとき。
- (2) 当該人権侵犯が、裁判所又は裁判官の裁判によるものであるとき。
- (3) 当該人権侵犯に関する事件が、確定判決（確定判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により完結しているとき。
- (4) 当該人権侵犯に関する事件が、裁判所に係属しているとき。
- (5) 被害の申告が、当該人権侵犯に当たる行為の日（継続する行為にあっては、その終了した日）から1年を経過してされたとき。
- (6) 被害の申告が、過去にされた被害の申告と同一の人権侵犯に関するものであるとき。
- (7) 当該人権侵犯による被害が生じておらず、又は生ずるおそれがないことが明らかであるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事案の性質上、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められるとき。

2 前項第4号、第5号又は第6号に掲げる場合に該当する場合であっても、法務局又は地方法務局において取り扱うことが相当と認められる特別の事情があるときは、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始するものとする。

3 第1項第8号に掲げる場合に該当するとして救済手続を開始しないときは、法務局長は人権擁護局長の、地方法務局長は監督法務局長の承認を受けなければならない。

4 監督法務局長が前項の承認をするに当たっては、人権擁護局長の指示を受けなければならない。

第8条 法務局長又は地方法務局長は、人権擁護委員若しくは関係行政機関からの通報又は

新聞、雑誌等の出版物の記事、放送、インターネットその他のものからの情報により、事件の端緒を得るよう努めなければならない。

立証方法 証拠説明書の1から6の全号証

添付書類 証拠説明書と1から6の全書証と被害届2018と恣意性一覧表

以上

告訴 I 2 証拠説明書 20201027

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号証	20170501 16:00 私の自宅から沼田 支局の福田との通 話録音の反訳書	USBメモリー プリント原本 20181119 私が作成	立証すべきは、前提事実です。詳細は反訳書の通り。 虚偽①(管轄外) 「警視庁については東京法務局の管轄」は、正しくは「 <u>発生地若しくは居住地</u> 」(規程2条) 虚偽②(継続行為の場合の説明洩れ) 「 <u>行為の日</u> (継続する行為にあっては、 <u>その終了した日</u>) から1年」(細則7条) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町701)への通話。
2号証	20180118 09:56 沼 田支局での原田及 び福田との会話録 音の反訳書	USBメモリー プリント原本 20181119 私が作成	立証すべきは、 <u>告訴事実1</u> です。 8告訴状と被害届2018を持参し救済の申出をしましたが、説明できたのは2告訴状だけです。 ●全告訴事実に共通の不当性は、抗議を無視して、執拗に同趣旨の虚偽や詭弁を重ねたこと(職責放棄による倒錯の連鎖=ゾンビ化 =白痴化による堂々巡り)であり、言い換えると、合理的根拠が無いのが誰にも明らかなのに改めなかったことです。 これらは、社会通念上許されない超信義則違反であり、態様として、 <u>人権擁護機関の公然たる非人間扱いによる被害者迫害</u> と言え、 公序良俗の偽装による「 <u>お前の訴えなど認めない</u> 」との人格的生存への害意としか説明が付きません。 ①★★★原田による福田の隠避(P2下、P3中) 虚偽の理由を用いた超犯罪的な受付拒否は正当化できません。 ②原田が、「 <u>できない</u> 」旨の虚偽を多用したこと 無根 職責放棄 ③★原田の、郵便配達員事件の隠蔽 経験則違反 無根 職責放棄 ④★★★福田の、両立不可能な2つの甚だしい経験則違反 A被疑者の職業の盲信と、B自分の筆跡の経験則の否定 A 1★ P21下「(福田)(郵便局員の居眠り中の住居侵入なんて)100%信じられない。」 A 2★ P23上「(福田)そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。郵便局の人もそんなこと絶対 しないと思ってる。だからです。」 B★ P23中「(福田)だから、筆跡が違うって言うのは、どういう証拠が有って?」 サインのコピーを提示済 ⑤★★★福田が原田に、侮辱と脅迫と隠避を教唆 P22中「(福田)だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」 ⑥★侵犯性は無い旨 無根 脈絡無し 論理則違反 少なくとも、前提事実の福田の虚偽は超犯罪的であり、人権侵犯です。 ⑦★★★原田と福田が、申出を中途打切り(受付拒否)したこと 2人は、私の人権侵犯被害救済の申出の説明が未だかなり残っていることを承知のうえで、予定時間の経過を理由に途中で打切り、

			延長の抗議にも応じませんでしたが、これは極めて理不尽で甚だしく信義則違反な手続妨害であり、問答無用の門前払いです。
3号証 (I -3) (I -甲4)	20180119 16:53 私の自宅から沼田 支局の福田への通 話録音の反訳書	USBメモリー ^{プリント原本} 20181119 私が作成	立証すべきは、 <u>告訴事実2</u> です。詳細は反訳書の通り。 告訴事実2 福田の、第三の虚偽を用いた受付拒否2 <u>虚偽③(精神的損害にも損害額が必要)</u> なお、このような規程が無いことを、戸所が証言しています(4号証P23下)。 P3上「(福田)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?」 P3下「(福田)だから、具体的にどういう症状が出ましたか?」 P4下「(福田)そうです、書く必要が有るんです。」 P5中「(福田)はい、受付できません、申し訳ないですね。」
4号証 (I -甲5)	20180123 13:03 前 橋地方法務局人権 擁護課での戸所ジ ンジ及び石巻との 会話録音の反訳書	USBメモリー ^{プリント原本} 20181119 私が作成	立証すべきは、 <u>告訴事実3</u> です。 戸所と石巻の、中途打切り(受付拒否)など 前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町2丁目3-1) <u>①★★各県警の法令違反を否定</u> 虚偽(犯罪捜査規範61, 65条違反) 職責違反 告訴事実1に既述の通り、警察が犯罪被害の訴えを無視すれば法令(職責)違反かつ人権侵害なのは誰でも判りますし、また、調査の例外規定には当りませんから、弁護士がこのように人権擁護委員の立場を濫用して、法を曲げて代弁を行うことは洗脳です。 <u>②★★捜査機関の判断には介入できない旨の虚偽を多用</u> 延べ約20回 無根 職責違反 各県警の組織的隠蔽なので介入できないはずではなく、また、介入できないから侵犯性が無いとも言えません。 <u>③★★★戸所の居直りによる福田の隠避</u> 虚偽の理由を用いた超犯罪的な受付拒否は正当化できません。 P23下「(戸所)ただ、貴方が、今こういったやりとりしては? こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ? そら、人間だからしようがないじゃないですか?」 <u>④★★★申出を中途打切り(受付拒否)したこと</u> 説明済の1/10に侵犯性が無いなどとは言えませんが、たとえもし仮にそうだとしても、残りの9/10を見ないまま侵犯性が無い、などとは言えません(論理則違反)。
5号証 (I -甲6)	20180219 13:26 前 橋地方法務局での 人権擁護課の富岡 との会話録音の 反訳書	USBメモリー ^{プリント原本} 20181119 私が作成	立証すべきは、 <u>告訴事実4</u> です。詳細は反訳書の通り。 富岡の、白痴化による受付拒否1 <u>(1)捜査機関の判断には介入できない旨</u> 約20回 職責(調査義務、規程2条)違反 虚偽 組織的隠蔽との訴えを無視しており、職権探知義務(細則8条)や刑訴法239条2違反です。 <u>(2)警察の判断だから違法性は無い旨</u> 約10回 盲信 職責放棄 虚偽 <u>(3)我々には権限が無い旨</u> 数回 職責放棄 虚偽ないし詭弁(捜査ではなく調査) <u>(4)★★★富岡による福田の隠避</u> 内部牽制放棄 無根 職責違反 虚偽の理由を用いた受付拒否は正当化できません。

			<p>P35上 「(富岡)本当に、意図は無いんじゃないですか? 意図なんか持たないですよ、法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意図は持って無いですよ」</p> <p>(5)貴方の思い込みに過ぎない旨 数回 無根 無意味</p> <p>(6)★★とにかく調査はできない旨 約10回 職責放棄 無根</p> <p>(7)★★★威力を示唆する発言 P52下 「(富岡)USBメモリーは破棄しちゃっていいですか?」 愚問 害意の表示</p> <p>これは、提出物は5年保存(6号証P4上、富岡)との規定から見て、愚問であり不審です。</p> <p>「お前の訴えなど認めない」との害意の表示と思われますが、自らに理由が無いことは自覚しているはずし、申出人に吐くべき言葉ではなく、包囲網としての威力脅迫に相違有りません。</p>
6号証 (I-甲8)	2018.10.31 11:28 私の自宅から前橋 地方法務局の富岡 への通話録音の 反訳書	USBメモリー ^{プリント原本} 20181119 私が作成	<p>立証すべきは、告訴事実5です。詳細は反訳書の通り。 富岡の、白痴化による受付拒否2</p> <p>★★★警察に合理的根拠が無いことを認めようとしない欺瞞</p> <p>P47下 「(富岡)だから、警察の行ってる行為が正当業務行為でない、ある、ってゆうことはわからないですよ、うちではそれは、」</p> <p>「(私)それを判断しなかったら貴方がたの仕事にならないでしょ?」 P47下 「(富岡)それは判断できない、」</p> <p>「(私)作為義務の放棄でしょ?」 P47下 「(富岡)それは判断できないです、」</p> <p>「(私)何でできないって言ってるん? 根拠を示せと言ってるん。」 P47下 「(富岡)犯罪を捜査する機関ではないです。」</p>

20180123 13:03 前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)人権擁護課での戸所ジンジおよび石巻との会話の録音の反訳書

(石巻) じゃ、イマイさん、どうぞ、お入り下さい。

(私) こんちは。

(戸所) あ、ご苦労様です。ええと、住所とか名前、お訊きしてもいいですか?

(私) はい、あの、こ、これ、これに書いてある通りです。

(石巻) 今日お時間のほうが、あの、他の相談者のかたもいらっしゃる予定になっているので、まあ、30分から1時間ぐらいしか、どうしてもお取りできないので、はい、あの、ま、ご了承ください。

(私) はい、

(戸所) 年齢は失礼ですが、おいくつですか?

(私) 今、57だと思います。

(戸所) 57、はい、ええと、あと、この相談所、知ったのは?

(私) あ、あの、沼田支局に一度、じゃない、何度か出向いて、結局、断られたもんですから。

(戸所) じゃ、その沼田支局が有るっての知ったのは、どこ、何で知ったの?

(私) あ、それはインターネットですね、はい、はい、はい。

(戸所) インターネット、インターネット はい、で、具体的には?

(私) あ、ええとですね、あの、被害の概要が元々有りまして、まあ、

(戸所) あ、こ、これ?

(私) あ、そうです、そうです、

(戸所) これ読ませてもらいました、

(私) あ、そうですか、はい、

(戸所) 読ませてもらったんだけど、具体的に、どんなことが被害が有るのか? ってのが、全く判らないね、これでは。

(私) ええ? はい、それを、あの、説明する為に、ええ、20日と、あ? じゅ、ええと、19、18日に、支局に出向いて、ええ、救済

(戸所) 1月の18日?

(私) ええ、

(戸所) 今年の? はい、

(私) ええ、支局に出向いて、ええ、支局長のフクダさんとハラダさんに、ええ、救済の申出を行ったんですが、結局、具体的被害が、あの、説明できないということで、ええ、侵犯が認められないということで、拒絶されました。

(戸所) 支局長さんと、だ、誰って言いました?

(私) ハラダ、

(戸所) ハラダ? だから、結局これ見てもね、出してもらったこれ見ても、

(私) はい、

(戸所) な、な、何の被害が有るのか？ ってのが全然判らないんですよ。

(私) あ、ですか？ 去年のは、そんなに判らないですか？ まあ、あの、格段に今、レベルアップしたのがこれなんですけども？

(戸所) 警察組織から人でなしとして扱われているってことなんだけども、そもそも、警察に対して、どういう申立をして、どういうことを期待したのか？ っていうのが全然書いてないね？ これには。

(私) え？ いや、そんなことないですよ、あの、ええ、被害届を出したとかね、それを無視されたとか、一ヵ月後にあの

(戸所) まずね、何の被害の被害届を出したんですか？

(私) 何の被害？ ええ、い、ええ、しいて言えば、威力業務妨害の、ええ、状況証拠を、あの、書いてるものなんですけど？

(戸所) だから具体的にどんなことが有ったんですか？ ってゆうこと

(私) それ、ちょっと、ま、置いといっていただけですか？ まず、あの、支局の対応の違法性について検証していただきたいと思いますので。

(戸所) あの、まあ、いわゆる相談を受けてね、

(私) はい、

(戸所) ええ、要するに、事件性なり、それからその、人権侵害の侵犯性が無いとするとね、

(私) ええ、

(戸所) そりや、対応し、し、し、できっこないですよね？

(私) 無いとすればね、それは置いときましょう。

(戸所) だから、だから、まず有るってことを先に言ってもらわないと、我々だって相談に乗れないじゃないですか？

(私) だから、有るのは、支局の対応が完全に違法です、犯罪です、それをご説明します。

(戸所) だからその、まずね、支局に何かを訴えたわけでしょう？

(私) ええ、訴えた物が有るんです、有るのは有るんです、それは、ええ、告訴状なんって、これが去年の、あの、対応の不当性です、去年までのね。

(戸所) ハラダっていうのは？

(石巻) 係長です、

(戸所) 沼田の？

(石巻) はい、

(戸所) この実行行為は、包囲網として、ええ、常に脅迫と隠蔽の二つの原因と、意図、うん？ あ、意図、を同時に持っていると？

(私) ええ、そのあたりは、こっちのあの、被害届という名の共通事項説明書で書いてあります、説明して有りますんで。

(戸所) あの、まあ、書いて有るって言われてもね、なかなか読んで判らないんで、口頭で説明してもらいたいんですけどね？

(私) そうすると何日もかかります？

(戸所) あの、簡単に言って、言えるか？

(私) 簡単に言えません。そんな簡単、単純な案件じやありません。

(戸所) まずね、ま、人権侵害、人権侵害、と書いて有るんだけれども、貴方のどういう権利が侵害されてるんですか?

(私) はい、ですから、それもこれ、基本的には生存権と平等権です。

(戸所) 生存権?

(私) はい、基本的には無視されてますから、一切の届出を。

(戸所) 無視、無視するってゆうのはね、あのう、例えば、刑事事件の被害届出したとして、それが被害が、被害の内容が書いて無ければ、無視されたってしようがないですよね?

(私) なるほど、

(戸所) 具体的に、いつ、どこで、誰から、どういう被害を受けたのかっての、

(私) ええ、

(戸所) ★ そういうことをちゃんと訴えないと、聞くほうは判らない、動いていいかどうかも判らない、回答も必要無い。

(私) そうですね、だけども、全く本人の意思を、確、判らないんでしょ? だったら、本人の意思を確認すべきですよね?

(戸所) ★ 逆、逆、

(私) それをしないで、全く無視するということが実行行為だと言ってるんですよ? それが警察の実行行為です。

(戸所) だって、被害が有ったかどうかわかんないのにね?

(私) いや、一切、本人と連絡を取らないのは、無条件に違法だと思いますよ?

(戸所) ★ いやいや、そんなことない。

(私) 犯罪を構成します、

(戸所) や、そんなことない、

(私) や、します。

(戸所) いや、しないよ。

(私) だ、そういうこと、有り得ないでしょ? 一切無視したら、

(戸所) ちょっと待ってください、ちょっと待ってください、

(私) そのやりかたを敷衍したら、誰も警察を利用できないってことですよ?

(戸所) いや、ちゃんとしたね、こう、被害届を出して、被害を証明する資料を付けて、出せば、対応します。

(私) 出さなかつたらどうするんですか?

(戸所) ま、無視する。

(私) 無視するという正当性が有りますか? 取扱、正当な取扱ですか? それは。

(戸所) ★ そうです。

(私) そんなもんは決まってないね。

(戸所) だって容疑も無いのに、動きようがないじゃないの?

(私) や、それは刑事訴訟法に有る通り、

(戸所) どこに有んの?

(私) え? あ、それは書いて有りますけど、何条何項に、あの、解らなければ、本人に連絡取って意思を確認すると、で、更にあの、被害の、その届出の状況を明確にするということが謳われてますよ? なぜ、それをしな、しないのか? それ、ちょっと置いといてください、だから。はぐらかさないでください。私は、あの、支局の違法性を、まず問いたいんで。

(戸所) だから、ちゃんと訴えをしてるのに、対応しなければ違法ですよ、それは。ちゃんと訴え、した訴えをしているのかどうかがまず判らなければ、

(私) え? だから、当初、当初をそうやってごまかしたいんであれば、それはそれでけっこうです。だけど、昨年10月に改めて、あの、詳細の訴えを起こしてますんで、それを無視してんのは明らかに違法です。過去のことはどうでもいいです。

(戸所) じゃ、詳細の訴えってのはどの、あの、ことを言ってるんですか?

(私) それはあの、ここに全部在る、揃ってる通りなんです。

(戸所) さっき見た限りでは、何も無かったですよ? また別な書類なのかもしれませんけどね?

(私) ま、それは置いといてください、あの、それに対する反論は有りますが、それよりも、あの、直近の対応の方が、よほど違法性が高いですから。

(戸所) 刑事訴訟法の何条って言いました?

(私) だ、時間が限られてるんでしょ? また、その、犯、あの、具体的被害がどうのこうのと言われたくないんで、先に、あの、焦点に進みたいんですけども。

(戸所) じゃ、まあ、は、話してみてください。

(私) ええと、直近の、ええ、沼田支局の対応の違法性を申し上げます。これ、録音が一切有りますが、要約で申し上げます。凄まじいまでの被害者虐待ぶりにご注目ください。受付拒否せんが為に次から次へと詭弁を繰り出して上げ足を取ろうとします。まず、ええ、根拠の無い事を平然と言い切ると、執拗に詭弁を繰り返すのがハラダの元々の特徴です。また、自分に都合の悪いことは返事をしません。ええ、まず(ハラダ)「人権相談所の作為義務がどこにあるのか?」と告訴人の認識度合いを試そうとしています。知らないはずがありません。作為義務と前回対応の不当性の説明を兼ねて、両名に対する告訴状IXを読み上げました。これについては全く、無反応でした。「これらの資料を読めば判ります」と10回は言っておりますが、告訴人の持參資料、これは被害届と告訴状8通です。ええ、に、二人とも最後まで目を通そうとしませんでした。ええ、(ハラダ)「うちはこのフォーム(相談シート)でないと受け付けられません。これだけが必要なんです。口頭で説明してください。」この取扱は違法ですか?と、まあ、後で訊きましょう。ええ、説明資料、一切触れようとしない、隠蔽の、隠蔽を示唆してますね? それから、(ハラダ)「告訴状はうちでは受け付けられません」「タイトルは関係ない、説明資料です。」(ハラダ)「裁判にする予定があるならうちでは受け付けられません。告訴状を作っているということは予定が有るものとみなします。」「つもりがあつても受理される保障は無い。隠蔽でありそれが被害だと言っています。そもそもどうするかは私の自由です。」(ハラダ)「うちに何をしてほしいのか?」「それはそちらの職権判断ではないのか?(5)の告発です。告訴と人権救済を同時に進めてはいけない決まりでも有るのか?」これも確認点です(ハラダ)「返事無」。読み上げて説明

しているそばから(ハラダ)「被害は何ですか?」と執拗に繰り返しています。(ハラダ)「加害者は沼田署の誰ですか?」「訊ねても名前を言わないので不明のも多い。警察は職権で明かさないことも可能ですよね?」(ハラダ)「いいえ、うちではそういうことはわかりません。個人が特定できなければ調査しようがありません。」「それなら告訴状Ⅱ末尾の事実経過欄を見てください。延べ10人くらいの個人名が記載されております。」(ハラダ)「犯罪になつていればうちでは受けられません。」「何のことだ? 犯罪であると同時に人権侵犯でもあるということです。普通そうでしょ?」(ハラダ)「前から一度今井さんに言おうと思っていたのだが、人権擁護委員は、い、委嘱でありボランティアなので今井さんから何か言えるものではありません。」「ならば何の為の根拠法か?彼は今まで何一つしていない。ちょうど、明記された調査を免れる正当な理由にはならない。聞き流すことを相談に乗ると言つうですか?」ええ、それから、ええ、告訴状の中の一つに郵便局の事件がありまして、それを読みあげて説明したそばから、「今井さんの郵便物が届いたんだからいいじゃない、何が被害なの?」「私は受け取っていないし、寝ている間に黙って忍び込んで置き去ることを配達とは言わない。」本人の私の、私がサインの筆跡が違うと言つているのに、(フクダ)「それで、それはうちでは判断がつきません、筆跡鑑定してもらつてください。」「だから、それをしなかつた沼田署は、もちろん被告人に挙げています。」(フクダ)「郵便局員が絶対にそんなことするわけない、100%信じられません。」「それなら人はすべからく犯罪をしない、と言つているのと同じことで明らかに詭弁ですと、ね?」と指摘し、他の状況証拠を説明してもなお判断を見直しました。(フクダ)「私達が信じないと調査には入れない。どうだよ?」とハラダに同意を求めました。この発言は隠蔽と、もちろん隠蔽を示唆します。だけども、被害者の前で普通、口にする言葉ではありません。ですから、脅迫をも同時に示唆しております。郵便局員が絶対にそんなことするわけないという根拠の無い経験則・信義則を敷衍すれば、人権侵犯などありえないと言つているのと同じ事であり、職責の自己否定と言えます。そして本人の私が自分の筆跡ではないと言つていること、これは経験則上、誰だって自分の筆跡わかりますよねえ、それで、自分の筆跡じゃないと主張しているのに、この圧倒的に信憑性の高い信義則・経験則を無視していることこそ、判断の異常性であり、隠蔽の証左です。最後に、「説明の為に持参したこの提出資料を預かって、読んでみた上で侵犯事実の有無を判断してください。」と要請したのに、二人揃って「いいえ、できません。」と口を揃えました。「それでは門前払いですね?」との問い合わせに、二人揃って「はい」と答えました。そして、まだ十分の一ぐらいしか説明が終わっていないのを承知のうえで、被害が見当たらないとして不當に受理拒否しました。

少なくとも、読み上げた両名への告訴状により、罪状と被害を説明済みであり、何ら反論もしないで、侵犯事実が見当たらないと断じたことは隠蔽です。

それから、翌日、これは、あの、人権擁護局と、こちらに一旦、午前中、お電話した上で、ゆ、翌日の夕方、ええ、支局に電話した時のやりとりです。ええ、フクダ支局長とのやりとりですが、「救済の申出の続きの説明に伺いたいのですが」と切り出すと、「昨日お断りしましたよね?」と最初から不當な受理拒否、受付拒否を続ける構えでした。

まだほんの一部しか説明が終わっていないのを承知の上でのこの発言です。人権擁護局や前

橋による監督が有ったとは思えません。

「もう結構です」と執拗に遮ろうとするので、つい「いいから黙って聞け!」とわ、叫んでしまいました。すると、「黙って聞けとは?貴方は私達に調査してもらう立場ではないのか?」と逆に脅しにかかる始末。「郵便局よりもっと異常なのは沼田署の対応です。私が通報して駆けつけた警官5人に要請した現場検証を結局無視した。そればかりか翌日に提出した告訴状をも今だに無視している。これは警察として明らかに異常な対応であり人権侵害です。そう思いますよね?」と訊ねると「いいえ、思いません。」「そう思いますよね?」と二度目訊ねると「いいえ、思いません。」「そう思いますよね?」三度目訊ねると、「それは警察に言ってください。」これは、襲ってきた強盗に相談しろと言っているのと同じことですね。ええ、それから、「侵犯事実を確認して、してください。」と私が言ったところ「いいえ、そういう仕事はしません。」「いやいや、それがそちらの仕事です。」「では、具体的にどういう被害を受けましたか?」「昨日説明しましたよね?何を聞いているの?生存権の侵害であり精神的法益の侵害です。」「ですから具体的な被害は何ですか?」「脅迫なんだから著しい恐怖感や絶望感です。他に何が必要ですか?」「例えば金額に換算すれば損害いくらですか?それがないと報告書が書けないから受け付けられません」これは確認点です。「精神的法益の侵害について始めからそんなことを訊ねるのはおかしい、異常です。」「では、異常ということで。」ということで終わっております。慰謝料訴訟の原因、せ、慰謝料請求訴訟の請求の原因に当るような損害の見積もりを欠く事が、救済の申出を拒絶する正当な事由、つまり違法性阻却事由になるのでしょうか?そもそも侵犯事実の有無と被害が具体的に表現可能か否かとは別問題だと思います。

という状況なんんですけども。

(戸所)★ うん、だ、まあ、今聞いてる限りで、特に間、対応に問題が有るとは思えませんけどね。一番どこが問題だと思うんですか?

(私) 拒絶したことでしょうね、だから、根拠が有るんですか? 根拠が有るんですか? これは。

(戸所) 貴方が当初から訴えようとしていることが何か? ってのは、まだ聞いてないわけですよね?

(私) ええ、

(戸所) うん、で、本当にそれが人権侵害に当る重大なことであれば、受けないってな、こら問題ですよね。だけど、貴方が言ってる最初のことが人権侵害と言えなければ、

(私) ええ、

(戸所) 扱わるのは当たり前ですよね? 出発点が何かってのがわかんないと、

(私) 見たうえで判断したんだったら、そうですね。見てないんですよ? それが不当だと言ってるんです? 見てないんです、届出内容。

(戸所) 話をして何かを訴えようとして行ったわけでしょ? だから何を訴えたんですか? 最初に。

(私) 最初は今回、あの、前回の不当性です。

(戸所) いやいや、前回の不当性つっても、書いてないじゃないですか? これだって。

(私) 書いてありますよ。

(戸所) ええ? どこ、どこを指して言ってるんですか?

(私) 例えばね、あの、2 頁目見てください、あの、ちゃんと、あの、発生から一年以内の事実が述べられていますよね?

(戸所) だから、どこ、どこを指して言ってるん?

(私) これです、ええ、ええと、あれ、あれ、ちょっと待ってください。人権被害の訴え、あれ?

(戸所) あ、裏表、印刷してありますよ?

(私) あ、そうですか? はあ、そういうこと? ええと、これですね、あのう、ええ、捜査を要求する旨の内容証明を関係六機関に送付しました。ええ、これはか、三県警の他に、ええ、内閣官房長官だ、法務大臣だ、検察庁長官だというところに送っております。

(戸所) ん、だから、送った、そもそも、ひ、被害を訴えたわけでしょ? こういう被害が有ったっていうことを。

(私) ええ、ええ、

(戸所) その被害が有ったっていう、被害の内容はどういうことなんですか? って聞いてる。これも被害を申し立てたってだけで、具体的にどういう被害があったのか?ってのが全然書いてないじゃん?

(私) いや、それは添付資料で付けて、ああ、今回の添付資料で付けておりますが、

(戸所) 具体的にはだから言ってください、口頭で。

(私) 具体的に、ですか?

(戸所) 一番ひどいと思うのでいいですよ。こんなひどいことがあったってゆうのを。

(私) 一番ひどいの? 一番ひどいのはね、ええ、ええと、昨年10月7日ですね、ええ、私は、沼田署ハギワラに、ええ、銃砲、銃声の通報をしました。ええ、この日の10時50分頃の銃声の事実と、先月前半も数発の連続した銃声が身の周りで二回あったことを伝え、それらが高橋和俊グループによる追加の脅迫行為と思われること、更には、今はまだ禁猟期間中のはずであり不審であることの事件性を強調し捜査を要請するも、今日まで完全に無視しております。

これは、あの、猟銃、あの、禁猟期間中ですから、ええ、特例は、あの、町の獣害対策センターで特例を出すことができるんですが、その特例を調べた形跡もありません。これは町の獣害対策センターに確認とつ、取ってあります、年末に。一切何も対応しておりません。

(戸所) あ、あれ、その獣害対策期間での、僕はよくわかんないんですけど、10月から3月くらいまでじゃないんですか?

(私) ええとね、11月の中旬から、ええ、2月の中旬です。

(戸所) 確かね、この間ちょっと聞いたんだけども。

(私) あの、年によって変わります、延長されたり、

(戸所) 僕が聞いた記憶があるのは10月から2月だか3月まで。

(私) いや、あの、10月はないはずです、どこも。あの、農作業があるんで。

(戸所) あのう、もしね、もし、そういうことで、違反して、あの、猟をしちゃいけない期

間に猟銃を撃ったとなればね、こら警察動きますよ。

(私) だから、動かぬのが異常です。それが人権侵害だと言ってるんです?

(戸所)★ や、だけど、そら、警察の捜査権の問題であって、

(私) 捜査権どころじゃないでしょ? これ 110 番の法理が丸ごと適用されるケースですから、動かなかつたら無条件に違法ですよ、生存権の侵害です。

(戸所) そら、ど、どうしてそんなこと?

(私) 反射的利益を超えてます。

(戸所) 要するにね、国家機関だとか公務員からね、何かをされると、そういうことが

(私) 銃声ですよ?

(戸所) ああ、そら銃声は

(私) 銃刀法に規制されてる物ですよ?

(戸所) 仮にそれが違反であるとすればね、狩猟法違反かなんかで警察が動くか動かぬかという問題であって、貴方が被害者という問題ではないんですよ? だから貴方それ

(私) いや、だから、私がね、私が主張している猟銃事件との関連が非常に疑われますでしょ?

(戸所) あの、第三者としてね、告発はできますよね? 告発はできるけども、告発した結果、警察がうごくかどうかというのは、ほら、それは警察の判断であって

(私) だけど、関連を疑わないほうが異常でしょ? 私が、ずっと脅迫を主張してるんですよ? まずね、直、狙撃をされたという行為があつて、その後、通り道を血だらけにされたりという事件があつて、死骸を置かれたという事件が、三つぐらいが、あの、組み合わせて、過去に発生してるんです? それを踏まえて通報してるんですよ? その被害者が。

(戸所) あの、猪が死んでたとかっていう、その件ですか?

(私) ええ、ええ。事件性を主張して、強調してるのに、それを無視してるというところが、警察として異常です。それは故意の隠蔽です。

(戸所) だから、警察が動くか動かぬかというのは、警察の判断だし、警察が判、動かぬんで困るっていうんなら、今度、検察庁へね、告訴するという方法もあります。

(私) ええ、そうですね、

(戸所) そうです、

(私) はい、

(戸所) 後は、法務大臣だとか、そんな、そんなとこ出したって、意味無いですよ。

(私) (苦笑) そうですか、そうかもしれません。

(戸所) 出すんだったら、警察へ出して、警察が動かぬんだったら、今度、検察庁へ出すと、それだけですよ、そこまで。

(私) 後は、あの、これは録音の会話の内容ですけども、村の集まりでですね、私がこの猟銃事件のりよ、あの、発砲グループの締出しを提案しようとした時とか、あるいはその、郵便局員事件が、あの、住居侵入して脅迫したつう事件だとか、それを事例紹介としてま、あの、話し始めたら、「そんなこと、ここでする話じゃない」という発言を繰り返して結局中断させて、た人が二人居ます、村の人で。一つは告訴状んなってる人です。 ええ、二回

集まりがあって二回とも、同じ発言を別々の人が繰り返して発言を中断さしてます。 で、私は冒頭に、これもまた身の安全に関する情報、共通の身の安全に関する情報ですが、と前置きして説明を始めてるんですよ？ それを真っ向から否定する人格否定発言を、村の、村人が二人、二名、行っております。 で、更に、他の村人は、私が更につ、話を続けようとしたら、もういいから帰るべえや、と元の組頭までが皆を促して中座してしまいました、結局、聞く人が居なくなって、あの、中断されました。 そのような異常な光景が録音として残っております。これ人権侵害だと思いますが？

(戸所) あの、ま、状況がよくわかりませけども、誰がどういう発言をするかってゆうのは、その人の自由であってね、

(私) いや、それは発言内容によっては、人権侵害になりますよね？ 当然に。

(戸所) あのう、人権侵害ってゆうか、名譽毀損になるかどうかっていう問題は有りますよね、

(私) いや、公衆の面前で、完全にあの、その人の発言を無視するような言動を取れば、やっぱり人格、全人格否定だと言われますよね？

(戸所) だって、止める権限なんて無いんだから、しゃべればいいじゃない？

(私) まあ、その、自分が後、後のその、負担を負うという覚悟であればね？

(戸所) 聞く人が居なくなったって、そら、聞くか聞かないかはその人の自由だから。

(私) (苦笑) しゃべればいいって？

(戸所) 貴方の話を聞かなきやならないなんて義務は誰にも無いんだから。

(私) いや、それはそうですよ、だけど、そんなことをすれば、当然あの、そ、それ以後の村人関係は崩壊しますよね？ 当たり前にね。

(戸所) あのう、村八分が人権侵害に当るっていう判例は有るんですけどね、村八分は。

(私) はい、村八分ですよ？ はい、実質的に村八分です。

(戸所) あのう、例えは今の話、聞きたくないと思った人が帰るのは、そら自由ですよね？

(私) 皆を促して帰るのは、どうですか？ 元組頭が ほんの一、二年前の組頭が皆を促して帰るというのは？ 席を立つ、率先して席を立つというのはどうですか？

(戸所) だって、従う義務は無いわけでしょう？ 他の人にも。

(私) それはそうです、そうです、

(戸所) 提案しちゃいけないという理由も無いでしょ？

(私) 提案ですか、言葉を選んでますね？

(戸所) 聞いてもしょうがないから

(私) 提案では無いですね、

(戸所) あ、提案でしょう？ それは

(私) いや、そりや警察の用語で言えば、別の用語がありますよね？

(戸所) ど、どういう用語がある？ どういう言い方がありますか？

(私) 教唆とか？

(戸所) そら、教唆ってな、犯罪をしろということをね、

(私) ええ、

(戸所) 言うのが教唆であって

(私) ええ、

(戸所) 犯罪でないこといくら言ったって

(私) 他にも用語がありますよね?

(戸所) なら教えてください、

(私) (苦笑)ああ、いいです、その場で、その話はそれまでにしつきましたよ。これが違法で無いと思われますか? 銃声の、銃声の通報を無視することが違法でないと?

(戸所) 銃声の通報

(私) このハギワラだけではないんですよ、ええ、もう一つはね、

(戸所) 警察の人でしょ? ちょっと待ってください、警察の人はね、そら、通報受けければ、いろいろ捜査するかどうかの判断しなきやなんないけれども、一般の会議に参加してる人がそんな義務はないでしょう? 全く。

(私) あ、一般の人は置いときましょう、さっきのあの、銃声の続きがありまして、ええ、同じ10月27日は沼田署に出向いて、警務課のノグチさんと会見しましたが、告訴人から、署長の見解を問いたいので今度こそきちんと伝えて欲しい旨を言われ、ええ、それから、ええ、10月7日12時48分に沼田署への銃砲、銃声通報が全く無視されていることと、10月22日に新たな銃声があったことを告げられ、告げるも、これらを無視しております。別の人もやっぱり無視していると。

(戸所) それ、誰が、その、鉄砲撃ったか、わかつてゐるの?

(私) わかつてゐるわけないじゃないですか? 隠蔽してゐるんだから、警察が。

(戸所) ★ だ、隠蔽してゐるっていうか、警察だって調べようが無いんじゃないの?

(私) はい?

(戸所) ★ 誰が鉄砲撃ったかなんて、警察だって、見てたわけじゃないんだから、わからないでしょ?

(私) (苦笑)調べるのが仕事じゃないですか?

(戸所) いやいや、だから具体的にね

(私) 禁猟期間中に、あの、発砲があれば、当然、住民は不安に思いますよね? 当たり前に。どうして調べないん?

(戸所) もし、その、調べるとすればですよ、鉄砲持ってる人はみんな、いつ、何発、こういう弾を買って、で、今、何発使って、何発、ほ、保存してますと、

(私) はい、

(戸所) こういう届出、出してるわけですよね、出してるんです。

(私) ええ、ええ、

(戸所) そういうのを全部調べなきやなんないじゃん、全員調べなきやわかんないじゃん? で、違反する人が居たとして、いや、届け忘れてましたつって

(私) それぐらい調べたらいいじゃないですか、銃声ですよ? 命の危険に関わることなんですよ? そのぐらい、当然、調べたらいいじゃないですか? 手間がかかったってしょうがないじゃない?

(戸所) いや、それ不満があれば、検察庁に、今度、言ってみたらどうですか? ってゆうこと。 警察に言って駄目なら検察庁に言うと、そんで検察庁止りですよ。検察庁に言って検察庁がやってくれなければ、もうそれで終わり。それ以上、法務大臣んとこ行ったって、何も回答なんか無いですから。

(私) ええ、あのう、小刻みに、あの、審判に付すことを繰り返して、少しづつ、少しづつ、前進しようと思います。

(戸所) うん、

(私) はい、告訴状毎に三罪以上、罪状が三つ以上、全部並んでますから、一つ一つ審判に付していけば、少しづつ前進できると思います。

(戸所) だから、こ、こんなに色々書いてあるからね、こんなことをしたって無意味ですよ
つつってるん? 検察庁で終わりですよって言うん?

(私) はい、あの、実務的にはそうだと思います。

(戸所) だから、検察庁へ行って、告、告発状を出して、で、後は検察庁が警察を指揮して動かすかどうかっていう、そういう問題んなってくる。検察庁だって自分じゃ動きませんからね、ただ、警察を指揮する権限があるから、検察官に、が警察にこういう点を調べなさいと、言ってくれれば警察が動くわけですよ、実際問題はね。だ、こんなことすると、かえって信憑性無くなっちゃいますよ? ちゃんとそうゆう手続きをね、すべきどこでしなきゃいけない。

(私) なるほど、それはそうだが、そうだと思います、はい。で、戻りまして、あの、支局の対応の違法性について、いかがお考えでしょうか? 特に、直近の対応は違法性が極めて高いと思いますが?

(戸所) ただ、さっき言ったように、今の内容だとすれば、警察や検察庁との間の問題であって

(私) いやいや、同時に進めて、どこが悪いんですか? 民事は相談所、刑事は検察庁と、同時に進めて、どこが悪いんですか? そういう決まりが有りますか?

(戸所) いやいや、だから、法務局で扱うのは人権侵犯ということを扱うんであって、

(私) ええ、

(戸所) 犯罪の捜査をするわけじゃないですから。

(私) だから、犯罪捜査になれば無条件に、あの、人権侵犯でもあるだろうということで、ま、けいて、刑事的に、あのう、視点を中心を置いて説明してるだけなんです?

(戸所) あのですね、

(私) はい、

(戸所) 人権擁護委員の権限というのは、

(私) はい、

(戸所) 何も無いんです、強制調査権なんか無いんです。

(私) や、そんな物、必要としてません。

(戸所) いやいや、だって、例えばですよ、あの、貴方が、その、この人が撃ったんじゃないか、とゆうふうに言ったところでね、その人呼び出したって、来なきや、それで終わりで

すよ。強制的に捜査を

(私) いや、だから、警察が問い合わせに応えなかつたっていう事実が重要なんですよ？ 後から。

(戸所) あ、それはもう警察の判断だから、

(私) 行政的におかしいでしょ？

(戸所) いや、そら警察の判断、ちょっと待って、警察の判断で動くかどうかを決めると。

(私) ええ、

(戸所) で、警察が動かなかつたら検察庁に告発すると、で、ちょっと待って

(私) 無視したという事実を確定させるのが大事なんです？

(戸所) や、だから、その、検察庁が警察を指揮して捜査しろと言わなければ、それでもう終わり。

(私) いや、だからね、人権擁護委員の仕事としてそれでいいんですよ、それをなぜやらないん？ 別に結果を求めなくていいんです、ただ決められた調査をすればいいん、結果を問はずに。

(戸所) あのですね、人権というものはね、そういったその、ま、地方こ、公共団体も政府もそうだけども、そういうとこから不当な干渉をされないという権利を持ってるんですよ、みんな。

(私) ええ、

(戸所) そうでしょう？

(私) はい、

(戸所) 貴方だって、うう、誰かから、何かその、うう、根も葉もないことで人権侵害だって訴えられてね、

(私) はい、

(戸所) 呼び出されたり、警察から呼ばれたりしたら、迷惑な話でしょ？

(私) ええ、

(戸所) だからその、一定程度の容疑が無いと、警察も検察庁も動かないと。

(私) はい、

(戸所) ましてや、人権擁護委員なんてのは、何の調査権も無いわけだから。

(私) いや、有りますよ、読み上げましょうか？

(戸所) はい、

(私) 重大なじ、人権侵害と思われる事案のご報告、法務大臣 殿、ええ、じゅ、2017年1月31日届出の

(戸所) ああ、これね、読みま、読みました、

(私) ですから、あの、明確な作為義務に基いて、人権擁護委員法第11条3項に基く調査である旨を明示した書面により、なぜ調査しないんですか？

(戸所) ★ いや、刑事事件だったら、ま、そら、警察、検察庁に任せるしかないでしょ？

(私) 刑事事件だってどうしてわかるんですか？

(戸所) だって、今、鉄砲で撃つたっていう事案でしょ？ 狩猟法違反だっていうんでしょ？

(私) ええ、だけどそれは、私が主張しているだけですよね?

(戸所) だからさ、動くか動かないかは警察・検察庁の判断であって

(私) はい、刑事事件であると同時に人権侵害ですよね? 明らかに、生存権の侵害ですね?

(戸所)★ だ、侵害してるかどうかわかんないわけで

(私) わかるでしょう?

(戸所) そういう問題については、刑事事件に当るものについては、警察、検察庁にやってもらうしかないんですよ。

(私) わかるでしょう? って。わかんなくても、少なくとも否定はできないわけでしょう?
どうしてそれで、あの、事実が無いとして断れるんですか?

(戸所) 警察、検察庁がすべきことを法務局の人権擁護委員会でするっていうことはできないんです。

(私) そりや、捜査、捜査しろって言ってんじゃない、調査をしてくださいと

(戸所)★ どうやって調査すんですか?

(私) はい? だから、読み上げたでしょ? 第11条3項に基く調査であることを明示した書面により行えばいいんですよ?

(戸所) じゃ、誰に出すんですか? それを。

(私) そら、警察でしょうね、沼田署。

(戸所) いや、それは警察が人権侵害してるという前提であればそうですけども、

(私) はい、

(戸所) 鉄砲を撃ったって人は、また別の人なんですよ? 警察が撃ったわけじゃないでしょ?

(私) あ、それ、そちらも、そちらも人権侵害です。だけど、私が主に問題にしてるのは警察組織なんです?

(戸所)★ だから警察が動くか動かないかっていうのは、そら、警察・検察庁の判断であって、そこへ人権擁護委員が介入する余地は無いってこと。

(私) 人権侵害を、侵犯の、か、か、か、あ、加害者が、ええ、公的機関だったら捜査、あの、調査しないという規定もあるんですか? それが隠蔽だと言ってるんですよ? たとえ相手が何だろうと、調査すべきことはしてくださいよ。

(戸所)★ 具体的にはじやあ、何をするんですか?

(私) 何をするって、書いてあるでしょ? この提案書通りにやってください。なぜできないんですか? どこに違法性があるんですか? この提案に。

(戸所) あの、違法性が無くても必要性が無ければ動けないです。

(私) 必要性じゃなくて、作為義務を明記されてる、作為義務を指摘、指摘してるでしょ? 人権擁護委員というのは、

(戸所) 人権侵犯の疑いがあればね、

(私) 疑われないんですか?

(戸所)★ 疑われません。そら、警察・検察庁は独自の判断がありますから、そこへそんな

人権擁護委員が介入するなんてことはできません。

(私) どうして? な、何を根拠にそう言ってるん? 法的根拠を示してください。

(戸所) 逆に、法的な根拠が無きや動けねえんですよ。

(私) や、法的根拠はあるじゃん、だから。例外規定なんか無いでしょ? 人権、人権擁護委員法に。

(戸所) 人権侵犯の訴えと、不適切な委員を配置した、ま、これは

(私) それは私のしゅちょ、主張ですよ、

(戸所) 条文はどこにあるん?

(私) 条文はここです、ここです、はい、

(戸所) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣へ報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずることと、こう書いてありますわね?

(私) ええ、講じましたか?

(戸所) 人権侵犯事件につきって書いてある?

(私) はい? 事件じゃないと言うの?

(戸所) ★ 警察が動くとか検察庁が動くとか、それは警察・検察庁の判断であって、そこに人権擁護委員が介入するっていうことはできませんよ、つつってるの。

(私) どうして、できないんですか?

(戸所) だ、人権侵犯事件につきって書いてある

(私) だから、人権侵犯事件でしょ?

(戸所) ★ いや、だ、それはだって、警察・検察庁の判断ですから、

(私) それは刑事的な判断です、刑事司法の判断です。そうじゃなくて、人権侵害、民事的な判断をする、すべきでしょ? それとは別の観点で。

(戸所) 民事的な判断は、だって、加害者との間でやるわけでしょ?

(私) はい、

(戸所) これ、警察・検察庁だったら国家賠償の問題ですよ、

(私) だから?

(戸所) ★ だ、動けっこないでしょ? ってゆうこと、人権擁護委員が。

(私) どうして? 国家賠償の問題だったら、何で動けないん、どういう論法なんですか?

(戸所) ★ 裁判でそら決めることですよ、そら。

(私) (苦笑)いやいや、裁判で決めることかもしれないけど、裁判にもっていくよう手助けする人が人権擁護委員の役割じゃないんですか? なぜ、は、調査を怠るんですか? 正当な事由なんりませんよ? それは。

(戸所) たって、その、正当な事由じゃなくて、人権侵犯事件につきって書いてある

(私) だか、人権侵犯事件でしょ? そうじゃないという論拠はどこにあるんですか?

(戸所) それ警察・検察庁の判断で動かないっていうふうにしたら

(私) 全然意味が通ってない、理由んなってない。

(戸所) ★ じゃ、何で、警察、人権擁護委員が、警察・検察庁の判断に、どうやって介入するんですか? できっこないでしょ? そんなこと。

(私) だから、この通りの調査をなぜできないんですか？ と私は繰り返しておりますが。どこに問題があるんですか？ この提案に。当たり前のことを書いてるんですが？

(戸所) 人権侵犯事件につきって書いてある、人権侵犯事件につき

(私) だか、人権侵犯事件でしよう？

(戸所)★ じやないです。

(私) どうして、じゃ、そう言えるん？

(戸所)★ 起訴するかしないかと、あるいは、捜査するかしないか、てのは捜査機関の判断であって、それが、その、人権侵害だなんてゆうことは言えないですよ。

(私) (苦笑)さっきも、先ほども言いましたが、刑事的罪と、あの、人権上の罪っていうのは、同時に、共存しうるわけですよね？ 普通そうでしょ？

(戸所)★ 違う違う、ちょっと、よく聞いて、貴方が犯人でもないのにね、警察から呼び出し受けたり、警察に逮捕されたりしたら、こら、人権侵犯ですよ、そゆこと。 だけど貴方が告訴して、あるいは告発したこと、警察が動かないからって、そら、人権侵犯とは言えないんですよ。

(私) ええと、支局の違法性もう一度繰り返します。裏付を取りたいんですが、確認事項、まず、このシートでないと受け付けられませんと言って、私のしり、あの、提出資料を、ええ、受理拒否したことは、あのう、違法ではないんでしょうか？

(戸所) このシートってゆうのは、どのシート？

(私) 相談シートってのがあるんですよ、一枚の、あの、A4 縦のが。

(石巻) 申告シートですかね？

(私) ええ、

(石巻) あの、いつ、あの、どういったことで、どういう侵害を受けたっていうのを書いて

(私) なんか、キャラクター入りのがあるんですよ。

(石巻) 申告シートですね、

(戸所) でもまあ、こういうふうに、電話だって相談できるんだから、別に書類が無いからって相談できないわけじゃないですよね？

(私) ん？

(戸所) これ電話相談なんですよ、

(私) ああ、はいはい、ですから、見ればわかると言ってまして、あの、例えばね、ええ、ああ、もうだいぶ、バラバラんなってきたな、ええ、告訴状Ⅱの獵銃発砲、あ、狙撃脅迫事件なんか、もう、事実がたくさんあるわけなんですよ、あの、みんな末尾の事実経過欄にあの、箇条書きしてあるんですけども、あの、日時、場所、名前、ほとんど入ってます。そういうのが、いっぱい列挙されてるのに、それを一切見ない、見ようとしないこと自体が隠蔽の証拠です。 示唆、示唆しておりますよ？ 隠蔽の姿勢を。

(戸所) だ、け、検察庁に出てみたらどうですか？

(私) だから出します。

(戸所) ああ、全部もう

(私) もう、15くらい、15回くらい通って、今、半分、見てもらってるところです。

(戸所) じゃ、何でね、警察・検察庁は、その事件で動かないんだと思う? 何か理由は言われてるでしょ?

(私) それは、牛歩戦術を取ってるからですよ。

(戸所) だけど、うん、

(私) あの、確かにね、私、素人ですから、要件事実の書き方なんて、そりや、わかり、知りませんよ、だからそれをね、不備を小出しに小出しにするんです。ちつとづつ、ちつとづつ、毎回行っちゃあ、形式不備でそれを、それを差戻しを繰り返してるわけです。そういうことをやってますから 15回もかかるってます、はい。 貴方、これが貴方がたの告訴状ですって突きつけたこともあります、最近。

(戸所) あ、何、警察の?

(私) 検察庁に。

(戸所) 警察の職員の対応を検察庁に告訴したってこと?

(私) んん、元はそうですけど、検察庁の対応の不正を、また別の告訴状で告訴したってことです。だけどそれは、一旦、今、取り下げますけど。

(戸所) あのう、さくい話ね、そういうことばっかやってると、もう相手にされなくなっちゃうんですよ。

(私) そういうとこばっか?

(戸所) 重要なことはね、ちゃんと、適式な書類にして、資料を添えて、提出すればいいんですよ。

(私) はい、それで、あのう、まあ、弁護士さんにも、無料相談、有料相談を繰り返してまして、延べ11人当って、仕事の依頼をしてるんですが、全部断られます。これは何を意味します? 何人断られたら組織的だと言えますかね? 日弁連もいづれ、訴えるつもりです。

(戸所)★ だから、そういうことをやってると、駄目ですよ、つってるんですよ?

(私) 駄目とかじやくて、それが現実です。

(戸所) あの、弁護士同士でね、連絡なんか取り合ってると思います?

(私) いえ、あの、すいません、そういう、そういうね、ことではなくて、支局の対応の違法性に戻ります。 ですから、このシートでないと受けられませんと、貴方の持ってきた資料なんか知りません、という対応に違法性は無いですか?

(戸所) だ、その相談シートっていうのが

(私) 根拠を求めてます、私は、何条何項にそういう規定があるのか? と。

(石巻) だ、これだけのものをね、目を通してっていうことが、難しいので、お話し

(私) その場で目を通してなんて言ってないですよ、一旦預かって、一週間なり時間を置いたうえで必要があれば、また説明にうかがいますが、言ってるんですよ? 言ってるのに、これを見ようとしない。最初から最後まで一つも見ようとしない、私が読み上げただけです。そういう状態でいいという取扱が明記されてるんですか?

(戸所) あの、個別対応でね、こうしなさい、ああしなさい、なんて書いて無いんですよ。

(私) じゃあ、無いということですね? はい。

それから先ほど言ったように、告訴と人権救済を同時に進めてはいけないという決まりでも

ありますか？ これは無いと思いますけども。

(戸所) あの、そらもう、権限の違いですよ。 捜査機関というのはね、

(私) 権限？ ええ、

(戸所) 強制捜査までできるんですよ？

(私) だから、告訴はもちろん、あの

(戸所) 聞いてください、聞いてください、

(私) はい、

(戸所) ★ 人権擁護委員会にはね、まあ、仮に調査するとなつたって、来て下さいとか、そういうことで呼び出しかけるしかないんですよ、来なかつたら終わり。だから、ちゃんと捜査権限持つてる事項についてね、人権擁護委員会が口を出すべきではないんですよ。

(私) はい、

(戸所) ★ 書いてあるとか書いて無いとかの問題じゃないんです。それ権限の違いなんです。

(私) やることが元々違いますよね？ 捜査機関は捜査をするんでしょ、そりや

(戸所) そらもう捜査権持つてやるんだから

(私) 人権擁護機関は調査をするんです？ はい、捜査をしろなんて一言も言ってません、誰も期待してません。所定の調査をしてください。

(戸所) 調査をするって言ってもね、関係者に来てもらうだけなんですよ。で、誰を関係者呼べばいいんですか？ 今の鉄砲の関係で言つたら。ま、貴方からは事情聞けますよね？

(私) それは職権で判断してください、相手が組織的犯罪だと言ってるんですから。

(戸所) ★ だから判断なんかできっこないじゃないですか？

(私) いや、できるよ、当たり前にすべきなんですよ？ 職権として。

(戸所) 誰、じゃ、誰を呼び出すのか、言ってください。

(私) そりや、とりあえず、沼田署員のやつたことなら、沼田署長でしょうね、当たり前に。

(戸所) ★ 警察のやつたことに、口出せるわけないじゃないですか？

(私) 口出すのが仕事でしょ？ 警察が例外だなんて、どこに書いてある？

(戸所) 警察が例外だつたのはね、さっき言ったように、違法対応をすればそれは人権侵害の問題になりますよ？

(私) だから、あるじゃないですか？ やつてるじゃないですか？ いくらも。

(戸所) ★ ど、どこが、違法対応したんですか？

(私) 何を言つてるん？ じゃ、次、次、移ります。

(戸所) ★ 貴方が告訴したことを、告発したことを、捜査するかしないかってゆうのは、それはもう警察の判断ですから。

(私) じゃ、最後、ええ、精神的法益侵害について、結局これは結論と一緒になんですが、具体的損害額はいくらか、とこれは経済的損、え、あの、法益侵害を訊ねてるわけなんですが、それが無いと報告書が書けないから受けられませんというのは正当でしょうか？ 根拠を訊ねております？

(戸所) 意味がよくわかんないんですが？

(私) はい？

(戸所) 意味がよくわからなかった、もう一回お願ひします。

(私) 精神的法益侵害だと、被害は精神的法益侵害ですと、

(戸所) 要するに慰謝料だってことね?

(私) ええ、言ってるのに、じゃあ、損、具体的には損害はいくらなのか? と、それが無いと報告書が書けないから受けられません、と言ってるのは根拠がありますか、それは? それとも嘘を言っていますか? このフクダというのは一度嘘を言っている実績がありますからね。どうなんですか、それは? 人権相談所として答えて下さい。

(戸所) 申立があつた内容を記載はできますよね。だけども精神的損害がいくらなるかなんていう話はね、こら誰にもわからない。

(私) ですよね(苦笑)、それを指摘したんですよ、ええ、精神的侵害について始めからそんなこと訊ねるのはおかしい、異常ですと言つたら、では異常ということで、ガチャン。そりや、どういう、どういう取扱ですか?

(戸所) いくらになるかなんてのは、誰にも決めらんないんですよ、わからない。だから、そんなことを言われたって回答のしようがない。

(私) はい、

(戸所) いくらになりますか、なんて言えるわけないじゃない?

(私) 私が訊ねたんじゃないですよ? フクダ支局長が私に訊ねたんですよ? それを。それおかしいでしょ?

(戸所) うん、で、じゃ、自分のことであればね、自分がいくら請求したいと、

(私) ええ、

(戸所) そら、裁判官が認めるかどうかわかんないけども、

(私) はい、

(戸所) いくら請求したいと、そういうことが言えるじゃないですか?

(私) 考へてればね? 最初から考えなきや、被害を受付けてもらえないんですか? そんなんですか? そういう取扱になつてるの? 書いてある?

(戸所) や、書いてあるとかじやなくて、

(私) そうでなきや、おかしいでしょ?

(戸所) 人権侵犯

(私) それ訴訟にするかどうか、まだ決めてないんですよ? 決まってないのに、届出、申出の段階でそれを要求するのはおかしいでしょう? 取扱として。

(戸所) まあ、言葉の流れでそうなつたんだと思いますけどね。

(私) 言葉の流れにしちゃひどすぎるよ。それが拒絶の理由ですよ? 拒絶したんですよ? それを理由に。

(戸所) そもそもが、

(私) 人権擁護機関が、

(戸所) ★ 最初から言ってる通り、貴方が人権侵害だと言ってる内容自体が、今、話しても、まだ僕もきお、理解できない。

(私) (苦笑) じゃ、ここで問題なつた録音聞きますか? 今日、再生装置も持ってきてま

す、メモリーも持ってきてますが？ いえいえ？ ええ、じゃ、この直接のお話の原因なった郵便局事件を説明しますね？

(戸所) それも読みましたけども、

(私) え？ 郵便局事件は入ってた？ 入ってないよ、去年のには、入ってないよ。

(戸所) 勝手に置いてたってのが、けしからんてやつでしょう？

(私) ええ、ええ、どこに入ってました？

(戸所) いや、どこだかわかんないけど、読みましたよ。

(私) それ4月の話だから、入ってないはずですよ？

(戸所) 入ってました。

(私) え？

(戸所) だけど、郵便局の人はね、ポストがありやポストに入れてくんじやないんですか？ ポストが無いから家ん中に置いといたんじやないですか？ 貴方が目を覚ましちゃ困ると思って。 ん？

(石巻) そうですね、無いかもしだれないですね、

(戸所) いや、読みましたよ。

(石巻) 郵便局のカンジですね、郵便局の奴ですか？

(戸所) そうそうそう、

(私) あれ、どこ行った？

(戸所) どっちかに書いてあったと思ったよ？

(私) (苦笑) 書いてあるわけないですよ。だってそれ4月のことだもん。んん、それを知っちゃってるとまずいですよ？ 包囲網だってのがバレバレですよ？

(戸所) いやや、包囲網も何も

(私) 知ってるはずのないことを知ってたらまずいですよ？

(戸所) じゃ、誰から聞いたんですかね？

(石巻) だって、貴方の方が、あの、沼田支局に、そういうふうに、こちらから、あの、話をしてくれ、今日電話があったことを話をしてくれっていうふうに、おっしゃられましたよね？

(私) ええ、

(戸所) ああ、じゃ、後で話で聞いたのかな？

(石巻) ええ、そうですね。

(私) ええと、要するにね、あの、郵便局員が、私が縁端で寝てる、夜ね、あの、玄関入ってすぐの縁端で居眠りしてるところに忍び込んで、ゆうパックを置いて、また去っていったんですよ？

(戸所) ゆ、ゆうパックってのは、何か

(私) サインが要ります。

(戸所) そうでしょう、うん、それでサインが違うって、話したじやない、さっき

(石巻) 筆跡鑑定がどうのこうのってね、

(私) ええ、ええ、

(戸所) じゃ、聞いて知ったのか?

(私) だから、本人ですから、私は。筆跡が違うことはすぐわかりますよ?

(戸所) 同居人居ます? 一人住まい?

(私) 一人住まい。

(戸所) じゃ、不正があったのかもしれませんね? 貴方、筆跡が違えばね。

(私) 筆跡は明らかに違います。それを本人が主張してるわけですよ? で、私は別にあの、信義則に基いて主張しているわけじゃなくて、偽証すれば誰だって罪に問われますよね? そういうリスクを背負っているわけですから偽証なんかするわけがないと普通は信用できますよね?

(戸所) あの偽証っていうのはね、

(私) はい、

(戸所) 法廷で、あの、嘘を言いませんという宣誓をしたうえで嘘を言うと偽証となるんですよ。

(私) ええ、

(戸所) ただ、嘘を言うのは偽証じゃないんですよ。

(私) ああ、そらわかつてます、はい、すいません。あの、ええ、だから、この圧倒的な経験則、信頼性の高い経験則を無視して、郵便局員はそんなこと絶対にしないと、根拠の無い、そんな実証研究有りませんよね? それがき、詭弁だっていうのは明らかですよね?

(戸所) たぶん、郵便局の人が、

(私) はい、

(戸所) 持ってきたけど、居なかつたと、

(私) はい、

(戸所) また来るの面倒臭いからこのサインしたんじゃないかと思いますよ?

(私) そんなことではないんですよ、動機はちゃんとあるんです。だから、元々の、警視庁に被害届出して無視されて、その無視された回答期限日当日に叔母が変死したと、これは殺人であると。で、その殺人は、東京の郵便局員が私に配達された年賀状から叔母を特定して行われたものであるという疑いが強いんです。その、あの、要するに脅迫による隠蔽を狙って行われたものであると。

(戸所) 脅迫ってな、誰が誰を脅迫したんですか?

(私) 郵便局が私を脅迫した

(戸所) だって会ってないんでしょう?

(私) はい、

(戸所) 会ってないんでしょう?

(私) 会ってないですよ、

(戸所) 会ってないから偽造されたつつってるんでしょう?

(私) はい、

(戸所) 会ってない人にどうして脅迫できるんですか?

(私) (苦笑)いや、だからそれは経過全体の態様ですね、じゃ、何の為にわざと忍び込むん

ですか? 声掛けせずに。

(戸所) そら、わかりませんけども、ま、いずれにしても、

(私) わかんないんでしょ? 不審ですよね?

(戸所) 貴方が居なかつたか、居たかどうかわかりませんけども、

(私) や、居ましたよ、居たからやつてるんです。

(戸所) 居たら言えばいいじゃん?

(私) 夜だから外から、あの、ガラス越しによく判るわけですよ、中で人が横なつてるなってのは。それをためて、侵入したということなんですか?

(戸所) で、侵入して手紙を置いてったんですか?

(私) いや、手紙じゃないですよ?

(戸所) ゆうパック

(私) はい、

(戸所) うん、どっちでもいいけども、なぜそんなことする必要があるんですか?

(私) だから、動機の説明がつかないでしょ?

(戸所) うん、

(私) だから脅迫だつってるんです。普通やらないことをやる脅迫なんです。

(戸所) 脅迫ってのはねえ、何だか定義知っています?

(私) 知っていますよ、

(戸所) 言ってみてください、

(私) はい、いや、いいよ、それは。き、詭弁につきあってる暇は無いんで。

(戸所) 害悪の告知が脅迫ってゆうことです。

(私) はい、知っています。

(戸所) 会ってないのに脅迫できっこないじゃない?

(私) はい、まあ、言葉を必要としない判例もたくさんありますよね?

(戸所) まあ、無言でも脅迫に当るってゆう判決も有りますけどね、ただ郵便局の人が、その、ゆうパックを置いてったから

(私) じゃあ、何の為に? 動機を説明してください、何の為に?

(戸所) もう一回来るのが面倒臭いからでしょ?

(私) いやいや、それは起こしてサイン貰えばいいじゃん、それだけじゃない、なぜ起こさないん?

(戸所) いや、その、寝てたかどうか、そら、わかりませんけども、寝てるってな、見えるんですか? 外から。

(私) 見えますよ、そら。明るい、中、明るいですから、灯り点いてるですから、外は暗いですから、よく判りますよ、曇りガラスだって。

(戸所) だって、寝てりや見えないじゃないですか?

(私) いや、相手から私が寝、横たわってるってことはよく判るはずです。

(戸所) だって、曇りガラスなんですよ?

(私) な、な、何を問題にしてるん?

(戸所) どっちでもいいけども、脅迫する理由が無いでしょ？ つうこと、郵便局員が。

(私) それはさっき、説明したでしょ？

(戸所) ★ いや、そんなね、論理の飛躍したようなこと言ってたって、誰も相手にしないですよ？

(私) それは隠蔽です。

(戸所) 隠蔽とかそういう問題じゃないです。

(私) じゃあ、どうしてそういう行為があるんですか？ 言い逃れするんだったら説明してください、郵便局員に代わって。

(戸所) わかりませんけども、

(私) わかんないでしょ？ 不審でしょ？

(戸所) ちょっと、人の話は落ち着いて聞きなさい、わかんないけども、想像するところは、また来るのが面倒臭かったり

(私) そんなことが許される世界じゃないでしょ？

(戸所) だったら、郵便局の人に言えばいいじゃないですか？

(私) いや、だからさ、犯罪でしょ？

(戸所) 犯罪じゃない、うんまあ、偽造したっちゅう意味じゃ犯罪でしょうね？

(私) 人権侵害でもあるでしょ？ 私はだから、郵便局員の行為ももちろん人権侵害だとは思いますが、警察が人権侵害だつてるんです？ その翌日かな、翌翌日かな、あ、まあ、すぐ直後に現場検証を頼んで、5人来たんですよ、郵便局で私は、現物、確認した直後に通報して、5人駆けつけたんですが、結局、現場検証を何一つしてないん。私をパトカーに連れ込んで、1時間ぐらい、わけのわからないことをくっちゃべっただけで帰った。

(戸所) 今のような内容だったらね、僕が警察官でもそうしますよ。

(私) (苦笑)もう凝り固まってますねえ？

(戸所) ★ だって、ゆ、ゆうパックを置いてってくれたわけでしょ？ ただ、それだけの話ですよ？

(私) だからそれが社会通念上許される行為ですか？ 置いてたって、黙って侵入したことを、置いてただけって言うんですか？ それ住居侵入ですよ？ 明らかに。

(戸所) あのね、例えばですよ、

(私) 無断で入ることを住居侵入って言いませんか？

(戸所) じゃあ、みんな住居侵入なんですか？

(私) そうですよ、

(戸所) そんなことはない、だ、じゃ郵便配達なんて、できなくなっちゃうじゃない？

(私) 郵便配達は中にはしないでしょ？ 外でしょ？

(戸所) 同じですよ、敷地に入ればもう一緒ですよ。

(私) 同じ、同じ、住、えっ、そうですか？ 敷地が単位なんですか？ あれ。家屋じゃないんですか？

(戸所) うん、

(私) あ、そう？

(戸所) ええ、

(私) へえ、

(戸所) 敷地に住、入ることだって違法ですよ。ただ、正当業務行為ってのがあって、それは違法性阻却事由なんなる。郵便配達だって新聞配達だって、ええ、正当理由ですよ、それは。

(私) 配達じゃないもん、それ配達とは言わないですよね?

(戸所) ゆうパックだって配達でしょ?

(私) 黙って入ってサインも貰わずに去っていくことを配達とは言わないでしょ?

(戸所) うん、サインはね、勝手に向うがしてたらそれは偽造だと言えるでしょ?ってゆう、さっき言ったでしょ?

(私) ええ、私文書偽造ですよ?

(戸所) 郵便局言つたらいいじゃないですか?

(私) はい、で、外形的公信力をを利用して、あの、終わったように見せかけたわけですから私文書偽造です。

(戸所) だからね、郵便局の局員を内規によって処分するように言えばいいじゃないですか?っていうこと。

(私) しかもね、しかも、副部長に、その直後に、現場検証するから、その、この現物を持参してくれって言ったのに、それを、絶対できないと断ってるんですよ? 断ってるんだけど、つい最近、あの、法的根拠を示せって言ったら、無いと。

(戸所) これは貴方の字じゃないんですね?

(私) これは違います、これはニセの字です。これが私の筆跡です。という、本人の筆跡ぐらい普通わかるでしょ? ご自分だってそうでしょ?

(戸所) 例えばね、この井の字のここ曲がってるでしょ、ここ曲がってる、こういう字は普通書かないですよ。

(石巻) はねる感じとかね、

(戸所) うん、

(私) いや、そんなこと言ってごまかしても駄目です。筆跡は絶対違います、これは。ごまかさないでください。

(戸所) いや、人が見てわかんないってゆうことはね

(私) ああ、なんか時間の無駄のような気がしてきましたね。で、で、あの、私は再三お訊ねしてますが、フクダ支局長が最後までこだわった点、それは嘘なのか本当なのかを確認したいんですが、「損害額はいくらなのか、それが無いと報告書が書けないから受付られません」と言ったことについて違法性阻却事由があるのかどうか、確認したいんですが?

(戸所) ★ だからその、損害額が言って貰わなければ報告書が書けないということは無いと思います。

(私) そうですね、そしたら嘘言っていますね? また二度目の嘘を重ねたということになりますよ?

(戸所) ★★ ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしてるでしょ? こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ? そら。人間だからし

ようがないじゃないですか？そら。一方的にね

(私) それはね、虐待されていると思えば、誰だって声は荒くなりますよ？人間扱いされてねえんだから。違うか？

(戸所) だからそうでしょう？今ここで怒鳴ってるでしょ。僕は不愉快ですよ。

(私) 当たり前だろう？手前が不愉快にしてんだ。

(戸所) だから、貴方が不愉快にしてるんですよ？お互い、お互い、

(私) 何の権利で言ってんだ？不当な扱いしてて、何の権利で言ってる？それを。

(戸所) ああもうね、普通に話ができないんだったらお帰りください。

(私) だから、答えてください。根拠無いんですね？無いって事、確定でいいんですね？

根拠無く受付拒否したということで、これ二度目ですよ？これ事実が確定しますが、それでいいんですね？人権相談所さん、答えてください？

(戸所) 相談員は僕だから。僕だから。

(私) いや、人権相談所に問い合わせてるんです？

(戸所) 相談員は僕ですよ？勘違いしないでください。

(私) 人権擁護委員ですね、はい、

(戸所) そうです。

(私) だけども、私は人権相談所の取扱、取扱を訊ねてるんです？根拠を。

戸所)★★だから、その一点だけを取るとおかしいけども、全体的に貴方の行為を見てると、そういうこともありうるかな？ってゆうことですよ。ここで大声上げて怒鳴ったりね、おそらく沼田支局でだってそういうことやってんでしょう？

(私) 当たり前じゃない？そうされて当然の対応をしてるからですよ？

(戸所) だから、僕がそうされて当然の対応しますか？

（私）当たり前じゃない？自分が人間扱いされてないと思えば、誰だって声荒げられますよ、当たり前じゃないですか？

(戸所) 一時間も時間取って話してるんですよ？

（私）一時間もじゃない、何日かかったってしようがないじゃない？重要な話なんだから。これ、私のねえ、届出が全部真実であれば、日本の国連除名は不可避ですよ。

（戸所）★あ？じゃあ、そ、それは、そういう然るべきとこへ行ってください。人権擁護委員会じゃ無理ですね。

（私）どうして無理なの？何を根拠に無理なの？対応しようがないから、しなくていいということにはならない。

（戸所）★そもそも貴方の話聞いて人権侵犯事件があるとは思えない。

（私）ど、どう、どこで思えないん？

（戸所）思えないというか、人権侵害に当るということを訴える人がその事実を具体的に掲示して、で、証拠も出すと、それが筋でしょ？こっちが証拠捜し歩くわけに行かないですよ？

（私）だから証拠はここに有りますって。

（戸所）★無い、見た限り無いです。だけど、そもそも何が人権侵害なのか全然わかんない、

これ見ても。

(私) だからこっちでわかります。全然、一年経って全然、格段にレベルアップしたものが、詳細化したものがこれです。そこには二つの事件しかありません。その後続々と後続事件が発生して、今は全部で八つあります、完成予定のものを含めて 11 です。

(戸所) 今日話してみて、で、それを見ても、具体的な人権侵犯の事件があるとは思えない。

(私) 見てないもん、だって。まだ 10 分の 1 しか話していないもん?

(戸所) だって、一番重要な事から話してるんでしょ? たぶん。

(私) 一番違法性の高いとこから話しますよ?

(戸所) そうでしょう?

(私) はい、

(戸所) **★★** それを聞いてもそうゆう人権侵犯があるとは思えないから、これ以上時間かけて聞いても無意味でしょっつうこと。

(私) いや、対応方針はわかりますよ? そちらの。だけど、時間かけなきや、全部説明できないんですけど、説明終わらないんですけど、どうします?

(戸所) **★★** いやだから、だいたい、あの、後の聞いてもね、一番重要なとこが人権侵犯じゃないんだから、聞いても同じですよ。

(私) そうすると、一部しか聞かないで断ったという事実が確定しますけど、どうします?

(戸所) **★★** あ、それはもう、け、結構ですよ。

(私) お名前を教えていただけますか?

(戸所) 名乗る必要無いでしょう?

(私) そりや、卑怯じやないですか? 私は住所氏名を示してるんだから。

(戸所) うん、いや、戸所って言います。

(私) はい?

(戸所) 戸所って言います。

(私) あ、そうですか、フルネーム教えて下さい。

(戸所) 戸所 ジンジです。

(私) はい、石巻さんは、これで、あの、相談を終わらせるつもりなんですか?

(石巻) 終わらせるつもりというのは?

(私) 前橋法務局として、

(石巻) あ、さきほどあの、相談聞きましたから、内容。

(私) 相談ではなくて、これはもう明らかに内容としては、支局の告発なんですが? 上司の方のご意見を聞きたいんですが?

(戸所) や、そういう無理なこと言っても駄目。

(私) どこが無理なの?

(戸所) だから警察へ

(私) 不正だと言ってますでしょ?

(戸所) 告発して、で、受付けてくれなかつたら検察庁へ告発して、それで終わり。

(私) じゃ、続きの説明さしていただいてよろしいんですか? どうなんですか?

(戸所) いや、さっきだって電話が来てるんで、他から。

(私) だからどうしたんですか?

(戸所) 出なきやいけないんですよ。

(私) だからどうしたの?

(戸所) 貴方がここに居たら、

(私) 説明終ってないんですが?

(戸所) 電話に出らんないんですよ。

(私) だからどうしたの? 説明んなってない。

(戸所) そんな身勝手な話、無いでしょう?

(私) 身勝手って、それは私が考えることではないでしょう?

(戸所) 相談したくて電話して来てるんですよ?

(私) だからどうしたの? 私じゃないでしょ? 私も相談したくて出向いてるんですよ?

(戸所) で、30分の約束だったのに、もう1時間以上んなる

(私) 約束で切れるものなの? 内容によって判断してください。

(戸所) 内容によって判断します。

(私) ああそうですか?

(戸所) 間違いなく判断します。

(私) ああ、途中で切っちゃうんだ?

(相談所員) 次のお客さんも来るし、すいませんね、また、申し訳ないんですけど。

(私) じゃ、これを一旦預かって判断していただけないですか?

(一同) ★★ 預かれません。

(私) どうして?

(石巻) 失くしちゃったりすると大変だから。

(私) まだ説明終わってないんですけど?

(石巻) こんな大事な物、失くしちゃったりすると大変なので、

(私) いや、大事な物だから預かってください、でも、出向いたらまた時間がかかるんで預かってくださいと言ってるんですが?

(石巻) いやいやいや、あの、大事な物を失くしても困りますから、責任も負えませんし。

(私) 負えないんですか?

(石巻) ★★ お預かりはできません。

(私) どうしてできないん? だってまだ説明終わってないんだよ、せっかく出向いて。どうして預かって、見て下さい、見た上で判断してください、と言ってるのが、どこが不当なの?

(石巻) ★★ さきほどお話が有った通りです。

(私) 通りとは?

(相談所員) 次の人も来るんで、そろそろ

(私) 通りとは?

(石巻) ★★ 一番重大な部分についてさっき、お話をいただきましたよね? これは重大

な侵害行為だってお話をいただいた部分について、そういうふうに、あの、お話した通りです、だから。その他の部分についても、あの、そういった行為があるとは思えない。

(私) だから説明終わってないんですが、それについて、どう、どうしたらしいの?

(石巻) どうしたらしいってゆうのは?

(私) まだ、説明、十分の一ぐらいです、量的には。

(戸所) だ、またあの、地元の、あの、法務局行くしかないんじゃないですか? あるいは、どつかあの、もう法務局は信用できないでしようから、弁護士に相談するなり、適宜それはやってください。自分の判断ですよ。

(私) 日弁連は当事者能力、あ、有りますよね?

(戸所) 当事者能力って意味がわかんないけどね?

(私) や、訴訟の相手方となるという意味です?

(戸所) 日弁連は訴訟は、か、か、か、関係関係ないでしよう? この件で。

(私) この件じゃないんですけどね、まあ、経緯がありまして。ちょっと、お礼、お礼が言えるような状況ではないです、すいませんが。

(戸所) もう、お礼はけっこうです。

(私) 対応はよくわかりました。はい。

(戸所) はい、ご苦労さんでした。

(石巻) お疲れ様でした。

以上

2018.02.19 13:26 前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町2丁目3-1)での人権擁護課の富岡
マサユキとの会話の録音の反訳書

(富岡) こんにちは、雪はどんなですか?

(私) いや、今年は寒さだけですね、雪はそんなに多くないです。

(富岡) 5、60は有るんでしょう?

(私) え?

(富岡) 5、60cmは有るんでしょう?

(私) や、そんな無いですよ。今30、30ぐらいかな? ええ、

(富岡) ふうん、30ぐらい、ああ、

(私) 駅で言うと上牧なんで、水上のちょっと手前なんですね。

(富岡) 温泉のあるとこだ。上牧温泉ね?

(私) ええ、ええ、

(富岡) 月夜野より手前でしたっけ? 上牧って、沼田と月夜野の間ぐらい?

(私) いや、ううん、月夜野よりひ、一つ奥ですね。

(富岡) 奥ですか、ああ、そうですか。で、これ、ちょっと時間がかかりましたけど、一通り読ませていただきました、はい。

(私) ああ、ご苦労さまです。

(富岡) 本当に細かくね、色々と、訴えてんですけども、いちおう、この間もちょっとお話ししましたけどもね、まあ、法務局は、告訴状という形ではなくて、この資料を、おお、被害申告の概要として、見させていただきましたので。

(私) はい、

(富岡) その点はご了解しといていただきたいってふうに思います。で、一つづつ、ちょっとお話を、説明させていただきますけどもね?

(私) はい?

(富岡) まず、あの、ま、こ、敢えてこう言わせてもらいますけどね、告訴状Iの関係ですけども、おお、まあ、これは、へ、2009年の関係ですよね?

(私) はい、

(富岡) 2009年の関係で、ええ、ええ、警視庁に被害届を出してるんだけども、ま、警視庁、これ全部ですかね、出してるんだけども、なかなかそれを、おお、捜査してくれないと、いう中身ですよね? ま、それは、その捜査、警視庁、あるいは埼玉県警、ま、群馬県警、にも出してるようなんんですけども、捜査してくれないのが、ないのは、自分のいわゆる、精神的ほうえ、法益つうですか? それを侵害してるんじゃないのか?、という中身ですかね? 人権の観点で考えると。これ、その、事実そのもの

(私) 捜査してくれないというか、それ以前にね、あの、まあ、何にも連絡が無い、一切。捜査してくれないどころではなくて、その、全く無視されてるんですね? 何の反応も無い。

(富岡) 出したんだけども、その反応が一切無いという、ああああ、

(私) はい、被害届というのは、通常、被害が有るから出すものですね? 当然ね、

(富岡) まあ、そうですね、

(私) それをわかっているながら、その、警察の職責としては、その、警察法2条ってのがあります、個人の生命、身体、財産の保護に任じ、犯罪の予防、その他、うんぬんと、謳われているわけなんですよ、その犯罪の予防という観点から言って、その、ええ、予見義務とか、ええ、危険回避義務が明確にあるはずなんですね？それを無視してることです。は、違反してることですよ？

(富岡) 一番最初に出したのは被害届ですかね？ これですよね？ これ、総監宛に出しているんですよね？

(私) ええ、

(富岡) で、その、要求の趣旨が判然としない、っていう回答を貰ってるでしょう？

(私) はい、

(富岡) あれはどちら、警察でしたっけ？ 何だかそういうのが出て来たね？

(私) うん、それはあの、それは、警視庁そのものの、

(富岡) 警視庁から来たんですか？

(私) ええ、

(富岡) 要するに、被害届、イマイさんから出していただいたんだけれども、その要求の趣旨が判然としないってのは、私達、判断できないんです、ってゆう意味ですかね？

(私) そうですね、

(富岡) そういう意味ですよね？

(私) だ、判断できないんであれば、そのままうっちゃんくんじゃないですよね？普通は。どういう趣旨で出したんですか？と、本人に意思確認するはずなんですよ、それをしない。

(富岡) ううん、なるほど、

(私) それをしないのが、非常に不審だと思われるんですよ？

(富岡) うん、うん、ふんふん、

(私) それは意図的に、おそらくしてないんだろうと、

(富岡) うん、

(私) いうことを考えると、その回答きべん、期限日に、たまたま叔母がへんじ、変死してるってな、あまりにあまりにも怪しいじゃないか？と。

(富岡) で、それに、一ヶ月期限、設けてね、一ヶ月以内に回答してくださいとゆうことに出したら、その回答期限日、次の日でしたっけ？

(私) や、当日、

(富岡) 当日？ 叔母さんが、交通事故で、お亡くなりになった、ってことですね？

(私) ま、轢逃げ、

(富岡) もう、あの、あれは、容疑者、容疑者っていうか、あの、逮捕されてますね？ その

(私) ええ、轢逃げ犯、

(富岡) 轢逃げ犯はね、

(私) ええ、ただ、その轢逃げ自体が偽装である可能性が高いです。

(富岡) ううん、なるほど、

(私) あの、わ、親父の妹ですから、当然、通夜とかにも行ってるわけなんですよ、た、立ち会った、私は行ってないんですけどね、親が行ってるんですけど、

(富岡) ええ、

(私) その、男兄、4人の内の男兄弟二人がね、あの、口い揃えて言ってたんですよ、あの、妙な死に方だねえ?つって。

(富岡) ふうん、

(私) ええ、あの、その通夜の直後にね、ど、どういう、どうしたら、あんなふうに、頭だけ陥没して死、死んでるんかねえ?って言ってたんですけど、

(富岡) ううん、

(私) 当然、誰も、あの、交通事故だなんて思ってないです、当初は。

(富岡) ううん、

(私) それを交通事故にされちゃってるんですから。

(富岡) この伊勢崎容疑者っていうのが、逮捕されたじゃないですか?

(私) ええ、ええ、

(富岡) でも、自分で、これ、ひ、轢いたってことだよね、轢いたってことは認識して、ここで死亡したかもしれないと思ったたけども、仕事を失うことが怖かったってことで、逃げたとかって言ってますよね? 報道でね、

(私) うん、うん、だから、彼は、その人、伊勢崎さんていう人が真犯人かどうか判らない、

(富岡) 判らないっつうことね?

(私) 他に居るんじゃないかと思われます。

(富岡) なるほどね、

(私) で、一人でやったことではないと思われるの、おそらくは実態はぼく、撲殺だと思うんですよ?

(富岡) ううん、

(私) トランクはただ、その目隠し、その、歩道を塞ぐ為の目隠しに使われて、停められただけで、その間に、あの、ま、一人が叔母の前方で、注意を惹き付けている間に、

(富岡) うん、

(私) もう一人が、うしろから、あの、忍び寄って、ま、鉄パイプみたいな物で、一撃で殺したんじゃないか?と踏んでます、はい。

(富岡) なるほど、それはあの、イマイさんの、ある意味、推測だよね?

(私) ええ、

(富岡) そういうことですよね? ま、いちおう、事件としては、そういうことで犯人も、ま、逮捕されて、犯人も自供はしてる、っていう終わり方はしてるんだよね?これね、

(私) はい、

(富岡) ただ、イマイさんの頭の中では、や、違うだろうと、

(私) てゆか、事故直後の態様がですね、だって、交通事故なのに、そもそも死んでたのは

歩道の上なんですよ、歩道の上まで巻き込みで飛ばされるんだったら、相当な外傷を負いますよね?

(富岡) それはね、ううん

(私) ところが、頭部しか外傷が無いんですよ? ほん、本人の手足がほとんど無傷だったと、しかも乗ってた自転車も無傷だった。

(富岡) うん、

(私) それはおかしいでしょ? 交通事故なんだから。 そういうありえない事故を轢逃げにされちゃってるんです。それ、それも脅迫だつつってるんです。偽装による脅迫、警察による脅迫だと。

(富岡) うんうんうんうん、なるほど、

(私) ありえないことをやるから脅迫なんですよ? ぞっとさせる為に。

(富岡) いわゆる、うう、恐れおののくような行為をされたってゆうことですよね?

(私) そりやあね、国家権力が、あの、堂々とそういうことをやれば、やっぱ、誰だってびびりますよ?

(富岡) 恐れおののきますわね?

(私) ええ、

(富岡) それがまずこの一点目ですね、それで、ええ、この件に関しては、あれ、警視庁のほうに、捜査要求ってことで出してるじゃないですか?

(私) はい? あ、それは内容証明ですね、

(富岡) 内容証明、要するにこれを、これはどうなってるんですか? ということでね? ね、

(私) ええ、ただ、それも、趣旨が判然し、としないというような、同じ様なこと言ってる、

(富岡) 判然としないと?

(私) とにかく、私の出した、文書はもう、その被害届と内容証明しか無いんですけど、

(富岡) ええ、

(私) いすれもその内容がわからないということで、内容の無効性を主張して、自分の、あの、行為の不当性、無視したという行為の不当性を、ま、いわば、あの、過失相殺である、希薄化しようとしてるんですね?

(富岡) ううん、

(私) で、肝芯なのは、その間に、あの、直接、その、3月3日ですね、叔母が亡くなったのが2月20日ですんで、

(富岡) 回答期限日ね、

(私) ま、その、ま、その、落ち着いた直後に、東村山警察署を直接訪ねて、で、三時間ぐらいかけたかな? あの、直接、サワダさんて人に、あの、会って、あの、被害届の内容を、ま、概要を説明し直して、更にその、叔母が、の事故が実態は脅迫殺人だと、被害届に絡む脅迫殺人であると、だから、もちろん捜査、再捜査し直してくれということを言ったんですけども、で、サワダさんは、うう、とにかく現地の警察と連絡を取ってみます、とお答えなって、その、その日は終わったんですが、それっきり、無しの礫。(苦笑)それが一番、罪は重いと思いますよ、その往訪の事実自体を全面否認してますから。 全面否認してるとい

うわりには、

(富岡) ええ、

(私) そのサワダさん、当時居たサワダさんと連絡すら取ってないという有様で、あの、古い話なんで、あのう、確認が取れないと、要するに不知という状態なんですね？

(富岡) 不知ね、うん、

(私) はい、

(富岡) で、これ、捜査要求を出したと、で、この関係は訴訟してるんですよね？

(私) ええ、

(富岡) 民事訴訟？

(私) ええ、一旦、はい、

(富岡) で、これ、判決が、なんか、あれ、細かいやりとりを見させてもらったら、

(私) ええ、

(富岡) 判決はもう、下りてるんですね？

(私) はい、ですから、終わってるから、また、改めてこちらにご相談に来たんです。

(富岡) ああ、なるほど、

(私) 判決、あの、裁判中だったら相談できないですから。

(富岡) それでね、

(私) はい、

(富岡) うん、これも、一番最初に、イマイさんがご相談に、例えば沼田に行った時、あるいは、こちらに見えた時に、説明したほうがよかつたんでしょうけど、まあ、見てないから当然わからないと思うんですけどもね、あのう、いわゆる、人権侵犯の疑いのある事案で、確定判決が出ているものには、入れないんですよ？ そういうのがあの、人権侵犯処理細則ってところに、不開始事由の号法として出てるんですけど、それは入れないんですね？

(私) ええと、それはだけどあの、国家賠償法1条に基いたものを棄却されただけで、他の方法でね、あの、訴える道はいくらも残ってるんですよ？ 全く同じ案件だとしても。しかもまあ、民事だから、全く同じ訴訟だとしても、また起こすこともできるんです。当時とは、私の主張が格段に、あの、レベルアップしますから、という理由で、もう一度全く同じ訴訟を、起こすことだってできるんですよ？

(富岡) ま、訴訟はそうかもしれないんだけども、ま、いわゆる人権侵犯の疑いのある事案、いわゆる人権侵犯事案でいいのかな、

(私) はい、

(富岡) で、確定判決によって、もう完了しているものについては、そこに入ってげないというのが有るんですよ？

(私) ええ、

(富岡) 調査を開始できないと。これは細則の、うう、4号に有るんですけども、

(私) はい、

(富岡) そちらに有るもんですから、この関係は、入れないですよね？ うん、ね。

(私) なるほど、ええ、逆に言うとね、それはそう、そうおっしゃいますが、その判決によ

って初めて私の主張が、あの、警視庁に届いたんです?

(富岡) あ、はいはい、

(私) 今回初めてね、

(富岡) はいはい、

(私) それを現在、捜査せず無視したことこそ、一番の問題ですね?

(富岡) ふんふんふんふん、

(私) この訴訟に勝った負けたは、どうだっていいんです。実はあの、私の真の狙いとしては、私の主張を突きつけることにあったんです。今まで何だかんだ理由を付けて全く、あの、無視してた物を。訴訟を通じて突きつけることにありました。今回それができます。で、何ヶ月も経って、今まさに何も着手しないんだとすれば、今度こそ、大問題なんなるんです? そういう状況なんです。この訴訟が始まりだと考えて貰ってもかまわない。

(富岡) ま、司法、司法の判断が一旦出てるんで、そこにはまあ、人権擁護機関としては入ってげないということになるんですかね?

(私) ま、いいですよ、あの、警視庁だけじゃなくて、あの、他にたくさん有りますから、そちらが挙がれば、あの、結局あの、

(富岡) たぶんだから、ま、これは管轄が、警視庁だから、ま、東京になるんですけども、東京行っても同じことを言われると思うんですよね?

(私) で、確定判決ったって、訴訟対象物が異なればね、別のは、判、裁判ってことになるんですよ?

(富岡) ふんふん、

(私) そういうふうにあの、その件一切が駄目ってことじゃなくて、国賠法1条1項に基づく訴訟が駄目というだけで、例えば、国賠法3条に基づく訴訟の余地もあるし、あの民法の709条の不法行為、不法行為に基いてあの、法人への類推適用として、ええ、訴訟にする余地もあるし、別にまだ一切が駄目ってことじゃないと思いますよ? その、確かにあの、警視庁のごく一部の訴訟は敗訴してます。ただ、この裁判自体が非常に不当ですよ。 だって、

(富岡) 控訴とかは、しなかったんですか?

(私) はい、あの、古い話なので確認できない、というあの、被告側の主張をそのまま裁判所が認めちゃってんだから。これは極めて不当な判決だと思いますが、その、その件はまた別問題として、まあ、しばらく置いときます。

(富岡) これが一つ目なんですよね? それで二つ目が、この狙撃の関係ですよね? ね、ね。

(私) ええ、はい、群馬県ですね、

(富岡) これは、いいんですよね? こちらでいただいても、

(私) はい、

(富岡) 狙撃の関係で、うん、ま、色々その禁猟、禁猟期間ではないか、あるいはその、ま、場合によってはその、禁猟、通常の禁猟期間というのが、10月から12月ぐらいまであるみたいですね、1月、これ見ると。ただそれ以外にも、特別に、何か、期間をどうのこうのっていうのが、あったですね?

(私) あ、禁猟期間でね、要するにあの、

(富岡) 撃っちゃ駄目だいね? 発砲しちゃ駄目だと、

(私) そもそもあの、禁猟していい期間でゆうのが、だいたいですね、大雑把に言うと、11月中旬から2月中旬なんですよ。それ以外の期間というのは、まあ、農繁期というのがあって、あのう、まあ、禁猟期間ですね、原、原則としてはね。

(富岡) で、その禁猟期間にもかかわらず、その、発砲音が何度か聞こえたと?

(私) ええ、ええ、

(富岡) ゆうことですね、で、最後に、あれ、みなかみの何か、禁猟期間ではなかったんだけども、何か認めたとかってゆうのが何とかかんとかなんというのがあったと思うんですけど、あれはどんなんだったんですかね?

(私) 禁猟期間?

(富岡) 禁猟期間ではあったものの、その、猿とか猪によって、特別に、この、許可するみたいな機関が有るとかかんとかって、許可したとかなんとかってゆうのが有ったけどね、書いてあったけど。

(私) ああ、はいはい、

(富岡) たしか一日だけね、一日か二日、イマイさんが書いてる、それにも一日だけ入っていないのが有るね? 禁猟期間でもね、禁猟期間のあれにも入ってないのが、一回有った

(私) や、ええ、あの、その例外扱いを認めてるのは、町のあの、獣害対策センターってゆうとこなんんですけど、

(富岡) ええ、

(私) その例外リストをね、あの、開示を求めたら、実に山のように出てるんですよ? だから、

(富岡) ああ、要するに、例外が?

(私) ええ、

(富岡) じゃあ、特定できねえんですか?

(私) はい、その資料だけで三年分で三百枚もありまして、もう、見るのが嫌んなっちゃったんですが、要するにあの、ザルなんですね? 禁猟期間なんて、有って無いようなもんなんです。

(富岡) 有って無いようなもんなんですか?

(私) だからその、発砲自体を、いちいち突合するのが嫌んなって、結局、まだ、あの、確認はしてないです、資料を貰っただけで(苦笑)。問題はですね、

(富岡) で、いちおう、イマイさんが通報した時点で警察官は来てくれたみたいですね?

(私) 形は来るんですけど、全部、必ずあの、来るんですが、必ず聞き流す、これも必ずです。もう通算で40~50回通報して来て貰ってますが、

(富岡) 来て貰ってはいるんですね?

(私) 全て聞き流します、一切捜査にしてません。

(富岡) ふうん、

(私) だから、この猟銃事件で問題なのは、私がその、当時の、その、血だらけ、発砲だの血だらけになった直後、ま、現場検証その場で指摘したりやよかったですが、その数日後か

ら、あの、大きな不審点をあの、ずっと指摘してるんですが、一度も答えてないと。

(富岡) ふうん、

(私) それが不当だつんです? 一度も答えてないのに取締り要請しても無視するんです? それは、あ、無視できないはずなんですよ? 嫌疑を晴らしてないんだから。

(富岡) 要するに、その、事件性を認めてないんでしょう?

(私) はい、だ、認めて、認める認めてないも答えない。

(富岡) あ、事件性は無いって言ってないんですか?

(私) はい、無いとも有るとも言ってない、その点は答えないんです、黙秘。

(富岡) へええ、

(私) それは不当でしょう? だって、元々、

(富岡) あ、ちょっとごめんなさいね、あ、切れた、

(私) 元々、脅迫だつってるんですから、脅迫だって言ってる指摘について答えなければ、それ脅迫を認めてると一緒に、一緒にですよね? 脅迫被害を訴えてるのに、それを無視しちゃったら、警察がその脅迫、同じ、同じ事件を使って脅迫してると、いうことなんなんですよ? それがあのう、予見義務というか、あの、危険回避義務だつってるんですけど、そういうことんなっちゃうんですよ? あの、そら判例を待つまでもなく、明らかだと思いますけどね?

(富岡) これ、ここで、なんかね、よくその、イマイさんが、ま、ここもイマイさんのお考えの中で言ってるんですけど、お前なんか人間と思わない、と宣告されている気がしますとかね、あるいは

(私) ええ、ええ、それはお考えだけど、そう、そう

(富岡) ふつう、公務員が、我々もそうですけど、そんなことを警察官が言わないでしょ?

(私) 警察官は言わないですね、だけど相手の行為はそれ、それ以外、そう解釈するのが自然なんじやないですか? だって、30mですよ? ほいで相対で撃たれたら、誰だって、狙われた、と思いますよ? 30mの音って凄いですよ?

(富岡) 通報して来て、何、い、話は聞いたんでしょ? イマイさんの、

(私) ええ、

(富岡) どういう状況だった?とか、

(私) はい、

(富岡) あ、ここから例えば、30mで、相反で、こちらに、例えば、銃口を向けられたとか、そんなような話はするんでしょう?

(私) ええ、ええ、

(富岡) ね、しますもんね?

(私) しました。だけども、脅迫だつてゆうことに関しては、では、脅迫の言葉は有ったんですか?とゆう、ただその一点にこだわってね、あの、認めなかつた。

(富岡) まあ、ある意味あれなんですかね? 脅迫ってゆうことになると、ううん、例えばだから、お前殺すぞ、とか、お前刺すぞ、とか、そういうたいわゆる何てゆうんですかね、

表現があったのか?ってゆうことを警察は言ってるんですか? そうですよね?

(私) そうです、そうです、いや、言葉、言葉が有ったか?と、貴方は脅迫の定義を知ってるのか?と、言葉が無ければ脅迫じゃないんですよと。

(富岡) 告知しなかった? ううん、告知しないといったって、でも、あれだよなあ、

(私) いや、その頃、私はその、今ほど法律に詳しくなかったんで、ああ、そう、そ、そ
なんですか? でも、銃器で言葉が必要なんですか? と、そのと、当日も言いましたよ。 そ
んなこと言ったって、銃器に脅迫、銃器の脅迫に言葉が必要ですか?って言いましたよ、素
人だったけど。だけども認めなかった。

(富岡) 鉄砲、鉄砲は言葉は要りませんけどね、

(私) それがね、主担当、後からわかった、主担当のヤナオカって奴なんんですけど、

(富岡) ふうん、

(私) で、二週間後、道の血だらけにしたり、猪のち、死骸を検証したのが、ええ、クロイワってゆう人なんんですけど、クロイワも全く認めなかった。 あの、とにかく、これ、人がやったことにまちがいないでしょ?と、とにかく、血だらけに関しては、人がやったことに間違いないんだから、当然、あの、こないだの狙撃した人達との関連を疑いますよねえ? つったら、それもねえ、否定したんですよ。 いや、そんなことはないと思う、普通にだって、ハンターが獲物を捌いただけでしょ? って言うから、いや、だけど、捌いただけって、通り道にまで持ち出して捌く必要ないでしょ?と。そもそもじや、こないだの狙撃について何らかの注意なり行政指導、処分をするって言ってたけど、どうなったんですか? って言ったら、いや、それは知らないんで、担当のヤナオカに聞いてくれと。で、それを知らないで判断できますか? とまで、その当時、当日言ったかどうかは憶えてないんですが、当たり前にそういうことなんですよ?

(富岡) ふうん、

(私) 判断できないのに、とにかく事件性が無いって言い張って、結局、その血だらけだの、
その、大きな猪の死骸、そのグループが置いたのかどうか、誰がやったのかさえ、調べてない
ようなんです。 いくらその点をねえ、ええ、文書で、あの、指摘しても、何も答えない、
はい。 もう、答えられないから答えないんですよ? で、その、去年の秋に、あの、その
ヤナオカ、クロイワ、当事者とね、連絡取りたいんで、あの、連絡取りたいんだけどつって
も、もう転出したんで、

(富岡) 転出しちゃったんですか?

(私) 二人とも連絡が、連絡できないと、じゃあ、そちらがあの、介在して、指摘事項を確
認してくれつても、それも無視してるんです?(苦笑) 凄い言い方ですよ、その、例えば
ね、何だ、タカダって野郎は、あの、沼田署員のことを沼田署に言ったって、しょうがない
でしょ? って開き直ってるんです。 しょうがないといったって、私は別にあの、指摘あの、
裁判することがもし決めてたとしてもね、答える義務はあるはずなんですよ? こっちは訊
いてるんだから? 訊ねてるん?

(富岡) ふうん、

(私) それをね、そういう言いかたで開き直って無視するんですよ? それ、ひどい話です

よね? ほんで、とにかく貴方じや話んならないから署長と代ってくれつっても、それも無視するの? いや、理由が無いんで代りません、って、理由は今、説明しただろ? つって、怒鳴りあいんなってるんですけど?

(富岡) まあ、これも、まあ、捜、捜、捜査機関だよね、警察が行って、いちおう、イマイさんの通報を受けてね、現場に行って、ええ、イマイさんから、まあ、色々事情を聞いて、いちおう、捜査機関が、まあ、事件性は無いね、とゆうにこう判断してるんだいね? してるんですよ。

(私) (苦笑) ううん、してるんですか?

(富岡) してるんですよ。事件性無いってことは、つまりその、違法性、まあ、イマイさんが言う、その、脅迫とか、あるいは何でしたっけ? に当らないっていう判断してるんでしようね? だから、たぶん、警察のほうでそうしてるから、まあ、こういう言いかたがいいのかどうかわかりませんけど、イマイさんがこうにこう何度も何度も、しつこくその旨をこうに、ねえ、答えてくださいよということにしても、一度これを事件性無いと判断してから、なかなかしないんか、でもねえ、聞かれたら普通答えるけどね、こうに、どうなってるんですか? って訊かれれば、こうなってるんですよと、あるいは、こないだお話しした通り事件性は無いので、これ以上っていうような話はしますけどね、それすらも無視してるんですか?(苦笑)

(私) だから、全部、私の主張通りだとしたら、まず狙撃があつてですよ、ほんで獲物の死骸を晒してまた更に脅迫して、その後者のほうが、ずっと私は刑事的には罪は重いと思うんですが、更に最近でのその、禁猟期間内の威嚇発砲とともに合わせて考えれば、この人、このグループは、たぶん、無期懲役クラスの犯罪、重大犯罪してると思うんですよ?

(富岡) このハンターグループって奴ですか?

(私) ええ、ええ、高橋和俊グループは、それを取締り

(富岡) 最近は有るんですか? あ、ちょっと話遮って申し訳ないんですけど、最近も有るんですか? そうゆう発砲とかそうゆうのは、最近はどうですか?

(私) あ? もちろん有りますよ、今は、あ、今は狩猟期間中ですから堂々とできますから、はい。

(富岡) そういった、嫌がらせみたいなその、あれも有るんですか?

(私) とゆうかあの、最近ね、あの、これも事実に追加しなきゃいけないんですけど、夜中に寝てる間に、ハンターのその、狩りをする時の合図の声が聞こえてるんですよ?

(富岡) 合図?

(私) 録音、録音がもう、それがね、二日間、あの、別々の日にね、録音されてます。夜中の2時頃と朝5時半頃。

(富岡) 録音されてる?

(私) はい、

(富岡) はあ、

(私) もちろんそれ、有力な証拠ですけど?

(富岡) 録音? 録音はちょっと

(私) 通報もします、通報もしますよ? 現場検証にも来ます。それでも無視します。

(富岡) はあ、それ最近の話ですか? はああ、

(私) はい、だ、フクロウの鳴声に似てるんですけど人間の声です。それは聞いて貰えば判るんだけど、それが寝てる間にしてるんです?

(富岡) ふうん、

(私) それはあのう、本当にそのグループの仕業かもしれないし、あるいは、そのグループが脅迫だってことを知ってる第三者が模倣として、模倣犯としてやってることかもしれないけども。

(富岡) それからマイマイさん、これはだから、かなりのこの、何て言うんですかね、ま、人権、もちろん人権、ね、人権上っていうことなんだけども、ある意味ほら、鉄砲だからね、身体に直接影響することじゃないですか、もしかして間違えば狙撃されちゃう、ここにも書いてあるけど。

(私) ええ、

(富岡) だから、その、刑事、刑事処罰して、その、犯人を検挙するっていう意味では、やっぱりその、しっかりこう、何ていうのかな、証拠、証拠とかとても大事なるんじゃないですか? 検察に告訴するたって、ある程度その、何てんですかね、告訴事実の態様とか、自分のその利益・利益の具体性・明確性とかっていうの出して、ある意味証拠も充分でないとなかなか検察も受理はしてくれないかもしないですね。だから、それと同じで警察

(私) いや、あのう、証拠はもう充分過ぎるほどあるんです、これは、ただあの、告訴状としての形式不備をずっとね、理由にしてるだけ。

(富岡) あ、検、検察庁?

(私) はい、だから、告訴状の体裁が整ってしまえば、もう、これは、時間の問題として、警察が挙がらざるをえない、群馬県警が。

(富岡) ああ、告訴状を受理すれば捜査するからね。

(私) はい、今、告訴状の形式不備を理由にずっとこれまで止められてただけですから。

(富岡) で、これも、そういう意味では、ほら、捜査機関が中に入って、いちおう、事件性無しってことで、判断して、それがずっと継続してるじゃないですか?

(私) だから、その判断がデタラメだってのは、もう、内容的には、そこに書いてありますが、形式不備でしょ? そもそも。何度も言うように、脅迫の当事者が訴えてるのに、それについて何も答えなければ、当然、あの、被害は継続しますよね? 被害を継続するってゆうことは、警察の職責として予測できるわけなんです。それが予見義務であり、あるいは危険回避義務であり、そういうたった当たり前の義務を放棄してるってことです? 無視、あの、違反してるってこと。だって、現実に、あの、それによってその、威嚇発砲と思われることが身近に起ってるし、

(富岡) うん、

(私) 更に言えば、口、あの、夜中のあの、合図だの、で、その夜中の合図の、と合わせて、あの、私が昼間、あの、近くに散歩に行って道の途中にキジの死骸が置いて在る。

(富岡) キジ?

(私) はい、しかも、胸に穴が空いてる、どうも、弾丸を摘出したと思われる、胸肉がこう、ペロンと飛び出てるような、キジの死骸が置いてある、その置きかたが、まさにそのイノシシの死骸の時とそっくり同じなんです、再現してます。 ただ、今回、キジが置いてあったのは公道、県道です、私が、だけが通るんじゃなくて車が通る県道上、ただ行為の類型としては全く同じ事が繰り返されてる、という状況なんで、ま、告訴状としての形が整えば、これが真っ先に挙げられるだろうと思います?

(富岡) あ、警察のほうにね?

(私) ええ、警察のほうじゃなくて、警察が挙げられる、これによって。

(富岡) ああ、警察が挙げられる?

(私) ハンターはもちろんおかしいですけども、それ以上に、それを事件化しようとしてない警察のほうがもっとおかしい。

(富岡)★ だから、ま、これも、また同じようなってしまいますけど、捜査機関で判断してるんでね、そこに入ってげねえんですよ?

(私) いや、判断がおかしいでしょ? そもそも生命の危機に直結することであれば、その、反射的利益だの、その、公益だのと言ってられないんですよ?

(富岡)★ それも捜査機関の手続ですもん、判断というのも。

(私) いや手続だけども、

(富岡) 捜査機関の

(私) それはあの、なんだ、被害届、あの、共通事項説明書に書いてあるように、もう、捜査機関の裁量を超えてるでしょ? 生命の危機に直結する場合であれば、もう、あの、法律上保護された権利の侵害ですよ? それを無視すれば、

(富岡)★ わかりますけどね、捜査機関の裁量、貴方の裁量、間違ってるよ、ってゆう所までは入ってげないですね、人権擁護機関はね。そこまでは入ってげない。

(私) そうゆうことなると、警察が聖域んなっちゃいますよ? 何やっても許されるってことんなっちゃいますよ?

(富岡) それはないですけどね。

(私) そんなことないでしょ? ね、ええ、

(富岡) そんなことないんですけどね、それはないです。不当逮捕したとか、暴行を加えながら逮捕したとかっていう、いわゆる外形上のまし、まさにこれ、ね、人権ってゆうことなんれば、いくら警察官であろうと、暴行を加えながら逮捕するなんてことは、あってはならないことですから。まさに公務員の人権侵害ですよね? そういうのありますけどね。

(私) いや、あのう、事件性が無いとも有るとも言ってないです。当時、あの、一度だけ、現場検証終えた直後にそう言っただけで、その後、私が、ええ、不審点、重大な事件性の指摘を重ねているにもかかわらず、かかわらず、一度も答えてないです、今日まで。それが不当だつってるんです?

(富岡)★ それはなあ、だから、警察に確認してもらうしかないんだべえなあ、どうなってんですか? って。

(私) いや、それはお言葉ではございますが、事件が大きいからとか、相手がね、捜査機関

だからといって、例外扱いしていいということはないと、ええ、

(富岡)★ 例外扱いはしてな、してないですね、例外扱いはしてないんですけども、捜査機関が、いわゆる捜査機関の裁量で、ま、事件性が、たぶん無いと判断してるんだと思います、たぶん、この何も言ってこないということは、事件性が無、本当はそのことも、しっかりはっきりはっきり、言わなきゃいけないんでしようけれども、あの、イマイさんにお伝えにね、で、捜査機関が、捜査機関の裁量で、事件性無い、つまりは犯罪ではないっていうふうな判断をしたものについて人権擁護機関が入ってって、それは犯罪と認めなきゃなんないですよね？ そこはできないんですよね、犯罪と認めないと

(私) いやいや、それは、当然に捜査機関の裁量を超えた判断であると。判断を超えた、ううん、あの、裁量を超えた部分で、ええ、人権の侵害が有るというふうに考えていただくべきなんですが？

(富岡)★ それはどうかな、ううん、それはできないですよね？

(私) (苦笑)いやいや、それは当然に、そう判断していただくべきですよ？

(富岡)★ 司法機関にそこは判断してもららうんかねえ？

(私) ええと、私は、あのう、すいません、人権擁護機関に対して相談申し上げてるんですよ？

(富岡) わかりますよ、

(私) 市役所に相談してるんではないんですよ？

(富岡) 人権擁護機関？ まさにそうですよね、

(私) ええ、ええ、

(富岡)★ ですから捜査機関の裁量権がもう出てるのに、裁量権に基いて判断が出ているものに

(私) だからその警察そのものが人権侵害をしてると言ってるんですが？

(富岡) ええ、そうですよね、そうです、そうです。

(私) ええ、ええ、その点のご判断はどうなんでしょう？

(富岡) 警察の者が、その判断そのものが要するに間違ってるということを言いたいわけですよね？

(私) いや、間違ってるとゆうんじゃなくて、形式不備だつってるんです？

(富岡) 形式不備？

(私) 答えないことが形式不備だつってるんですよ？ だって、答えなければ被害、当然続くでしょ？ そういう可能性を持ってるでしょ？ で、私の主張に答えないってことは、そのグループの嫌疑は晴れてないわけなんです？ 晴れてないのに野放しにする正当性が無いでしょ？ じゃ、少なくとも、とりあえず被害者かもしれない人がそう言ってんだから、お前ら、ちょっと、ええ、その辺での活動控えろよ、とか言うのが当然でしょ？ 少なくとも。それすらしてないんです、全く野放し、野放しはおろか

(富岡)★ で、ううん、野放しというか、対応はしてますよね？ けっこうね、

(私) いや、何もしてないですよ。 ただ、来、来る、呼べば来る、呼べば来る、話は聞く、だけと聞きっ放し、何もしない、それを対応してるとは言わないです？

(富岡)★ しっかり対応しろということは言えないでしょう？ 少なくとも、人権擁護機関から、警察には。

(私) いや、それを言う、言うんじゃなくて、少なくとも事実調査をして下さいと言ってるんです？

(富岡)★ 事実調査は、事実調査はできないですよね？ 我々はその、前にもお話して有るかもしんないすけども、強制調査権なんて無いから、強制捜査権て無いですから。

(私) いや、全然、意、意味がわかんない、それがどうしたんですか？ 脈絡が無いですよ？

(富岡)★ 要するに警察、今、あのう、イマイさんから、このお話をうかがってますよね、ね、イマイさんからお話をうかがって、その警察の対応が悪いと、それ、それを法務局が、いま少し対応を、しっかり対応しなきゃ駄目じゃないですか、ということは言えない

(私) 対応がいい悪いじゃない、対応が無いん、あ、反応が無いんです？ それが問題だつつってるん？

(富岡) 通報したけども、来るけども、聞きっぱなしというようなこと、例に挙げてましたよね？

(私) そら、来たって意味が無えやね？ そんなんであれば、通報した意味がありません。

(富岡) 通報したら、警察官の人達ちゃんと来て、事情を聞いて、しっかり、要するに、対応してくださいってことですよね？

(私) はい、はい、

(富岡)★ それを例えれば、うちから言えるかっていうと、それが言えない、それを言えるようにするように調査してくれっつことでしょ？

(私) ええ、事件が無いとご判断されるんでしたら、私が挙げている数々の指摘事項に答えてみてください？ 代りに、警察の代りに。 答えられるはずがないんだから。 じゃあ、何で、通り道から 20m も外れているのに、わざわざ通り道の上で捌く必要が有ったんですか？ その通り道ってのは、私の足跡しか無いんですよ？ 私の通り道だってのは一見してわかるんです？ そういう状況でなぜ、通り道の上で、捌く必要が有ったのか？

(富岡)★ それはわからないですね、私には。

(私) や、わからないじゃなくて、そこに当然に脅迫の意図、疑われるでしょ？ 疑わないってゆうんだったら、何%と考えるんですか？

(富岡)★ それはわからないですね、それはわからない。

(私) いや、わか、わかるじゃなくて、それを判断しなきや、おかしいかどうか、判断しようがないでしょ？ 例えればね、そういう、あの、極端な不審点、あの、が幾つか有るのに、

(富岡) ふん、

(私) それに答えず、今日まで至ってるんです？

(富岡) 警察がね？

(私) はい、で、当時捜査した人に、それを訊ねようと思ってるのに、それ、そ、その二人を匿してしまって、連絡を取らしてくれない、

(富岡) うん、

(私) で、確認事項を、あの、介在する人に頼んでも、それも引き受けてくれない、

(富岡) うん、

(私) 全く無の礫。それじゃ、いつまで経っても解決するはずないですよね?

(富岡) 出向いたりも、出向いたりもしてるわけ? 沼田署のほうには。そ、それはしてないんですか?

(私) いや、してますよ、時々、うん。例えば、直近、10月末にも行ってるんですが、署長に会わしてくれと、これまで数々、何度も言ってるんですが、会わしてくれつても会わしてくれないし、

(富岡) 署長じゃないとあれ?

(私) いやあ、もう駄目でしょ? だって、人も20人くらい変え、とにかく、あの、人を変えることによって、一から説明し直さして時間稼いでるっていうのが、もうありあり、あの、歴然としますよ?

(富岡) うん、

(私) もう、名前10人ぐらいは挙がってますから。あの、ラグビーのタックルじゃないですけど、人を変えてね、時間を稼ごうという意図が、もう、あ、歴然とします。

(富岡)★ ふうん、あ、これも、ちょっと厳しいんですよね。

(私) (苦笑)厳しいですか? へええ、何が厳しいのか? ちょっとわからない。

(富岡) 事件性が無いと言ってるので、ま、違法性が無い、ただそういうことでなくて、それを受けない警察官、回答ちゃんとよこせよ、回答しないのは侵害じゃないか?ということ、ことはわかるんです、それはわかるんですけどね?

(私) そこがね、もう、だから内容以前の問題として形式不備ですよ? そりやあもう、無条件に違法と言えると思いますよ?

(富岡) どこの形がどういうふうに駄目なのかというのは、訊いても教えてくれねえんかね?

(私) うん?

(富岡) どういうふうにしたらいいんだい?って、形でしょ? 形式、形式にこだわってるんでしょう? 警察。そ、そうじゃないんですか?

(私) いや、その形式不備だつてんのは私、

(富岡) あ、私が、

(私) だからそうゆう、形式不備と言われるほどの不当な行為を、なぜ警察がするんでしょうか? ということです、はい。それがまさに平等権の侵害だと思います? 私限りの差別的取扱だと思います?

(富岡) ちょっと、先、いいですか?

(私) はい、

(富岡) で、この郵便局の関係ですね、これも配達員が枕元に置いてっちゃったんですか? よ、夜じゃないですね? 昼ですよね? もちろんね、

(私) ええ、え? 夜です、夜、夜8時頃、夜の配達。今はあの、夜9時まで指定できますよね? 時間帯指定。

(富岡) ああ、

(私) で、一番遅いのを指定したんです、

(富岡) で、もう、お休みんなってたんで枕元に置いてっちゃったんですか? サインもない、受けないで。

(私) まあ、お休みってゆうか、玄関先の縁端でね、あの、ストーブのそばなんで、たまたま横んなってただけなんんですけどね、寝る気も無かったんですけど。

(富岡) で、サインするんじゃないんですか? 普通ね、受取サイン、

(私) ね、ええ、

(富岡) 寝てちゃあ、できねえよねえ?

(私) や、寝てちゃあ、できねえって、起こせばいいじゃないですか? 配達って、起こさなきやできないですよ? 寝てる間にするのは配達とは言わないですよね?

(富岡) で、住居侵入ということですかね?

(私) ええ、ええ、その告訴状は、その、郵便局員の部分については、もう完成したと思ってます。あの、出し直したところなんですが、これが最新の物です。

(富岡) 出し直したんですか? ふうん、

(私) はい、あの、読んでいただければわかるんですが、当たり前のことを当たり前に表現しなきやいけないのは、たいへんんですよ。そんなこと、言わなきや、言わなくてもわかるだろ? ってゆう部分をたくさん書かなきやいけない。

(富岡) 記憶が無い、サインした記憶が無いことですよね? これも通報してるんですよね? 警察に。

(私) ええ、一度、あの、告訴状としては出しますね、ええ、あ、出しますね。

(富岡) 来てくれたんですか? 警察、

(私) 来てはくれたんですけど、現場検証しないで帰った、なんだかんだ理由を付けて。

(富岡) ああ、

(私) あ、理由にならない理由を何かごちゃごちゃ言ってましたけど、録音は残ってますけど、意味の無いことばっかり言っています。

(富岡) 全くあれですか、来たこともわかんなかつたんですか? その、配達に来たことも、うたた寝でしょうけども。

(私) (苦笑)わかんなかつたって、それが狙いで入ったんだから、

(富岡) ああ、なるほど、

(私) 起こしちやまずいんですよ。だから

(富岡) 何か、何か実害が有ったんですか? 何か取られたとか有ったん? それは無かつたんですか?

(私) それ、有ろうと無かろうと関係無いでしょ? 無意識のうちに遂行するという点が脅迫なんですね?

(富岡) ううん、

(私) つまり、不意を突く、不意を突いて、無意識の、無防備の状態で行うことに意味があるん、だから脅迫だって言ってるんです? 無防備という点が最も重要なんですね、ちょっと書き忘れてますが。無意識ということは無防備ということなんです、防ぎようが無いと

いうことなんです。 それは別の告訴状の石井恵子も同様です。

(富岡) ふうん、

(私) 彼女は留守中の侵入ですけども、これも無意識で無防備という点で共通してます。だから脅迫なんです。

(富岡) ううん、

(私) だ、模倣してるってことです、その郵便局の犯行を。

(富岡) その石井恵子さん? 今、石井恵子が出て来たですね?

(私) はい、

(富岡) 紙、あれですよね、祈祷札じゃなくって、祈祷札でしたっけ?

(私) そうです、そうです、はい。

(富岡) 居間、コタツの上に置き去り、置いてったと、世話人してたんですか? 世話人は、前にしてたんですね?

(私) ええ、ええ、前任が私、

(富岡) 石井さんの前任が、

(私) 私です。

(富岡) ね?

(私) はい、二年、二年、二年交代、

(富岡) 引継ぎかなんかしたんでしょう? じや。

(私) はい、

(富岡) これもあれなんだいなあ、警察じや、事件性を認めてないんだいなあ。

(私) 認めるはずないですよね? だって、警視庁のやったことが最大だもん。あの、無期懲役、あの、猟銃なんか、かわいいもんだと思いますよ?

(富岡) ううん、

(私) 全て殺人の隠蔽の為に行われることです。

(富岡) ううん、だから、これ、新しい奴は、やっときましょうか? ね? ね?

(私) はい、

(富岡) 捜査機関が、来てるからなあ、ということで、厳しいですかね、石井恵子さんだ、ね? 祈祷札、置いてっちゃったと。

(私) 三回やってるんですよ? 結局。三回目は証拠が無いんですけどね。証拠が無いんだけども、あの、三回目は外のポストに、あの、配り物を入れてったんですけども、同じ日に、同じように、私が、外から外出から帰ってみたら、玄関の中の、その、サンダル、土間に有ったサンダルが、居間の上でひっくり返ってた。

(富岡) 入ったんですか? じやあ。

(私) 誰かが入ったってことですね、で、推、状況から推測すれば、その石井恵子が入ったと思うのが自然ですね? 考えるのが。

(富岡) よく話とかはしてたんですか? まあ、引き継いだぐらいだから、お話、会話はしてたんでしょ? 石井恵子さんと、そうでもない?

(私) よく、ってゆうか、村人ですから、そら、少しは会話はしますけども、ええ。

(富岡) もちろんその世話人の引継ぎだって、会話もするだろうしね?

(私) だから、その引継ぎの時に、二年分渡してるわけなんで、お金を。

(富岡) ふん、ふん、

(私) 理由も言ったと思思いますよ?

(富岡) ああ、一括して払ってるって、一括して払ってるって書いてあったもんね、だから

(私) ええ、ええ、なるべく人が、あの、他人に出入りされたくないんで、ってゆうことは
言ったはずですよ、言った上で、その同じ行為をやってるわけです?

(富岡) 領収書はじゃ、その時に貰うんじゃないんですか? 普通、一年分とか、

(私) いや、後から貰いました。次の会った機会に。

(富岡) ああ、そうなんだ、

(私) くれとも言ってなかつたから、

(富岡) 後から要求しても、しゃあ、領収書だけは分けて来るんですか?

(私) (苦笑)一括で払うなんて人は、

(富岡) 居ないんですか? あんまり、

(私) 居ないし、当日は、あの、土木関係、あの砂防ダムの建築説明会だったんで、全然、意味が違うんで、向うも用意してないはずなんです。

(富岡) そうなんだ、ああ、

(私) それで、後日んなつてますけど、

(富岡) これもやっぱり、脅迫だっていうふうに結びつけてるんだね? ね、イマイさんとすれば。実害はまあ、特に無かったものの、精神的法益の侵害? うん、

(私) 財産に対する脅迫だろうなと、財産に対する脅迫だろうと、直接には。

(富岡) 財産?

(私) そう説明してますけども。留守中だから何されるかわからないと。

(富岡) わからないと、

(私) はい、で、この人は教員ですから、

(富岡) 石井さん?

(私) はい、

(富岡) ああ、そうですか、

(私) そういうまあ、人権意識もまあ、比較的高いはずの人が、

(富岡) 高いはずだよね?

(私) どうしてそう留守中に度々そういう行為に及びますかね? と、それも不審ですね? と
いうことを書いてありますか?

(富岡) そうですよね、これも警察が来て、で、いちおう読み上げてるんだいね? イマイ
さんがね、

(私) これは警察、ひどいですよ。 そこに書いてあるマキシマってのは、あのう、告訴状
の受理権限が有るはずなんだけども

(富岡) 司法警察員かい?

(私) ええ、はい、 それは後からわかつてます。別の人との電話のやりとりで、え? マ

キシマは受理権限有りますけどねえ、って言ったから、それが証拠になってますけども、嘘をついてる。身分詐称により告訴状の受理を拒否しました、その場で告訴状を読み上げて渡そうとしたんですが。それはもう、無条件に不当ですよ？ 刑事訴訟法違反に基く職権濫用罪です。

(富岡)★ 捜査機関に、ちゃんと聞いて、しっかりした、しっかり受理をして対応して貰わないと困るじゃないですか、とは言えねえもんなあ。

(私) いや、言う必要があるかどうかわかんない、それはあの、まさにあの、人権相談所の裁量ですが、少なくとも規定された事実の調査だけは免れないと思いますが？

(富岡)★ 事実調査は要するにその、警察官の対応ですか？ イマイさんに対する対応、そこに明らかにその、侵犯性が無いと、調査するにしても人権侵犯事件として着手できないんですよねえ。 だからそれは、例えばその、おお、イマイさんが告訴状を読み上げました、要するに被害の概要をね、で、その場で、無視をしたと。何も言わなかつたんですか？ 警察官のかたは、イマイさんがこの告訴状を読み上げたことに対して、何か

(私) まさに無視してますよ、読み上げ、読み上げた直後の発言で、何でこれが脅迫なの？ と言ってますから。脅迫の理由を私は告訴状で説明してるので、そのそばから、人の言うこと聞いてなかつたかのごとき発言をしてます。隣保班の人が物を置いてただけで、何が脅迫なの？と。

(富岡) ふんふんふん、

(私) そら、隣保班の人だから犯罪をしないなんて保証はどこにも無いですね？

(富岡) 無いです、無いです、

(私) それは詭弁になりますね？

(富岡)★ なりますね、なりますね、

(私) で、うう、なぜ脅迫だと感じるか、っていうのは色々書いてあります。詳しく言えば、ぜん、あのう、模倣の実績が有ることだの、そもそも村の集まりでの発言が、直接的にその郵便局員の侵入事件の事例紹介を妨害してるだろう？と。要するに、隠蔽ってゆうか、あの、ええ、隠避だな、蔵匿じゃなくて隠避に当る発言をしてると。

(富岡) うん、

(私) それにそういう発言をしたら、村人関係、通常、法律で言えば、あの、ええ、好意関係という表現しますが、好意関係なんか、とっくに崩壊してるでしょう？と、そんなこと発言でわかるでしょう？と。

(富岡) うん、

(私) それを理由に挙げて、説明して読み上げてるそばから、それを否定してると、それはもう、それはもう隠蔽でしょう？と。何を考えてるの、貴方、捜査機関でしょう？と。

(富岡) ううん、なるほどね、

(私) 少なくとも身分詐称ってゆうのは明確な違法です。 告訴状出そうとしてるのに、あのう、きよ、それを理由に拒否してるわけだから。そら明確な違法ですよ？

(富岡) 私は受け取れません、てゆうことですか？

(私) ええ、我々二人には受理権限が無いので受け取れません、と、そういうのは沼田署の

受理権限のある人に出してください、つつってます。

(富岡) それが、後で調べたら、そのマキシマ氏っていうのは、司法警察員だったと

(私) 受理権限があったと、はい。

(富岡)★ まあ、ううん、これは難しい、

(私) 嘘を言ってまで隠蔽するかい?と。そこまで行くと、隠蔽だけの意図ではなくて、脅迫の意図も有るということで脅迫罪を主張しているわけなんですが?

(富岡)★ 難しいね、イマイさん、これもねえ、警察が入って、難しいですね、

(私) (苦笑)何が難しいんですか?

(富岡)★ うちから警察官に、事実調査して、もう少ししっかりした対応してください、と言ふことはできないですね、とってもできない。

(私) いやいや、あの、情報の収集という項目有りますよね、あの、人権侵犯調査処理規定第8条かな、

(富岡) ありますね、

(私) あの、ただの、新聞だの、ニュース報道の文面だけから、人権侵犯の、その、人権侵、人権の種類を推測して、探知しろって言ってるわけでしょ?

(富岡) そら、ありますね、そういうこともね、

(私) ええ、そういうのを求められてるのに、告訴状ほどの、まとめられた資料から読み取れないはずがないでしょ?

(富岡) うん、わかりますよ、わかるんです、で、イマイさんの主張していることもわかるし、で、それに対してその、通報したことに対して捜査機関が、で、まあ、イマイさんからすれば、自分の主張に対して、それはもう、まさに無視に匹敵するだろうとお考えですけどね、まあ、警察官とすれば、まあ、なぜ脅迫なの?とか、とゆうことで色々ね、話はしてるわけですよ、ね、イマイさんにね、なぜ脅、これが脅迫にあたるの?とか

(私) いや、基本だから、あのう、来た時に話をするだけで、後はな、文書を出そうが、電話照会しようが、一切無視しますよ?

(富岡) だからその、イマイさんに対しての対応、警察官の対応、全く無視はしていないわけですよね? だからそういう対応が不適切だってことで、うちから

(私) 無視と一緒にでしょ? 意味として。 表面的に来たから何なの? 聞き流すことに何も意味無いですよね? それ、居ないのと一緒です。

(富岡) ただ、そのやりとりであれなんですよね、警察官とすれば、脅迫ではないという取り方をしてるんでしょ? おそらくね、

(私) いや、それはだって、何も反論してないもん。

(富岡) 説明しなかった? なぜ脅迫ではないのか?

(私) はい、

(富岡) そこの説明は無かったっつことか?

(私) はい、今まで一度も無いです。 だから、それがおかしいつってるんです。説明が付かないから説明しないんです、たぶん、実態は。

(富岡) そうするとそれは警察官に説明を求める事になるんでしょうね、やっぱりね。

(私) だから誰も答えないんです。どうしたらいいですか?

(富岡) 誰も答えない?

(私) 誰も答えないんだったら署長を出してくれつても代らない。もう、沼田署は全くだ
から、音信不通です。

(富岡) 誰も答えない? はあ、

(私) 完全黙秘。だって銃声の通報、禁猟期間中の銃声の通報を無視する正当性が有ります?

(富岡)★ そら、無いでしようね、

(私) ねえ? 違法な発砲である可能性が高いのに、

(富岡)★ 禁猟期間なんかで発砲なんかしてりや、普通、取り締まるでしょう? 警察は。
ねえ?

(私) で、昨年年末時点で、その、獣害センターに確認入れてまして、今年、警察から何か
照会受けたことがありますか? つったら、無いいつつてますから。な、全く何も対応してない
んです?

(富岡) とりあえずしてねえっつことか? じや、

(私) 例外扱い認めるのは獣害なんだから。

(富岡) じ、獣害何でしたっけ、

(私) 対策センター、

(富岡) そういうところからは、何か言えねえんかい? そ、ハンターには、言えねえ

(私) 言う気があれば言えますよ、私は言ってくれって言ってますが、もちろん。

(富岡) 取り締まる、取り締まる機関じゃないでしょうけど、

(私) ええ、

(富岡) そういうところにも、はた、働きかけてる?

(私) ええ、何度も、はい。 総務課経由でも言ってるし、獣害センターに直接も言ってま
す。

(富岡) 言ったほうがいいよね、そら言ったほうがいい

(私) 何度も言っています、で、警察が動いてないってことも裏、取って有ります、はい。警
察を挙げる為にね。

(富岡)★ ううん、難しいな、これ。 告訴状、ああ、ま、これね、五つ目でしたっけ? み
なかみの奴の、あ、たかやまか、ね、あれですよ、これ、ショ、あのネットショッピングの
関係ですかね、ね?

(私) え? あ? はい、

(富岡) ネットショッピング、あ、ファームやってるんですか?

(私) ええ、ええ、

(富岡) よしひら、ん、よしひらって読むんですか? なんて読むんですか? これ。

(私) よしだいら、地区名、

(富岡) これ上牧の? ああ、

(私) 地名です、私の部落がよしだいらってゆう部落です。

(富岡) ああそうですか、吉平ファーム、まこもだけっていうのはこれ、キノコかなんかで

すか?

(私) いや、ま、タケノコみたいなもんです。

(富岡) 小っちゃい奴ですかね?

(私) いや、小っちゃくはない、キノコじゃないです、タケノコみたいな奴です、はい。

(富岡) ああ、これが注文処理、配達、注文書は取ってあるけども、実際に配達員が行ったら、注文した憶えが無えってことで、キャンセルせざるをえなくなつたっちゅことですね、ね?

(私) そうですね、

(富岡) で、後の4人は、途中であれなんですかね、支払方法の変更のご依頼をしたんですね? 今井さんからね。代換だったのを口座振込方式にしたんですか?ね、確かね、これね、

(私) あのね、代引ってゆうのは、配達された商品と引換にお金を払うような、その場で。そういう扱いかたなんですけども、

(富岡) うん、

(私) 高額のは珍しいんですよ、極めて。 当り前ですけど、現金用意しなきゃいけないんで、危ないんで。

(富岡) そうだいね、口座が安全だいね、振込がね。 そういうことで支払方法の変更依頼をしたわけですね? そしたら

(私) あの、残りの4人もおかしいんで。 だから、125,000円のものを踏み倒されたんで、ふつと見たら、他にも何件か入ってるわけですよ、で、そっちは30万、30万なんですよ。これは、臭いなと思って、変更依頼をかけたんですが、案の定、そのまま、消息を、ドロンしちゃった。

(富岡) ドロンしちゃったの?

(私) ドロンと、そつから消息をとだ、途絶えてしまいました。 極めて不審ですよね?

(富岡) はああ、ねえ、で、丸損ですか?

(私) ああ、最初の件は丸損です。丸損、てゆうか、損害賠償請求すりや、もちろん通ると思いますよ、そんな面倒臭い事しないでしょ? 百万ならしますけどね、125,000円だからしようがないな、と思って。

(富岡) ああ、そうなんですか、全くわかんないんですか? 相手が、ど、どこ行っちゃったか。

(私) どこ行っちゃったか? いや、相手は身元は特定できる、できてるんで、

(富岡) うん、

(私) 訴状でも何でも、いつでも可能ですよ、

(富岡) できるよね?

(私) ええ、やろうと思えば。や、私や、別にあの、民事を問題にしてないんで、刑事责任を問いたいんで。

(富岡) これも、じゃ、告訴はもうして、告訴状はもう出してるんでしたっけ? 警察にね。

(私) ええ、

(富岡) いちおう出してるんだよね?

(私) ええ、

(富岡) 警察に説明もしてるんだいね？ 答えられず未決、説明はしてるけど、答えられない、てことですか？

(私) え？ 何？ ええ、あ、警察？ はいはい、

(富岡) 未決ですね、これも、じゃ、承知してるんですね、こういうのがイマイさんから出でるつづうのは？ 警察は、沼田署は？

(私) たぶん、否認するでしょうね、

(富岡) 否認する？

(私) ええ、一切を。はい、それはあの、たぶん、警視庁に倣うと思います。想像はつきます、出したことにしてないんです。

(富岡) だけど、受け取ってるんでしょう？

(私) いや、私は置いて来ましたけど、受け取ったことにしてるかどうかわからないです。

(富岡) ああ、そういうことですか、なるほど、

(私) はい、録音は、いちおう有ります。 出した時の録音は。

(富岡) 難しいな、いちおう出してる、

(私) だけど少なくとも言えるのは、警視庁に関しては、直接、出向いてですよ、警察署に、出向いて、直接被害を訴えてるんですよ？ 露迫殺人であることを説明して。その再捜査を

(富岡) 警視庁にね、

(私) うん、その捜査を要求してるのに、その事実してる、事実そのものを全面否認してるんですよ？ それが人権侵害でないはずがないでしょ？

(富岡) ううん、

(私) だから、本当にそんな事実が有ったんですか？ということを当然に事実確認して貰わないと。 裁判、裁判になっている件だから知りませんじゃなくて、まだ裁判にする余地はいくらでも有るんです。 その件の一切を、あの、既判力が及ぶわけではないんです。国賠法1条に関してはそうかもしれない、だけど他の法理で訴える余地はいくらでも有るんです。 で、その全面否認という行為は無条件に違法だと思います、人権侵害だと思いますんで、事実確認をお願いしたいと。

(富岡) ま、先ほど

(私) もう一つね、もう一つ、続きが有るんですよ。 そこに、警視庁ん中に書いてある通り、

(富岡) どこですか？ 警視庁、

(私) ええ、警視庁って、告訴状Ⅰですね。例えば、去年の10月、警視庁本部の人事課に電話を入れて、

(富岡) うん、

(私) ニシカタさんてゆう人に、その、当時のあの、2009年当時の東村山署のサワダさんと連絡を取りたいと、これこれこういう理由で

(富岡) ええ、東村山署？

(私) ええ、そのサワダさん、直接行って、あの、被害を訴えた人に、連絡を取りたいんで、

ええ、ま、当時の在籍者を調べて、ええ、該当者が居るのか居ないのか、まあ、居な、全面否認しようとするんであれば、居ない、というお答えんなるでしょうから、そういう場合も含めて、とにかく何らかの連、あの、連絡を今月中にいただきたいと、言ってるのにもかかわらず、それを無視してます。 それは、それは一般の信義則にも反しますよね、警察として異常なだけじゃなくって、一般人としての信義則にも反します。 約束したことを破ってます。 録音は残ってます。 そういう対応をしますよ? だ、警視庁はそんな、無傷でいられるはずがない。 ただ、違法性という意味で高いのは群馬県警、沼田署の猟銃事件のほうが、よっぽど違法性は高いと思います、たくさん違法なことをしてるから。

(富岡) ふうううん、進んでいいですか?

(私) はい、

(富岡) ちょっとトイレ行って来ていいですか?

(私) あ、どうぞ、どうぞ、ご遠慮無く。

(富岡) すいませんね、すいません。

(私) あ、いいえ。

(富岡) 寒くないですか?

(私) あ、全、大丈夫です。

(富岡) あ、大丈夫ですか。

(私) 地元のほうがもっと寒いですから。

(富岡) はい、で、次、あの、これは、去年の1月の関係ですかね?

(私) あ、相談所の、

(富岡) ええと、イシザカ、ハラダ、失礼、フクダ、タカハシの4人に対して、これ、持っていたんですね? 人権被害の訴えということ、だけど無視されちゃったと。

(私) ま、その裏にはハラダさんが居るってことですよ。

(富岡) ハラダさん、沼田支局のね?

(私) ええ、事務局の意向で、そうなつてると。

(富岡) 人権被害の、被害の訴えをしたら、ハラダさんのほうが、うちは捜査機関ではないですよっていうふうに、お答えしたってことでしたっけ? ね?

(私) んん、まあ、そうですね、

(富岡) ね?

(私) ええ、

(富岡) 細かくまとめてくれた、で読ましていただいた、ね、けっこう時間的にはあれでしたか、どれぐらい相談時間取ってくれたんですかね? 東部、あれ?

(私) 確かね、1時間ちょっとだと思いますよ、

(富岡) 1時間ちょっと、ああそうなんですか、

(私) ええ、元々、1時間ぐらいしか予定していないんだろうと思います。 途中で打ち切られちゃったですね。

(富岡) この話、これで行ったんですよね? この被害の訴えでね?

(私) うん、まあ、そうですね、ベースは、はい。イシザカのほうはもう全然、あの、ま、

意味のある受け答えは何もしてないです。

(富岡) ほう、

(私) あの、意味の無いことばっかりね、俺はこんなことばっかりしてるんじゃねえ、忙しいんだ、みたいなことばっかり言うから、ふざけたオッサンだなと思いながら、

(富岡) ああ、それは相談、対応内容になってなかつたと、17日の関係は、いちおう、イマイさんとすれば、セッティングを要請したと、群馬県警とかのね。

(私) 群馬県、あ、沼田署は近いですからね、一緒に行ってもらっておかしかないな、と思つて頼んだんですけど。

(富岡) あ、なるほど。

(私) 手紙出すのも訊きに行くのも一緒だらうと。 で、問題は、この、ね、私が作った、ええ、報告書を、何で無視してるんかいなと、あれ、どこ行った? これか、これ、別に問題無いと思うんですよね? 本当、事務的な調査の仕方だらうと思うんです、その、事実調査は書面ではやらないんですか?

(富岡) いや、書面ではしないですね、

(私) 所定の様式は無いんですか? 書面の。

(富岡) 書面ではないです、事実調査は必ず現場ですね。

(私) はあ、

(富岡) で、あくまでも、これが、この間もちょっとお話したんですけど、任意じやないですか、だから、相手に拒否されると、もう、調査できないんですね、人権擁護機関と。

(私) いや、それは、何度も申し上げてるんですが、相手が答えなかつたという事実が重要ななんだと思いますよ、後で。 私はそう主張してますけど。 だから、とにかく結果にかかわらず、所定の調査をしていただきたいんですが、逆に、していただかないと

(富岡) 沼田署の対応、決して、 うん、今のは、どれでしたっけ? これかい、イシザカさんね、無視したって、ちょっと、この時の細かいやりとりってな、ちょっとあれですけど、出て来ないんですけど、

(私) 録音は有りますけど、イシザカは意味のあること言ってないです。

(富岡) 言つてないですか、で、対応がふて、適切でなかつたつことか?

(私) 全く職責をあの、理解しようとしない人なんで、全て、あの、ハラダさんの意向で動いてるってのは、会話からありあり、わかります。

(富岡) ふうん、はい、で、みなかみの福祉課とか、色々出て来ますけどね、ハラダさん、ま、ハラダさん、これ、後にも出て来てるんですけど、ま、その前に、じゃ、これ

(私) 人権擁護委員というのは、あの、ここで言うと、県なのかな、県の行政機関ではないんですか?

(富岡) 人権擁護委員はねえ、法務大臣から委嘱されているんですよ。

(私) ああ、ということは、その自治体の行政機関の一部ではないんですか?

(富岡) 自治体の行政機関ではないんですね。

(私) ああ、

(富岡) 結局、法務大臣から委嘱、要するにその、各自治体の推薦を受けて、法務大臣が委

嘱するんですね。 で、ま、全国に一万数千名居るんですけども、群馬県内でもね、幾人だったつけなあ、ええ、二百何名いらっしゃるんですけど、ま、言わば、人権擁護機関と呼ばれてるんですよ、ま、法務局も人権擁護機関ですけども、人権擁護委員も人権擁護機関、しかしあの、委員はボランティアですから、ボランティアなんだよね。

(私) まあ、その、無報酬だってゆうことは規定されてるんで知っていますが、ただ、作為義務を明確に謳われてるんで、その、ボランティアたって、やること自体がボランティアじゃ困る。あの、引き受けたものを

(富岡) そりやあ、うん、やることは、法務局と同じ、要するにその、ね、人権擁護の仕事をしてるわけですよね、同じですよ。

(私) ええ、無報酬という意味でボランティアを使うんだつたらいいんですが、その対応する、しないがあの、任意だという意味のボランティアではないですね?

(富岡) 違います。やることはもう、全く法務局と同じ事をやって対応をしていただくんであって人権擁護の活動は全く同じことを活動していただくなっていますので。ですから、あのう、まあそうはいっても、あれですもんね、人権擁護委員も委嘱されるまでは、全く別のお仕事されてたかたばっかじやないですか、

(私) うん、ま、このあいだお会いした、トドコロさんみたいな人は例外なんでしょうね?

(富岡) そうですね、

(私) あのかたは退、退役した弁護士さん?

(富岡) いやいや、現役ですよ、

(私) え、現役なの?

(富岡) うん、現役です、

(私) 現役で、あんな発言していいのかな?

(富岡) で、だから法務局と同じ人権擁護の活動をしてますんで、ま、法務局としても、ね、早くその、慣れてもらう為に、研修なんか、こう、やったり、委員を対象としたね、そういうこともやってるんですよね。

(私) なるほど、私はてっきり、弁護士法をもう離れたから、気楽なことをおっしゃってるのかなあ、と思って聞いてたんですが、そうではないのか。

(富岡) ううん、どうなんですかね? ま、弁護士って言ってたでしょ?

(私) いや、言ってないですよ、ただ、法律に詳しいってな、話しぶりからわかりましたけども。

(富岡) ああ、そうでしたか? ああ、そうですか? 弁護士のかた、いらっしゃいますよ、弁護士のかたも、委員の中には、ええ。

(私) 現、現役だったんですか、私もちよつと気楽な、気楽な話しぶりをしてしまいましたが。

(富岡) ちょっと、ちょっと、もし間違つてると失礼なんで、だと思います、すいません。そうにあれですかね、じゃなかつたかな、もし退、辞めてたら、失礼なんで、たいへん、委員に。 ま、そういうことです。

(私) はい、

(富岡) それで、じゃあそれ、また、ハラダさんの関係は、ちょっと後でまた出て来るんで、フクダ支局長の関係は、ええ、と何でしたっけ、あ、これでいいんか、あの、あれですよね、例のあの、さ、価格操作の関係、ね? 価格操作

(私) はい、農産物、

(富岡) これもよく、いわゆるその、独占禁止法が絡んでくるんですかねえ? こういうの、よくわかんないんですけどねえ、市場とか、

(私) ううん、とゆうかねえ、ちょっと書き忘れてますが、あの、ええ、入札談合、

(富岡) ええ、入札談合、

(私) 刑事罰に入札談合っての有りますから、

(富岡) ええ、

(私) それ、それが存在してると思ってます。

(富岡) ふうん、

(私) ただ、日時、場所とか、

(富岡) 入札談合ってゆうのは、よくあの、価格カルテルとかって言ってほら、協定結ぶじゃないですか?

(私) ええ、

(富岡) ね、その協定することは違反なんだいね? ある意味、

(私) そうですね、

(富岡) だから、いわゆる価格談合っつんですかね? そのことなんかな、で、意識的にその、イマイさんのほう安くしてるんじゃないかというふうに考えるつことですか?

(私) ええ、だから、通常の入札談合ってな、経済的な、あの、超過、不当利得を目的にしてるわけなんんですけど、この場合はそうじゃなくって、第一目的は脅迫。

(富岡) 脅迫?

(私) ただし、そこに不当利得、不当利得も発生してるでしょうから、副次的に、その、その分け前に対する、ええ、入札談合も有るんじゃないかな、別の物が、と推測してます。 ただ、推測でしかない。そこはこれも、告訴状になってたりしますが、捜査機関による捜査が本来、有って然るべきなんですが、

(富岡) これはあれなんじゃないですか、こういうのって、公正取引委員会ってあるじゃないですか?

(私) はい、公取、

(富岡) 公取、公取委員会ってな、こうゆういわゆるなんてんですか、その、価格操作したみたいなことに対しては告発できるんでしょ? 捜査機関に、

(私) はい、はい、

(富岡) そういう組織だいね? あすこはね、

(私) ええ、でも、警察法の役割もありますから、ある程度までは捜査できるんですよ。

(富岡) 何か、事業所にた、立ち入ったりするんでしょう? 立入調査をね。

(私) ただ、入札談合を扱えるかどうか、そのものは私もわかりません。だから、それを、入札、刑事罰を訴えたいんだったら、最初っから検、検察に行ったほうが早いと。

(富岡) 檢察のほうが?

(私) 檢察は経済問題にも、複雑な経済問題にも対応します、って明確に謳ってますから。

(富岡)★ なるほど、これも何とも、果たしてこの、こういった価格設定の仕方が、市場によってこういった価格がね、の設定の仕方がが違法なのかどうか?って、とてもとても、うちではわからないです、ねえ?

(私) (苦笑)ま、そこは蓋然性の問題として。 ただ、一つ言えるのは、出荷所の所長が、不審な行為をしてるってことですね。 農協ってゆうのは、あの、別に個人、個人を特定する必要が無いにもかかわらず、

(富岡) 沼田市農協?

(私) まあ、みなかみ町ですね、

(富岡) みなかみか、

(私) みなかみ出荷所つつうのかな、あそこは。私の分だけをそっくり、別の市場に出してるってことですね、そういうマネをしてる、そこがおかしいんじやないかと?と。 だから、市場関係者と連携して、一連の脅迫きよ、行為に加担してのではないか?と疑われます。

(富岡)★ ふんふんふん、それにしても、こんなに差が有るもんなんですか?よくわかんな
い、素人なんで。

(私) こんなに差があるわけないじゃないですか? 普通、ええ。

(富岡) よくわかんないんすけど、

(私) 普通はその、生活、生活防衛ラインが有るんですね、当り前に。これ以上下がったら生活できないよ、つつうとこで、その、そのへんで下限ができるんです。それが 300 円前後なんすけど、今年の私に付いた値段は 50 円とかですかね、もう問題外なんです。

(富岡)★ そんな値段を付けていいんですか?

(私) いや、それは市場だから、付けようと思えば付けられます。

(富岡) 付けられるんですか?

(私) はい、意図的に付けようと思えば。

(富岡) ある程度ほら、最低の、最低価格というか、基準があるんでしょ? ラインが。 で、それ以下の値段なんか付けちゃっていいんですか? よくわかんないんですけど。

(私) そりや、付けたって違法ではないでしょ? それ自体は。 ただ、特別、目的が証明されれば犯罪になりますけどね、ええ。 自然に付くぶんには別に問題は無い、はい。 自然に付くはずないんですけどね。

(富岡) ねえ、そりやあ、ねえ?

(私) ええ、普通はそんな値段だったら、あの、なる前に、出荷者が出荷止めちゃいますか
ら、はい。 そのぐらいなら自分で喰ったほうがいいやって。

(富岡)★ 採算が取れねえもんねえ? 止めちまいますよねえ。

(私) 箱代も出ねえんじや、自分で喰ったほうがいいや、人にやったほうがいいや、ってゆ
う話なりますよ。

(富岡) そういうことですね、

(私) おかげさまで、今年はねえ、早々と、だから、そのズッキーニの圃場を放棄しまして、

結局、累積で年度で百万を超える赤字に追い込まれましたから。つまり、去年は、何もないで遊んでたほうがましだったという結果んなってます。それほど極端なことをやってます、この人達。

(富岡) ふううん、

(私) それからズッキーニだけじゃなくて、ナスとマコモダケもやってる。私がやってる三つともやってるんですよ、史上最低水準。

(富岡) ふううん、市場を分けるんですか？ 出す市場を、分けてらいね？

(私) それは、あの、自由に、分けるんですよ、出荷所がね、あの、裁量で、どこ持つてつたほうが良さそうだなという判断で、コロコロ分けられるん。

(富岡) 分けられるんだ？

(私) はい、

(富岡) 県央とか、ほら、ね、シティ、シティ、何だ、分けてらいね、東京シティとか、

(私) 農協と、そ、農協の、あのう、何だ、包括委託つんかな、あのう、とにかく、お任せで契約してる市場が幾つか有るんですね、その中で、あのう、選択して出してるようです。

(富岡) 農協がじやあ、選択するんですか？

(私) はい、

(富岡) 出す人は選択できないん？

(私) できない、

(富岡) できないんですか？ ああ、そうなんですか？

(私) ええ、出荷所として選択するん、農協として。

(富岡) そういうシステムなんてるん、

(私) だから、文句は言えねえんです、私の分だけ他に出したって。その代わり、選択した結果、不当に安くなっちゃったりすると困るんで、その、出荷者に対しては加重平均してるんですよ、値段と出した量との、あの、按分というかね、損も得も出ないように。

(富岡) 按分というか、あんまり損も得も出ないようにね、

(私) それも面倒な話なんですけど、農協はそういうふうに処理してます。

(富岡) なるほどね、ふうん、これは、あれだいなあ、ま、公正取引委員会、不審な出荷つてゆうのも、わかんないでもないけど、ねえ、

(私) まあ、ちょっと、それは扱いにくいですかね？ はい。

(富岡) はい、そうゆうことで、あ、それで、これ、最後の、今年の対応か、沼田支局のね？ううん、これはまず、去年の2月か、捜査機関ではないんですよ、つつったんですね？ この時、1時間ぐらい？ 居らしたのが。

(私) 捜査機関でないっていうのは、意味の無い、まあ、詭弁だと思うんですけど？

(富岡) 答えにはなんないんですけどね、答えにはなんないんだけど、

(私) ただ、そのあげくに、群馬県の広報課に当れつたんです？

(富岡) ★ 何で広報課だったんだろう？

(私) だ、その理由がよくわからねんで、何かあの、普段、転送してる実績が有るのかなあ、と私は信じて

(富岡) それは無いと思う、

(私) 実際当りました、だけど、やっぱり相手にして貰えなかった。

(富岡) 広報課は、広報課は、何でだったろう？ よく、ちょっとわからないですね、広報課の理由がわかんないですね、

(私) それ、意味の無い転送をして、義務の無いことを私にさしてるんだから職権濫用罪なんだと思いますよ？

(富岡)★ このことは確認してないんで、何とも言えませんけど、なぜ、こう、広報課をご案内したのか？

(私) 当然、そういう案内が有るんだったら、ご自分の職責に当ることを他の機関に転送するわけだから、結果責任を負っていただかないとね？ 事前に根回しするなり、結果をフォローするなり、あ、駄目だったんですか？ じゃあ、こちらで受けましょうとかね、それが当然なんですが、それを何もしてないと。

(富岡) 2017年5月は、ああ支局長がね、処理規定、侵犯から一年以内、この時はあれですか、これをやっぱり、さっきの、これ持ってたんかね？ 被害届とか、何でしたっけ？ これの説明に行つたわけですか？

(私) や、あの、私は、その件についてはあんまり、あの、まだ来たばっかりで、や、赴任したばっかりで知らないんだけど、とは言ってましたよ、フクダさんはね、

(富岡) あ、それはだから、お電話ですね？

(私) ええ、

(富岡) その件に関しては、赴任したてで、ちょっと、細かいとこまでは承知していないんだけど、ってことですか？ 侵犯から一年以内、という

(私) ただ、一年以内って言う場合は、

(富岡) どこまでの話のやりとりの中で、この一年以内つったんですかね？ よく

(私) ま、私の場合、継続案件だってのは、その、読めばわかることなんで、あの、その場合は、やっぱり、その、終了、行為の終了した日から一年以内、という、その、重要な条件の説明をしないといけないですよね？

(富岡) 重、あの、電話のやりとりの中で、あそか、イマイさんの話を聞いて、一年以内って、支局長のほうがお答えしたんだ。

(私) 単純、単純に一年以内と、私も詳しいことは説明しません、その時の電話では。

(富岡) ああ、なるほどね、なるほど、であるからまあ、イマイさんとすれば、まあ、人権侵犯行為の有った

(私) ただ一年以内と言つたからには、ある程度は読んで、頭に入ってるんだろうとは推測されますね。

(富岡) ある程度だから、その時、継続性、しかし継続性があるものについてはその限りでない、ってゆうのが出れば、継続してるんですよ、ってのが言えたってことですかね？

(私) そうですね、はい、

(富岡) そういう意味合いなんですかね？ここはね、なるほど、これ今年言つてるんですね？ ううん、

(私) で、そん時の、場所の管轄についてですね、問題は、あ、警視庁のことであれば、沼田支局の管轄外になります、って言っちゃってますから、

(富岡) 発生地でも居住地でもいいからね、

(私) 通常、実務上、その、管轄外になるケースって、あんまり無いでしょ?

(富岡) あんまり無いですね、

(私) どっちでもいいんですかね?

(富岡) うん、どっちでもいいし、被害者加害者のあれじゃなくって、事件発生地でもいいし。

(私) 両方とも該当しないっていうケースは、あんまり私も想像がつかないんですけども?

(富岡) まず無いかもしないですね、

(私) ええ、だから、場所についてのお話はちょっと、判断ミスの範囲を超えてると思いますね?

(富岡)★ どういうあれですかね、まあ、勘違いしたのかなあ? ううん、

(私) だ、人権侵犯被害の救済案件には、必ず直面する問題ですからね、前提条件ですから。そこで間違うってな、ちょっと、ありえないような気がしますね?

(富岡) 救済手続における精神的法益侵害についての損害額、ううん、これもどうなのかなあ、決まりにはなってない、損害額を報告書に書く決まりんなってると言ったんですか?

(私) はい、それが無ければ報告書が書けないから、受けられないと、受けても進まないから、受けられないんですよ。

(富岡) ふうん、

(私) それ、録音に、お渡しした録音に残っている話です?

(富岡) はああ、なるほどね、確かにこの、何つうんですかね? この民法の不法行為なんかもうなんんですけど、違法行、違法行為を判断する時に、要するに一つのこう、何てですかね? 考え方って言うんですかね? どういった観点で考えるのかって言うのが、要はその、いわゆる、相手方がする侵害行為って有りますよね?

(私) はい、

(富岡)★ その悪質性とか、あるいはその、ほ、法的利益、権利利益っていうのが、この、イマイさんで言えば、精神的法益のことを言うんですけども、その法益も、いわゆる、何て言うんですかね? 法益保護の高さとか、法益保護の明確さとかつつのが、それを相関的に考えるんですよね? 相関的に考えて違法性が有るか無いかってのを判断するわけなんですけども、そこを何かあれなのかな、場合によっては、明確性というところで判断できないから、そういうのを、決まりにはなってないと思うんだけど、そういうふうにお答えしちゃったんかもしないですね? うん。決まりにはなってないんですよ、それ書かないと受けらんないつことにはなんないんでしょうけども、そんなことで、そう発言しちゃったのかもしないですね?

(私) ま、それは、あの、その場で、いくらとも答えられたんですが、

(富岡) 無理だいね、精神的にいくらなんて無理だいね?

(私) じょ、常識としてね、慰謝料請求の裁判起こす段階の話を、

(富岡) うん、

(私) 何で、申出の段階で訊かれなきやいけないんだよ？ という気持ちが有ったんで、答えなかつたんです。

(富岡) 金額に換算するのは厳しいですよね？ 精神的法益をね？ なかなかね、

(私) ううん、それはあの、一瞬でも答えられますが、根拠がね、なかなか説明、付かないです。

(富岡)★ たぶん、支局長はそういうことで、フクダのほうは、言ったんだと思うんですね？ この違法性を判断する時に、どうしてもその、権利利益の明確化ってのが有るんですよ、

(私) ええ、

(富岡)★ その、何つですかね？ 権利侵害の悪質、権利侵害と権利利益というのを相関的に考えるもんですから、こっちも明確んなってないと、それでどっちが重いかで、違法性が有る無いの判断の仕方してますので、たぶんそういうことで、こうゆうふうに言ってしまったら、ただ、決まりにはなってませんのでね、そこでちょっと、間違っちゃったのかね？ 言うこと間違っちゃったのかもしれません。失礼したかもしないですね？ イマイさんにはね。ふうん、それからこれは、ああ、そうか、この対応ですね、トドコロさんとね、イシマキさんのね、ううん、

(私) ま、こちらの対応は、さておき、こうやって、まあ、その後継続して、ご相談いただいているわけなんで、

(富岡) ああ、

(私) とりあえずそこは置いとくとして、あの、沼田支局の不当性は、まず、嘘を言う、嘘を理由にして受付拒否してると、それも二度してることですね？ フクダ支局長は。

(富岡) うん、

(私) それともう一つはその、今回の、二回目の救済の申出を、説明の途中で打ち切ってるってことです。

(富岡) それは、電話か何か？

(私) いやいや、行った、

(富岡) 行ったんですか？ あ、行つたって書いてあつたね？

(私) 最初はハラダさんが受付けてたんですが、途中からフクダさんが加わって、最後に、ええ、まだ、あ、時間が来たって言われたんで、そうはいっても、まだ説明、始まつたばかりですから、とにかくあの、一旦預かって、あの、侵犯事実の有無を確認してください、と言つたのに、

(富岡) 預かってね、

(私) できませんと、えっ？ それではあの、門前払いになりますよ？ いいですか？ って言つたら、はい、いいです、けっこうですと、二人口を揃えて言つてます。

(富岡) うん、

(私) 録音されてます？

(富岡) ふうん、

(私) それはやっぱり、それは、あの、説明の途中で打ち切つたってことは、説明を、まあ、

受付拒否したと、不当に受付を拒否したということになってしまいますので、

(富岡) うん、

(私) ま、沼田支局としては、大きく分けると、嘘を言ったことと、ええ

(富岡) 受付拒否、途中で打ち切ったこと、

(私) ええ、その二つになりますね。 で、ま、更に付け加えれば、他にも問題発言をたくさんします。

(富岡) 支局長が?

(私) 例えば、フクダ支局長は、私の目の前ですよ、「私達が信じ、被害を認めないと調査には入れない、そうだよね?」 つって、ハラダさんに、申し向けてます。

(富岡) うんうんうんうん、

(私) それは隠蔽と脅迫を同時に示唆します。なぜか、なぜ、きょうは、脅迫を示唆してるかというと、普通、そんなこと言わないですよね? 申出人の目の前で。だからこそ脅迫だと思います。しかもそれ、脅迫の教唆に当りますよね? 同意を求めてますから、ハラダさんに。

(富岡) うん、要はその、私達が被害を認めなければ、調査には入れない、ってゆうのは、その

(私) まあ、平たく言えば、

(富岡) 平たく言えば、要するに

(私) 職権濫用による隠蔽の意図だと思いますよ?

(富岡) あのう、人権侵犯の疑いが無ければ調査できない、ってこと言いたかったんだと思うんですよ? そういうことだと思います、まさか、

(私) そんなこと当り前ですよね?

(富岡) そういうこと、言いたかったんじゃないですか?

(私) (苦笑) それを敢えて、私の目の前で言う必要が有りますか?

(富岡) 敢えて、疑いが無ければ、調査できないよね? って言いたかったんじゃないんでしようかねえ?

(私) それは言葉を変えますと、警察が私のま、前で、我々が事件を認めなければ事件にはならない、と公言してるのは同じですよね?

(富岡) あ? まあ、それは、

(私) 捜査機関がね、同じ事ですよ? それを普通、目の前で言いますか? 敢えて。 そこが、特別な意図が有るんじゃないか?と。

(富岡) そういう意図は無いと思うんですけどねえ、

(私) (苦笑) 無かつたらたいへんな問題になりますよね? なると思う。

(富岡) わああ、

(私) 握り潰すぞ、と脅してのと一緒ですよ?

(富岡) 要するに、私達、人権侵犯の疑いが有るということを私達が判断できなければ調査できませんよ、ってことを彼、言つたんじゃないですか? どういう、

(私) それは、それは当然、誰もが認識することですよ?改めて言う必要が無いでしょう?

(富岡) 言ったか言わないってゆうことは

(私) それを認めていただける為に来ているわけだから、

(富岡) うん、まあそうなんですけどね、それをイマイさんに、要は、人権侵犯の疑いが無ければ、調査できないんですよ、

(私) それには、それにね、あん、

(富岡) 判断してたんですかね? 言う前にもう、

(私) だからね、録音聞いていただければわかるんですけど、郵便局の事件について、私は100%信じられません、と、郵便局員がそんなことするはずがありません、と言った直後に、つながっている発言なんですよ?

(富岡) ああ、あ、書いてあったね?

(私) ええ、だから、意図的に信じようとしたことによる隠蔽であろうと。

(富岡)★ ふううん、そこまで言われてもなあ、それは有り得ないと思うんだよなあ? だから、ま、郵便局も、郵便局の関係も、たぶん、何て言うんですかね? 向うで出ますから大丈夫です、何て言うんだろ? そんなことをするはずがないって何でしたっけ、あの、置いてったんですもんね? 配達員が置いてったわけでしょ? 何か、

(私) 置いてったみたいですね? 私は、置いてったことも認識してませんけど?

(富岡) でも、物は有ったんですよね?

(私) はい、

(富岡) 起きてみたら、

(私) だから気味が悪いんです?

(富岡) だから置いてったんでしょ?

(私) 受け取ったはずの無い物が有ったんです?

(富岡) それはフクダさんからすると、フクダさんから言わせると、人が寝てる間に、そんなとこに、置いて行くはずが無いいつ事を言ったってことですか?

(私) ええ、サンタクロースみたいに、物が有ったんですよ? 突然、降って湧いたように。サンタクロースのプレゼントだとしても気味が悪いですよね?

(富岡) 気味が悪いですね、有り得ないです、ことだから、普通ね、ね、ううん、そういう意図は持っているは、いる、言わねえと思うんだよなあ? 思うんじや駄目だけど、いわ、言ってないんじやないかな? そういう意図ではねえ? イマイさんねえ、だから、しつこいんだけど私達、要するに、法務局が人権侵犯の疑いが有ると判断しなければ調査できないんだよねと、イマイさんに向かって言いたかったのかもしれないね。それがこっちに同意を求めるやつたと、そうだよねって。 だからその時点で、

(私) だから、求めちゃったじやなくて、それを目の前で言わないでしょ? 普通。 神経として。

(富岡)★ そこはちょっとね、そこはちょっと常識が外れてましたね?ね、その本人の前でね?

(私) ううん、常識外れで通るものか? それは何らかの意図を、

(富岡)★ 意図は無いで、無いと思いますよ? イマイさん、本当に、

(私) (苦笑) そう、そう取って貰えますかねえ?

(富岡) ★★ 本当に、意図は無いんじゃないですか？ 意図なんか持たないですよ、法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意図は持って無いですよ。 だから、最初にね、あの、たぶん、あの、沼田のほうでも、イマイさん、申告は、申告は口頭でするか、あの書面でするか、ってなってるんですよ、たぶん、ご存知だと思うんですけどもね、口頭ってな、説明するか、あるいは書面で出すか、ってなってるんですけども、それをたぶん、支局のほうでも言ってきたと思うんですよね？ こうにあの、申告シートに書いてくださいと言ったのは。それも言いかたなんだけども、

(私) いや、書面で出す方法が有るなんて一言も言ってなかったですよ？

(富岡) 申告シート出してくださいって言わなかつたですか？ ハラダさんが、ハラダが、申告シートを。

(私) いや、手元に置いて、私がこれに書くのに必要だから、説明してくれと、ひたすら、言つてました。

(富岡) いや、説明でいいんですよ、もちろん説明で、説明かこれ、これ出してもらうことなんなってるんですよ、ね。 だか、でも、とても量が、とても書け、書ききれる量じゃないから、

(私) ええ、

(富岡) これに書いてもらって、これを資料として、ええ、出してもらうのは、どちらでもよかつたんだいね？ うん、それはよかつた、だからそこでもう少し沼田のほうで、じゃ、ここに書くのたいへんだから、こういう形で出してってもらえれば、内容を読ましていただいて、また、後日連絡します、ぐらいの対応すればね、一番よかつたんかもね？

(私) だから、告訴状というものの性質として、元々、まあ、被害を訴えてる物で、人権侵害以外の刑事罰に関しても説明してあるから、余分な事も書いてあるけども、元々被害の申告としての趣旨は一緒ですから、同じ文書なんで、それを改めて別の様式に書き直せ、というのはちょっと酷だと思います、特にこんな量がある場、ケースに関しては。

(富岡) だからこれで、お預かりして、じゃ、読ませていただきますつすこと、沼田で対応すれば、たぶん、この告訴状は無かったんだろうけどね？ これはね、

(私) ううん、まあ、そうですね、ええ。ま、ただ、正直言いまして、その、沼田支局の違法性はかなり、この告訴状全部の中でも、かなり突出して高い部類だと思います。

(富岡) ふうん、

(私) ま、あの、りょ、猟銃事件と郵便局事件と、まあ三番目ぐらいに位置するような気がします。

(富岡) ああ、あああ、

(私) だからできれば、私としては、もう観念して、神妙に、あの、普通に対応してほしいなと、沼田支局だけで済ましてほしいなと思うんですけども？ まあ、やりとりの録音、聞いてもらえば、判るんですが？

(富岡) これで判りますよ、これ、これ細かく書いてあるでしょ？

(私) うん、ただね、書いてないことも多いですよ？ 実際の録音は1時間以上で長いです

からね、色々なこと言っています。 そういうをのね、片っ端から拡げ、拡げ、拾うとね、かなり長い告訴状なんりますよ？ 不当性をあの、全部拾え。

(富岡) どのくらい居たんですか？

(私) だ、1時間半はかかるかってないと思うんですけどね、はい。

(富岡) ああ、そうですか、

(私) 次の日の電話のやりとりも30分はかかるかってないと思うんですが。

(富岡) あ、電話のやりとりね、ふうん、

(私) はい、

(富岡) なるほど、電話のやりとりでは、もう、言うことは無いいつやつなんかな？

(私) 人権相談所さんにあえて申し上げたいのは、

(富岡) ええ、

(私) 普通は公的機関は、あのう、まあ、公益優先という名目ってゆうか、あの、大義名分が成り立ちますけども、人権相談所の場合はその目的が、役職、あの、職責からして、公益優先だということはなかなか主張できないと思うんですよ？ 人権の為の専門機関ですからね？ それが一点と、その、ううん、まあ、言うの忘れちゃった、ま、そこが大きいですね、そこが、

(富岡) まさにそうですね、

(私) 同じ事をやったって、ま、他の例えば、みなかみ町、役場とは違う取り方をされちゃうんですよね？ じん、人権に関することなんで。

(富岡) 人権擁護機関はね、そうですよ、まさにそ、そうですよ、

(私) と、一般人は認識してるはずですが？

(富岡) その通りじゃないんですか？ ね。

(私) 捜査権限が無いって、ちょっと話は飛びますけど、一旦ぼしやつて、その、人権擁護法案、人権擁護法案が、もし成立すれば、例えば検察庁みたいなその、権限を持った組織ができる可能性もあるわけでしょ？ 人権擁護局がどくり、独立するかもね。

(富岡) そうそうそう、人権擁護法案が成立すればね、けっこうあの、なんてゆうんですか？ 強制的に調査もできるし、今は、今、ほら、利用する国民のかたが、これだけ困って人権擁護機関に相談しても、なんだ、結局、そいじゃ、そこまでかよ？と、いうような期待外れが大きいじゃないですか？ ただ人権擁護法案が、今はもう白紙に戻っちゃいますけど、あれがもし通ればね、

(私) ええ、

(富岡) けっこう、うん、権限が強くなつたんだいね、あれね。何でぼしやつたのか？ ちょっとあれですけども。

(私) 何でそんな話するかというと、その、人権擁護局とやりとりして中で思ったんですけど、内部牽制機能が無いなど、思ったんですよ。

(富岡) 今はね、けっこう、有るんです、と言うと、昔は無いみたい、今は、有るんですよ。内部牽制機能、有ります、有ります。 例えば、

(私) あ、例えば、この法務局内に？

(富岡) あ、法務局内でも、もちろん有りますし、法務局と支局でも有りますし、それから本局と、例えば地方局と東京、地方局と本省、本省ってのは人権局ね、有りますよね、うん、有ります。 それは有るんですよ。 まあ、今は、という言い方はちょっと語弊ですね、昔から、それ有るはずですけどね、ええ、 ただ、だから、一番その、人権相談所が、利用される皆さんからがっかりされることは、やはりその、ええ、救済してほしいという気持ちを持って来るわけじゃないですか?

(私) ええ、

(富岡) その気持ちにもかかわらず、そういういた気持ちで来るにもかかわらず、意外と、ね、その、満足するような処理結果が得られなかつたとか、いうことが多いもんですからね、ちょっと宙ぶらりんな状況ですね、この人権擁護機関てのは、ただそれじゃなくて、その、もちろんその、人権侵害事案てのが無ければ一番いい、平和なわけでしょ? ただそれと同時に、そういういた事件が起きればそういういた救済活動もしてるんですけども、ま、啓発もしますからね、啓発というのは、色々PRしたり、こういうこと止めましょう、ああいうこと止めましょうっていう、そういうのも並行してやってますのでね、本当はこの人権侵害事件なんて無いほうが一番いいわけ、ね?

(私) そらそうですね、

(富岡) 平和、平和な世の中なるわけじゃないですか? ただ、その為に、その、よほ、予防っていうか、防止する為に、一生懸命、その、啓発活動なんかも一生懸命取組んでるんですね、ええ。ただ、救済も、もう少し、今の話じゃないけども、なんていうんですかね? 権限が強くなればね、ここへ来た甲斐も、結局、ああ、来た甲斐が有つたということで、ねえ、関わってもらってよかつたという結果になるんだけども、ねえ? どうしても、

(私) まあね、弁護士に相談してもお金もかかるだろうし、

(富岡) そうそうそう、そうだよね、

(私) 検察持つてたって、た、書類作るんが大変だし、なんてね、それよりは気楽だから、まあ、相談する面も多いんでしょうね?

(富岡) 有るんですよ、で、けっこうね、色々な相談が来るんですよ、で、結局、この法務局、人権擁護機関だって万能じゃないですからね、一から百まで全部ここで何でも相談に乗れるかつと、それはさすがにできないもんですから、ま、相談を受けた過程で、いわゆるその、専門機関をご案内するだけに終わるものもあるんですよね、

(私) ええ、

(富岡) こちらで、そういう専門の機関が有るからってことで、その、ご案内することもあるし、ま、本当に、ま、例えば、ね、ええ、まあ、だから、学校の関係だってね、イジメだ体罰だ、なんてのが表面化すれば、そういうのはね、当然ね、人権侵害でしょうし、そういうこともありますしね、だから本当はそういう被害は無いほうがいいんで、啓発のほうにも、一生懸命、力を入れてやってはいるんですね。人権擁護法案も、まあわかんないですけどね、白紙にはなってるけど、いつなんどきまた、ね、浮上してくるか、ね、ね、わからないですね?

(私) そうみたいですね、

(富岡) わからないやね?

(私) すいません、ちょっとおしつこ行って来ていいですか?

(富岡) ええ、

(私) 閉めときますか?

(富岡) あ、いいです、ちょっと開けといてください、そのくらいでいいです。法案でも通りや、またね、いいんでしょうけど、

(私) あ、はい、すいません、横道に逸らしてしまって、

(富岡) いえいえ、とんでもないです、

(私) 要するに私が主張したいのは、

(富岡) ええ、

(私) 特に、警察を念頭に置いて言いますけども、

(富岡) ええ、

(私) あの、無視すること、私のアクション、ああ、まあ、被害届なり、告訴状なりを無視すること、通報を無視することは、不当に無視することは、色んな権利侵害になるはずです。

(富岡) うん、

(私) で、行為面から言いますと、まあ、あのう、平等権の侵害になると思います。

(富岡) うんうんうん、

(私) なぜかというと、私と同じように無視されたら、誰も利用できなくなりますよね?

(富岡) そうです、

(私) 国民の誰も、それありえないでしょ? ということは、滅多に無い扱いをされてるんで、差別的取扱として平等権の侵害なんなると思います。

(富岡) うん、

(私) それから結果面から言うと、被害を無視すればその被害は続きます。 ですから、その被害、あの、無視した被害の意図があったものと見做されても文句は言えない。つまり予見義務違反、危険回避義務違反として生存権の侵害になります。 私が一貫して訴てるのは生命の危機です。 生命に対する害意、脅迫を訴えているわけですから、それを無視するということは、もう裁量の範囲を超えて、生存権の侵害なんなると思います。 一般論として言えるのはそういうことです、はい。

(富岡) なるほど、ですから、ま、ですからって言いかたはないですね、警視庁の関係と、警視庁の関係については、まああの、ね、ええ、いちおう、判決、まあ、判決の趣旨の説明も色々してましたけどね、判決の中で、え、いちおう判決も出てるということでですね、法務局のほうでは、これ難しいということで。

(私) うん、その判決の不当性も証拠一覧の中に書いてありますから、ま、読んでいただければわかりますが、まあ、まあ、一部の法理に関してはもう、き、既判力が発生してるということですね。

(富岡) で、それ、県警、埼玉の県警本部とね、警視総監か、

(私) や、埼玉のことは見てないはずですよ?

(富岡) 見てないんですか?

(私) はい、私が訴えたのは、あの、東京都ですから。

(富岡) ああ、そう? ああそうか、警視庁

(私) 警視庁以外のこととは一切見てないはずです。見たことなんてない。偽装してるのは埼玉県警ですから。

(富岡)★ これ、だから、うちではちょっと入れないということと、ただ、一般的な、イマイさんがこういうふうに考えているというのはお話を聞いたんでね、その、わかりました、よくわかりましたんでね。

(私) いや、そのね、あの、入れないと考えてるのは、一部は確かにそうですけども、入れることのほうが多いと思いますよ?

(富岡) 入れることのほうが多いですか?

(私) ええ、

(富岡) でもこの、何でしたっけ?

(私) すいません、その規定上の既判力の及ぶ範囲を確認していただきたいんですが、私が訴えたのは国賠法1条に基く慰謝料請求だけなんですよ? 東京都に関する、つまりあの、警視庁に関するだけなんです。

(富岡) そうですよね、うん、

(私) で、その警視庁に関することは、埼玉県警も偽装として絡んでますし、群馬県警も絡んでるんです? 告訴状として一旦出してますから、身内の、あの、不正を暴いてくれということで出してますから。それを無視してます、群馬県警も絡んでるってことです。そちらはまだ手付かずで残ってるってことです?

(富岡) だからこの、いわゆる被害届を提出して捜査するよう求めたにもかかわらず、捜査が、行わなかつたのが違法という主張ですよね? ここに有るのは、被告の主張。

(私) いや、それがね、正確に言うと、違います。

(富岡) そういうふうに言ってらいね? これね、

(私) いいえ、何らかの連絡、本人意思を確認すべきところをしなかつた、無視した、平たく言うと、無視した、

(富岡) いわゆる無視したって? 捜査をするよう求めたのにもかかわらず、捜査が行われなかつたことが違法、

(私) そう、言いたがって、そういうことに、したがってます、裁判所は。だけど、私の主張は正確に言うと、そうじやない。本人意思を確認すべき状況にありながら、敢えてしなかつたこと、そこに色々な意図が有ります、はい。そこが不当だと言ってます? 予見義務違反だと言ってます。

(富岡)★ あ、こらあ、ちょっと、でも、無理ですね、

(私) そうせ、捜査しなかつたという表現にされてしまうと、あの、それは、捜査の、職権上の裁量だらうという話なんちやいます。そういうことにしたかったんですね? 裁判所は。だからちょっとあの、私の主張を微妙に表現を変えてます。

(富岡) 変えちゃったんですか?

(私) はい、裁判所の不正です、それは。

(富岡) 裁判所の不正?

(私) はい、

(富岡)★ そこまではうちでは、裁判所の不正は全然できねえですよ？ イマイさん、無理だ、申し訳ねえけども。

(私) (苦笑)や、事実確認しようと思えば、できると思いますよ？ だって、だって、重大な、その、あの、事件性の主張ですよ？ あの、往訪して被害の訴えをしてると、それも殺人、脅迫殺人という、極めつけに重い、重大な事件性の指摘をしてるのに、それを全面否認してるんですよ？ それを、古い事だから確認が取れない、で裁判所が済ましてしまうってな、明らかに異常でしょ？

(富岡)★ 在り得ないね、普通はね、

(私) それは、だって、被告の主張をそのまま鵜呑みにしてるってことなんですから、それが許されるのか、私にはわかんない。

(富岡) そうゆうのは答弁てゆか、機会無いんですか？

(私) ん？ 無いんです、それが。だから裁判所がどう思ってるかを知る機会が無いんですよ。だから答、あの、反論のしようが無い。

(富岡) 刑事事件じゃねえから、あれかい、やりとりしないんかい？ こう、色々、あの、よく法廷のあれ、知らねんけど、普通、弁護士が立って、ほら、やりとりするじゃないですか？

(私) それだから、反論、準備書面で言うんですけど、私の反論を一切、反映してないはん、判決んなってるんです。私の反論と言うのは記録に残らないんですよ、準備書面、途中のは。

(富岡) そんなことがあるんだ？

(私) 訴状はまあ、事案の概要ということで、裁判所の言葉に置き換えて、判例として残りますけども、途中のやりとりってな、一切、残さ、残さないと思えば残らないん。

(富岡) へええ、

(私) だから、かなり主観的に、あのう、変えてしまう余地は有るんですよ？

(富岡)★ やあ、駄目だよ、イマイさん、うちが入っても、入れねえよ、これは、ね？

(私) (苦笑)だからね、何度も言うように、相手が何だからっていう例外規定は無いでしょ？

(富岡) 例外じゃなくて、もうね、ほら、裁判事案んなってるやつだから、少なくとも 2009 年の被害届の関係は。

(私) ん？ だから、裁判事案になってない部分は検討の余地がありますよね？

(富岡) 裁判事案になってないことというのは？

(私) 国賠法 1 条に関しては、確かにもう判、結論、出てますよ、だけど、国賠法 3 条について、基いて訴えを起こすんであれば別訴訟となるわけです。

(富岡) 別訴訟、3 条？

(私) それ、訴訟物というあの、訴訟の単位ですけども、

(富岡) だから、ここで、この訴状って、警察官が、その、いわゆる、ちゃんと捜査しないんだっていうのが、損害賠償のあれんなってるんでしょ？

(私) だから、そんな包括的なあの、既判力の、

(富岡) てことは、あの、2009年の被害届を踏まえてってことだよね?

(私) いやいや、だから、そこは確認してください、定義を。

(富岡) いや、それは、

(私) 既判力の及ぶ範囲を正確に確認してください。

(富岡)★ そんなの、できないですね、

(私) ごく一部しか既判力は及ばないはずですよ? 国賠法1条に基く、あ、確かに、あの、請求は棄却された、それに関してと、とや、問うつもりはありません。ただ、国賠法3条に基いて起こす余地も、民法709や719の不法行為に基いて起こす余地も、あるいは民法415条の債務不履行に基いて起こす余地も残されてるわけなんです? 全部が終わったわけじゃありませんよ? ごく一部が終わっただけです。

(富岡) 犯罪事実の申告、犯罪があったとは認められないことを主張してるんだね? 被告はね。

(私) 無効性を主張してるんです、

(富岡) 主張してるんでしょ?

(私) ええ、私の出した物の、

(富岡) 要するに、この被害届の中身ね、被害届についてね?

(私) それは、自分達が無視したという不当性を揉み消したいつうか、帳消しにしたいからですね。元々無効だった物を無視したってかまわないと、過失相殺の論理で抗弁してるのであります。

(富岡)★ 裁判所の判決が下りて、完結してるやつには、無理ですね。できないです。

(私) その根拠がどこにあるんですか? とお訊ねしております? 相手が大きければ大きいほど、重要というか、あの

(富岡) いや、そうじゃなくって、確定判決が出ている事案についてはもう、入れない、つことんなってる、

(私) じゃ、確定判決が出ていない部分について検討願います。

(富岡) いない部分で、いない部分で、どの部分なんですか?

(私) や、それを調べてください、自分で。

(富岡) 例えは?

(私) 既判力、あの、規定上の既判力がどこまで及ぶのか、確認してください。

(富岡)★ そりやあ、裁判所じやなきや、そこまではできないですよね。

(私) 何言ってんですか? 自分とこの規定ですよ? 自分とこの規定でそうなってんでしょ? 人権侵犯規定が何かわかりませんが、自分とこの規定で既判力の及ぶ範囲には、あのう、触れないってなってるんでしょ?

(富岡) そうそうそう、

(私) だから、その規定の定義を確認してください、既判力の及ぶ範囲を正確に再確認願いたい。

(富岡)★ だから既判力の及ぶ範囲ってゆうのは、この判決で、ね、この被害届について、犯罪事実があったとは認められないことは明白であるっていう、いわゆる被告の主張ですか

ね、これを認めたんでしょ？ 裁判所が、ということですよね？

(私) や、それは、訴訟対象物としてね、警視庁の、関することだけなんですよ？ 判断したのは。だから、それには埼玉県警も群馬県警もまず、絡んでますね？ そちらはまだ手付かずで残ってるってことです？ 更には適用法理も、まだ、ごく一部しか済んでないってことです？

(富岡) 埼玉県警も群馬県警も警視庁と関連してるんでしょ？ 模倣してるってゆうことで、

(私) 関連してるけど、裁判所は警視庁のことしか見てません。だから既判力もその警視庁のことしか及ぼません、はい。

(富岡) あ、そういう意味で言ってるわけですね、なるほどね。

(私) はい、更に言えば、その判決自体をいずれ告訴するつもりです。

(富岡) この判決自体を？ 告訴って言うのは、ううん、抗告じゃなくって、もう判決出てる、その上に行ぐんじゃなくて？

(私) それはあの、前橋地裁として出してますから、前橋地裁を告訴するつもりであります、いずれね。それも頭に入れといてください。

(富岡) はい、じゃあ、I、II、この、これ、この三つだつつってましたよね？ 主にね、イノシシの関係ですか、ね。

(私) あ、そうですね、はい。

(富岡) で、さきほどらしい話してますけれども、何度も言いますけどもね、これは、この関係ですね、この関係は、ね、裁判の判決が出てる、ということで、うちでは入れない。

(私) 何度も言わせないでください、それはごく一部に出てるだけです。既判力が及ぶ範囲は、おっしゃる通りだけです、だけど及ぼないところは人権侵害の事実を確認してください。

(富岡) 及ぼないところは埼玉と群馬県警ということですか？ そういうことですか？

(私) や、じゃ、定義を確認して、あのう、おっしゃってください。判決が出てるから調査しなくていいという規定を、正確にもう一回、復唱してみてください。

(富岡) 判決が出てる、判決が出てる、事案については、人権擁護機関は、関与できないんですよ？

(私) どういう、どういう判決がでていると思います？

(富岡) 先ほどから言ってますよね、そこは喰い違うとこですけどね、イマイさんとね。

(私) はい、はい、

(富岡) この被害届について、

(私) や、そういう判決ではないですよ。

(富岡) だって、そう書いてありますよ、ここに。いくら、そういう判決ではないって言つても、平成28年6月7日、あ、これだ、これに、配達されたわけでしょ？ この辺に出てますけどね、ちょっと待ってくださいね、ちょっと待ってください、

(私) 事実関係、

(富岡) これですよ、これのこと言ってんじやないですか？ ほら、ね、

(私) ええ、はい、はい、

(富岡) ちょっといいですか? 28年の6月、たぶん、これ、これですよね? 警視総監宛、に配達されたと、これのことゆってんです、で、この中で、ええ、2009年1月19日付一般書留、これだと思うんですけど、ね、被害届で書いて、ま、捜索お願ひしますと、この一連のことを、ま、捜査請求をしたと、これが配達されたという事実ですね。

(私) はい、はい、

(富岡) それから、この文書っていうのは、どれだろ? このことかな? 違うかな? 警視庁総務部広報課を経由して、関係先として記載、東村山署に回付されたが、同署員は、回付された文書の内容からでは原告の要求の趣旨が判然とせず、何らかの被害、犯罪があったとも認められないと判断し、取扱を結了した。ま、ここは何でそういう、問い合わせなかつたんですか、って? 29、29年、電話したんですね? そうですよね? 原告からの電話に対応した同課は、原告に対して、その旨を回答した。

(私) それは嘘を言ってるんですよ、まさに、書面で嘘言ってるんです。 そんな事実は有りません。そ、そのように回答してます、私。

(富岡) 警視庁に捜査、被害届を提出して捜査を求めたにもかかわらず捜査が行われなかつた、とこれが、ずっと書いてあって、要はこれ、このことを言ってるんですね? 被告は。このことについて、要するに、何らの犯罪が有ったとは認められないことは明白だって言ってるわけじゃないですか、ね?

(私) はい、但しね、但し、それは、それは、ええ、ああ、請求が書いてない? 請求、請求はね、ええ、あれ、ちょっと待て、請求はどこに書いて? 請求はね、請求原因を書いて無い? そういうものなの? 判決というのは。ううん、つまりね、請求原因は、ええ、警視庁の不法行為に基き、東京都にその監督責任を求めるに、国賠法1条に基き。

(富岡) ふんふん、

(私) という請求なんですよ。三千万の慰謝料請求、求めますと。

(富岡) なるほど、

(私) 書いてないね、それが。だけど、それに限った話なんですよ。だから別の適用法理であれば別の訴訟となるはずなんです。そこはまだ、既判力は及ばないはずですよ。だから、同じ物を使って別の訴訟が何通りも起こせるわけなんです。そっちはまだ生きてるわけです。そういう理解だと思いますが? 規定も。

(富岡) うんうんうんうんうんうんうん、

(私) 国賠法上違法と評価されるものでないことはもちろん、て言ってますが、国賠じょう、法でも1条と3条では違うんですよ? 微妙にその、条件がちがうん。だから、ここで言つてるのは1条のことだけなん。

(富岡) 国賠じょう、国賠法3条無えですけど?

(私) 3条は民法の類推適用ですけどね、

(富岡) 国賠法、21、賠償責任者、公権力の行使における重過失の賠償責任、国に対する、第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、あれ、国賠法3条は賠償責任者つてるんね、前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の营造物の設置若し

くは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の營造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任する。何か意味わからんねえや、何が書いてえんだ?

(私) まあいいや、要するに、その、対象外とする時の、対象範囲があると思いますから、それを、その事案をそっくり、あの、対象外としていいという、していい規定なのか、私は疑問が有りますんで、確認願いたいということです。

(富岡) じゃあ、それ、宿題なんりそうだね? 確認するのは。

(私) ううん、まあ、ただね、ぶっちゃけた話、あの、群馬県警のね、獵銃事件が挙げられてしまえば、どっちにしろ、芋蔓で、あの、大元、警視庁に遡らざるをえないんです。そのほうが話が早いとは思ってます。そっちのほうが、よっぽどいは、違法性は高い、色んな違法な事実が積み重なっちゃってるから。 群馬県警がなぜ、おかしなことをするのか、ということを突き詰めれば、やっぱり関連として浮上して来ますよね? どうしても、警察組織として。

(富岡) 警視庁が、一緒の組織として、警察組織として、動いてるんじゃないか? ってことですか?

(私) はい、で、群馬県警の話も、私が言ったように、無期懲役クラスの重大な犯罪なんですが、それを隠蔽しなきやいけない何か、もっと大きなモノが過去にあるだろうな、という状況もな、推測されるはずなんんですけど?

(富岡)★ これも入ってげない、あ、入ってげないっていう言いかたはないけども、警察がね、事件性を認めてないでしょ?

(私) だから? それが犯罪だつってるんですが? 当然、人権侵害だと言ってますが?

(富岡) 警察が事件性を認めてないのが、その大元のことを事件性を認めてないのが、人権侵害だっていう

(私) 警察のやることが必ず正しいって保証は無いですよね?

(富岡) あ、限らない、限らないですよ、

(私) はい、それを言ってるんですが?

(富岡)★ 限らないんですけども、その警察の捜査、捜査ってゆうかね、そのものに、それが違法だってゆうことで、入ってぐことはできないですよね?

(私) だから、何をもって、できないとおっしゃる? そ、それはねえ、

(富岡)★ 捜査機関の裁量で出してるわけでしょ?

(私) はい、

(富岡) でも、それが違法だってことですか?

(私) 職権濫用で裁量を、あのう、濫用してるってことですよ?

(富岡)★★ だから、逆に、もっと端的に言えば、司法機関の判決、それが違法だから、人権擁護機関が入ってげるか、ってことですよね? その裁判官のやったことが違法だから、無理ですよね?

(私) いや、無理かどうかじゃなくて、そら、状況によって判断して、判断すべきですよね? どこがやったから無理なんてゆうことはないですよね?

(富岡)★ それは入ってげない、それは、

(私) や、はい、はい、入って

(富岡)★ 違法性が無いでしょ？ どこに違法性を求めるんですかね？ その警察のいわゆる捜査、が事件性が無い、っていう判断のどこが違法なんですかね？

(私) あの、お話が堂々巡りなんんですけど？ さ、先ほど、一般論として、無視することの違法性は説明した、したでしょ？

(富岡) ふんふん、

(私) その通りなんんですけど？

(富岡) 無視すること、

(私) 予見義務、危険回避義務への違反であると、つまり生存権の侵害であると、だって、無視すれば被害が続くの、当たり前じゃないですか？ 当然、そんなこと、考えなくてもわかるでしょ？

(富岡) その前提として、そのやりとりの中で、その、事件が起きて、イマイさんが通報して警察官が、ま、来て、どの程度、ま、説明を聞いたか、わかりませんけども、

(私) うん、

(富岡) イマイさんのほうからすれば、聞き流したよと、いう取りかたをして、当然、したから今こうに、こう続いているわけですね？ 話がね、

(私) ええ、それ以外に取れないでしょ？ だって。 何を言っても無視してるんだから、反応が無いんだから。 それは無視するという以外に取りようが有りますか？ いや、それで、捜査してるんだよ、って言えますか？ 何もしてないですよね？ それ無視するってことです。

(富岡)★ それは、警察のほうに、執拗に話したほうがいいんじゃないですか？

(私) (苦笑)何度も話してます、そら、執拗に話してます。

(富岡)★ うん、執拗に話すしか、納得するまで警察に話してもらうしか無いんじゃないですかねえ、イマイさんのほうから、捜査の仕方が問題であれば。 そう思わないですか？ 法務局がなんとかしろって言っても、無理、無理でしょ？ そこは。

(私) それは納得するまでやったけども無駄だから、こちらにもお邪魔してるんです？ 檢察にも出してるんです？

(富岡)★ できないなあ。

(私) 何をもって、できないとおっしゃるん？ 言い切らないで下さい、根拠無く。例外規定が有るんですか？ 私はただ、事実を確認してくれ、つつってるだけですよ？

(富岡)★ 事実を確認できないでしょ？

(私) どうして？

(富岡)★★ 違法性が無いんだもん、その、警察官の出した判断にどうやって？

(私) いや、確認したうえで判断するんじゃないですか？ 違法性は。

(富岡)★ いや、違法性があつて初めて人権侵犯の疑いのある事件としてりっこん、立件して調査するんですよ。

(私) 最初からいへ、違法性がわかつてれば、ここへ来る必要無いでしょ？ 裁判所に直接、行けばいいんでしょ？

(富岡) そうそうそう、

(私) どうしてここに来るんですか? じゃ。

(富岡)★ だって、違法性が無いじゃないですか? 違法性が認められないじゃないですか? 例えば警察官のいわゆる捜査、捜査までは行ってないんだいね?

(私) ええ、一つも捜査には至ってないです。

(富岡) で、聞き取りっていうか、色々事情聞いて、これ事件性無いね、イマイさんと、いうことで警察が、いわゆる犯罪無しと判断したことが、違法性があるとは、

(私) 判断したかどうか、わか、私は知らないです、知らされてないもん。

(富岡) や、事件性が無い、ってことは知らされたんでしょ? それは、

(私) それは、最初の最初だけね、現場検証当時には聞かされましたよ?

(富岡) だから、その後どうなってるんですか? ってゆうのは、どうなんですかね、イマイさんのほうから執拗に警察に確認する必要が有るんじゃないですか?

(私) しますよ、します、執拗にしますよ。だけど、沼田署員のことを沼田署に言つてもしかたがないでしょう? と、端的にその表現が象徴しておりますように、取り合ってません。もう、しつこいぐらい言ってます。電話のやりとり、証拠一覧見ていただければわかるように、これでもか、これでもか、って私は電話します。一切、無視されます。

(富岡) 何でなんかねえ?

(私) 富岡さん、あの、話が堂々巡りんなってますよ?

(富岡) 堂々巡りんなってるね、

(私) 私はあの、違法性を主張してるんです? それを違法性が無いって、また堂々巡りんなってます? 私の説明に、納得していただいてます?

(富岡) うん、それは、それはあのう、イマイさんは違法性が有るってことで主張してるんでしょ?

(私) ええ、

(富岡) 主張、主張と言うか、違法性が有るってことで、相談にもちろん、みえてるわけだから、ただ、あの、私はね、私はね、警察官がイマイさんの通報を受けて現場に来ましたと、で、ま、どの程度、お話を色々聞いたかどうかわからないけれども、で、事件性は無いようですねと、つまりその、犯罪じゃないいつつことですよね? 事件性が無えつことはね、ま、そこ結びつけていいかどうかは別としてですね、だ、その行為そのものが、それをきっかけに、イマイさんが、ありとあらゆることに対して、その、何て言うんですか? あのう、何の回答もしないってことが、違法性が有るかどうかですよね? 無視だから当然違法性が有るでしょうということで、イマイさん、主張しますけども、ね。

(私) 繰り返しますよ、捜査機関ですよ、捜査機関に、人はどういう時に、被害届出します? 現実に被害が出てるからですよね?

(富岡) そういうことですね、

(私) それを無視したら、被害は当然、続きますよね? へたすると、拡大しますよね?

(富岡) おっしゃる通り、

(私) はい、それは容易に予見できますよね? 犯罪の予防を職務にしている人に取って。

ですから、予見義務違反であり危険回避義務違反であるということで、特に訴えてる内容が、生命に対する害意を受けてると主張してるんですから、脅迫を主張してるんですから、全く同じ、生命に対する脅迫の意図が警察に有った、と主張されても何、何ら抗弁はできないでしょ？ 当然に。そういう職責なんですよ？ 捜査機関というのは。それはご理解いただけますか？

(富岡) ううん、

(私) ですから、生存権の侵害と平等権の侵害が、少なくとも、成り立つと、はい。ただ無視することに正当性なんぞ、在り得ないよ、ということです。

(富岡) 無視、ま、無視というかね、どういう理由でその、沼田警察署がね、イマイさんの幾度もの問合せに対してお答えをしてないのか？ そこはわかりませんけどね？

(私) わかんないんだったら、事実を確認したらいいんじゃないですか？

(富岡)★ いや、それはできないって。できないって。

(私) 何で、できないん？ 規定にそう書いてありますよ？ 侵犯事実が疑われるものに対しては事実確認の調査をすると。

(富岡) それが違法性が有ると思えないですもん、私からすると。

(私) だから、堂々巡りしてますでしょ？ 今の説明のどこにも反論してないのに、違法性が有ると思えないって結論に、どうしてなるんですか？

(富岡)★ それはほら、イマイさんは違法性が有るって言ってるでしょ？ 当然に、

(私) だ、どこが無いんですか？ 否定してみてください。

(富岡) 無視、無視っていう言いかたしてるじゃないですか？ 無視というふうに捉えられるかどうかですよ？

(私) はい？

(富岡) だって、一番最初に、

(私) 何の反応も無い、何を言っても無しの礫というのは無視とは言わないですか？ 何て言うんですか？ じゃ。

(富岡)★ 一番最初に、事件性が無いってゆうことで、ご判断してるんでしょ？ 警察が。

(私) それが犯罪だと言ってるんです？ 隠蔽だと言ってるんです？ 意図的な。 判ってますか？

(富岡)★ イマイさんはね、そう言ってるわけですよ、

(私) 違うんですか？

(富岡)★ いや、どうなんですかね？

(私) だから、調査して下さい、と言ってるんです？ 私の言ってる事、おかしいですか？

(富岡)★★ おかしくはないけれども、調査はできないですよ、うちのほうで。

(私) どうしてできないんですか？ しなくていいという根拠がどこに有るんですか？

(富岡)★★ 調査はできないでしょ？

(私) だから、なぜ、できないんですか？ 日本語になってませんよ。

(富岡)★ 違法性が無いでしょ？ 違法性が。

(私) 違法性は今、説明したばっかりでしょ？ 何を根拠に否定するんですか？

(富岡)★ 捜査機関が、捜査機関が、イマイさんの通報を受けて、事情をお聞きんなって、犯罪性が無いと認めているわけですよ?

(私) だからどうしたの?

(富岡)★ そのことが、そのことを理由に、イマイさんが、お問合せを何回しても無視していることが、違法性が有るんですか?

(私) 捜査機関が犯罪をしないという保証がどこに有るんですか? そんな実証研究でもあるんですか?

(富岡)★ 無いですよ。

(私) 無いでしょうね? はい。

(富岡)★ 無いですよ、それは無いですよ。ただ、一事案について、捜査機関が、イマイさんの通報を受けて、現場に現れて、二三の事情を聞いて、まあ、どの程度事情を聞いたかどうかわかりませんが、堂々巡りんなっちゃいますけどね? その結果、ね、ま、これは事件性は無いですねというご判断されたわけでしょ?

(私) だからどうしたの? 何の脈絡? だからどうしたの? それが犯罪だと言ってますでしょ?

(富岡)★ それはイマイさんが考てるんでしょ? 犯罪だってゆうのは。

(私) だから、事実確認して下さい、と言ってますが?

(富岡)★ 事実確認できない、それは、法務局では。

(私) だから、何を根拠にできないと言ってるん? 規定に基いて、私は作為義務を求めてるんですよ?

(富岡)★ できないですよ、だ、違法性が無いですもん、その警察官のやっていることに。

(私) だから、どこで無いとおっしゃってるん? さっきから違法性を私は説明してますでしょ? いい加減にしてくださいよ?

(富岡)★ 声を荒立てると、打ち切れますよ? 説明。あんまり大声を出しますとね、そうでしょ? 打ち切れます。

(私) 白痴化対応ですね、それは、まさにね。

(富岡) 白痴化対応じゃないですよ。

(私) いやいや、堂々巡りしてますでしょ?

(富岡) 堂々巡りしてるんですよ。

(私) 私の反論、何も反論してないでしょ? 意味の有る反論。

(富岡)★ してるでしょ?

(私) してないよ、意味無いもん。

(富岡)★ イマイさんは、警察官が、イマイさんの通報を受けて来て、事情を聞いて、全然聞かなかったわけじゃないんでしょう? 色々話聞いて犯罪性が無いとご判断されたんでしょ? それが犯罪なんですか? そうは思わないよ、私には。

(私) そのあと、重大な指摘をしてますでしょ? じゃ、一つ一つ訊いてみましょうか? 富岡さん。私の指摘を一つ一つしますから、答えて見て下さい、答えられるもんなら。

(富岡) 言ってみてください、じゃ。

(私) はい、では、まず、血痕が散乱していた件について、

(富岡) うん、はい、

(私) 元々、死体が在ったと思われる現場から 20m 離れてる場所に血痕が集中してたのはなぜですか？ その間に血痕がほとんど見られず、なぜ私の通り道にだけ集中してるんでしょう？

(富岡) 元々在った所から 20m 離れた所に？

(私) はい、そのように書いて有りますが？

(富岡) ううん、

(私) 元の場所から通り道に持ち出すまでの約 20m の間に血痕が無かったことこそ、脅迫の意図を示唆しております、書いてありますか？

(富岡)★ 人為的に誰か持つて行ったんですかねえ？ そこはよくわからないですねえ。なぜ置いて在るって、まるで謎のようですけどね？

(私) 謎のよう、じゃないでしょ？ いや、

(富岡)★ なぜなんですかねえ？

(私) なぜでしょう？ だから、わざわざ通り道で捌く必要が何も無いでしょ？

(富岡)★ や、それはどうなんだろかなあ？

(私) いや、どうなんじやなくて、何の為に通り道で捌くんです？ そしたら。

(富岡)★ わかりませんねえ、そこで捌いたつうことですか？

(私) や、わからないじやなくて、じゃ、どうして血痕が在るんですか？

(富岡)★★ 私や、犯罪の、犯罪の聞き取り、事情聴取してるんじゃないんですけど？ 私。申し訳ないんですけど、イマイさんから問い合わせられて？

(私) いや、そこは、不審に思わないと、犯罪だと思わないとおっしゃるから、こ、反論してるんですよ？ じゃ、警察に代って不審点、答えてみて下さい？

(富岡)★★ だから、警察、捜査機関が犯罪じゃないって言ってるわけでしょ？

(私) だからどうしたの？ だからそれが犯罪だと言ってるん？ 捜査機関の犯罪だと言ってるん？

(富岡)★★ それはうちで、何とも言いようが無いですね、そこは。

(私) だから、何とも言いようが無い、じゃなく、事実の調査をして下さい、と言ってるん？ どこかおかしいですか？

(富岡)★★ 事実の調査はできません。

(私) なぜ？

(富岡)★★ 違法性が認められませんよ、警察官の捜査

(私) だから、違法でしょ？ 不審な事になぜ答えないんですか？

(富岡)★★ それ、イマイさんが、イマイさんが思ってるだけでしょ？ 違法だってゆうふうに。そうじゃないですか？

(私) だ、どういう意味が有るん？ 私が被害の、救済の申出をしてるんだから、私が思ってるんです？ 他の人が思っててどうするんですか？ どういう意味が有るんです？ その言葉に。

(富岡)★ イマイさんが思ってるってことはわかる、わかるんですよ?

(私) はい、

(富岡)★★ ただ、私は違法性は認められない。

(私) だからその、根拠無く認めないじゃないんだよ、根拠を示せ、と言ってるんです? わかります?

(富岡)★★ 警察、捜査機関が犯罪じゃないと言ってんですよ?

(私) だからどうしたの? 意味が無いです、貴方の言ってる反論は意味が無いですよ?

(富岡) じゃあもう、これ以上申しませんけどね。

(私) だから、そういうこと、はん、返答でいいんだったら、前橋法務局しての責任ある回答にして下さい。

(富岡) いいです。

(私) 次、次に求めるのは、そういうお立場の回答になりますよ。

(富岡)★ どうぞ、どうぞ。私はもう、あの、違法性が有ると認められませんので、私はね?

(私) だから、そのお言葉に根拠が無いともうし、申し上げてますよね? 再三。もう無駄だと思うから、この辺にしますが、再三、それは申し上げてますよ? 警察の不法性はちゃんと、何度も繰り返し説明しましたからね? それを認めようとしないは、するもしないもご自由ですが?

(富岡) はい、どうぞ、

(私) ま、最初からそういう話になるだろう、とは、てん、あの、思ってました、思ってましたが、そんなに何度も何度も無駄なやりとりしてもしょうがないんで、次は、前橋法務局しての責任あるご回答をいただきたいです。

(富岡) 前橋法務局としての責任有る回答つことですか?私の今日の対応じゃなくてね?

(私) ええ、

(富岡)★ 全然、回答んなってないということですね? イマイさんから行くとね? そういうことですか?

(私) はい、まあ。そういうことです。

(富岡) そういうふうに、とらまえていいんですか?

(私) はい、回答んなってると思われますか? 自分で。

(富岡) 私はなってると思ってます、ええ。

(私) あの、言い切るのであれば、あの、ちゃんと、あの、規定に基く事をおっしゃってくださいね? 私は、ただ、規定通りの事実の調査をお願いしてるだけですよ。調査しない正当性が有りますか? ということを、繰り返し繰り返し、お訊ねしてるんですが?

(富岡)★★ だからここはもう、イマイさんとね、話しても、堂々巡りんなっちゃう感じがするんですね。というのはなぜかというと、ま、今の話でもそうですけども、沼田支局の関係もそうですけどもね、イマイさんに呼ばれて警察が来て事情を聞いて、警察のほうでは、イマイさんこれ、事件性無いねと、いうふうに判断されたわけですよね? ただ、イマイさんとすれば、不思議な事ばかりじゃないかというふうに当然、思ってるわけですよね? 当然その事件性が無いといったの、これまでに犯罪だよと、いうとらまえかたですよね、ね?

(私) それも含めて犯罪だよ、ということですね、職権濫用です、ということです、はい。

(富岡) ★★ そうそう、そのことに対して、私は、その警察官の判断は犯罪だとは思わない。

(私) 判断ではない、判断以前に行行為として、形式的に不備でしょう？ 返事をしないということは。それ何度も言ってますよね？ 捜査機関というのは、そういう職責なんですよ？ 被害を訴えられて、無視したら、当然、その被害が及ぶんです？

(富岡) ★★ それ、警察に言ってもらうしかないって、直接、イマイさんから、それが一番いい。そうですよ、直接の

(私) その警察が犯罪として動かないから、被害を訴えてるんですが？

(富岡) ★★ それを動かせない、人権擁護機関が。

(私) だから、根拠の無いことを言わないでくれと言ってるでしょ？

(富岡) ★★ 根拠？ 根拠、先ほどから言ってますよね、ね？

(私) だから、事実調査をしてください。しない根拠がどこに有るん？

(富岡) 調査をしない根拠は先ほど来、言ってるように、違法性が無いもん。

(私) だから、違法性が無いから、判断、あの、調査しなくていいって、その根拠がどこに有るん？ 違法性の判断どうやってるん？

(富岡) 人権侵犯事案ならないでしょ？ だって、人権侵犯事案じゃなきゃ、調査に入らないですよ。

(私) 疑いのある事案を調査しろって書いてありますよ？

(富岡) もちろん、違法性が無いと疑い無いですよね？

(私) 疑いが全く無いの？

(富岡) 疑い持てないです。

(私) 無いですか？

(富岡) ええ、

(私) ああ、そうですか？ その判断が異常ですね、そうするとね。

(富岡) 異常？ ああ、そうですか？

(私) ええ、明らかに異常です。

(富岡) まあ、異常と思ってもらってもいいですけどね。

(私) いや、思ってもらってもいいじゃなくて、

(富岡) あ、異常じゃないですよ。

(私) はい、富岡さんの職責を、ちょっと詳しくお訊きしたいんですが？

(富岡) 職責？

(私) 職位ですか？

(富岡) 係員ですよ、係員。

(私) 係員だけですか？

(富岡) はい、よく見てください。

(私) はい、あの職権濫用罪の定義として、職責を詳しく書かないといけないんです。

(富岡) 係員です、係員ですね。告訴、

(私) はい、わかりました。人権擁護課の富岡マサユキさんですね？

(富岡) はい、告訴、

(私) わかりました、はい。

(富岡) はい、けっこうです。はい、別に、じゃあ、いいですよ、告訴状に加えてもらってもけっこうですので、私を。まあ、私なりにね、一生懸命ご説明させていただいたつもりですけどね、まあ、それは、あとはイマイさんのご判断で、やっていただければ、いいと思います。

(私) 優先する法律の関係を間違てると思いますよ? 人権擁護機関ですよ? ここは。

(富岡) わかつてますよ?

(私) 本当にわかつてます? だからこそ、罪が重いんですよ?

(富岡) わかつてますよ。

(私) 警察の不当性は何度もご説明しました。

(富岡) はい、

(私) はい、ええ、この間、ご紹介いただいたのは、総務課、何さんでしたかね?

(富岡) 誰ですか? 電話した人?

(私) ええ、この案件については、ええ、人権擁護課長さんはご承知なんですね?

(富岡) あ、知つてますよ。

(私) そうですね、ええ、参考までに、お名前教えていただけますか?

(富岡) 人権擁護課長、オオクラと申します。ま、結論は同じだと思いますけど、ま、念の為。これはいいですよね? いただいちやって。

(私) あ、構いませんよ、はい、一度出した物は別にお返しいただく必要はありません、はい。

(富岡) じゃあ、そういうことで、

(私) ただ、出した物が何かつてな、こちらでも記録してますよ?

(富岡) うん、これもじゃあ、取つとりますよ。

(私) それを見た上で、そういう判断をなさった、ということになりますので。

(富岡) はい、永久に保存するということにはなりませんけども、こ、これは、この被害申告シートのほうは。

(私) ま、それは規定に則ったご処理をどうぞ。

(富岡) ★★★ じゃ、そういうことで、これは取つとります。永久に保存ということにはなりませんけどね? あと、あの、何でしたっけ? USBメモリーは破棄しちゃっていいですか? お返ししましょうか? メモリー預かったじゃないですか? USBメモリー、お返ししますよ?

(私) な!? な!? どういう、どういう理由で返すんですか!?

(富岡) いいですか? よければ。や、どうでも、いいんだら、いいです。

(私) もちろん、そう申し上げたはずですよ、あの、規定通りご処理なさって下さい。

(富岡) わかりました、じゃ、長い時間ね、ありがとうございました。

(私) あ、こちらこそ、堂々巡りの話にお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

以上

2018.10.31 11:28 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局((群馬県前橋市大手町2丁目3-1))の富岡への通話の録音の反訳書

(富岡) はい、お電話代りました、富岡です、

(私) もしもし、

(富岡) はい、富岡ですが、

(私) あの、前、ご相談した、今井豊です。

(富岡) ああ、どうも、

(私) ご無沙汰しております、

(富岡) ご無沙汰いたしております、はい、

(私) あの、一般的な質問をしたいんですけども、はい、

(富岡) ええ、ええ、

(私) あのう、犯罪というのはあの、全部、人権侵害に当るという前提でお話してたんですけども、そうでない場合も有るんですか？

(富岡) まあ、犯罪となると、やっぱり刑法ですよね？ どちらかというとね、

(私) ええ、ええ、そういうのはもう、対応表がそちらにできてるんじゃないですか？

(富岡) 刑法違反ということになると、基本的には、人権、その本人の生命、の危機を脅かすということで人権の侵害ということになりますよね？ あの、刑法犯でもね、

(私) ええ、あの、まあ、内容によってはですね、生命に対する訴えであれば、そうなるでしょうし、

(富岡) ええ、ええ、

(私) あのう、ただ、刑法に触れるということは、基本的に賠償責任が発生すると思ってるんで、

(富岡) 賠償責任てゆうのは、いわゆる民事上の賠償責任でことですかね？

(私) そうですね、

(富岡) 賠償責任を、まあ、何て言うんですかね、求めるということになると、民事上の裁判でゆうことになりますよね？

(私) ええ、ただ、それが発生するということはですね、人権ではなくても、その、法律上保護される利益に当るんじゃないですかね？

(富岡) 法律上？

(私) ああ、法律上保護される利益、

(富岡) 要するにその、民事上の賠償責任を求めるってゆうことは、ま、それによって例えば、裁判で勝訴すれば、今、イマイさんがおっしゃったように法律上保護される利益ですね？

(私) ええ、ええ、

(富岡) 損害賠償で賠償請求を求めて、その賠償をいわゆる相手方から、例えば賠償金を、お、ま、勝ち取るといいますかね、そういう場合は、基本的には、その、法律上保護される利益ですよね？

(私) ええ、ええ、ということは、それは不法行為に当るってことですね?

(富岡) そういうことなんでしょうね? やっぱり、

(私) ということになると、ニアリーイコールで人権侵害であると考えていいんですかね?

(富岡) 刑事上の事件が、ですか?

(私) ええ、ま、具体的に、例えば、生命に対する権利であるとか、あるいは手続を受ける権利の侵害であるとか、そういう主張をしなくとも、一般論として、犯罪は、まあ、ほぼ、人権侵害に当ると言えるんじゃないですか?

(富岡) そうですね、考えれば、その、例えば刑法、また話が戻ってしまいますけれども、刑法に照らして、刑法違反であるってゆうことになれば、その人の、ま、或る意味、生命を脅かしている、要するに、その人の、何て言うんですかね、侵害されてるってことになりますよね? その権利がね、

(私) ええ、ええ、

(富岡) ううん、そりや、人権でしょうね、まさにね、ええ、

(私) ううん、ま、その点から考えると、私や、ずっとその、警察による犯罪、犯罪ってあの、ええ、隠蔽だの、隠匿だの、ええ、脅迫だの、職権濫用だの、その三罪は基本的に必ず訴えてたわけなんですけども?

(富岡) いわゆる警察の隠蔽?

(私) ええ、ええ、

(富岡) あるいはその脅迫、職権での脅迫ってことですか? はい、

(私) その内容から言うと、それが事実であれば、人権侵害ってのは、特に訴えなくても、そちらの職権でわかるんじゃないですかね?

(富岡) それはね、わからないですね、やっぱりね、あのう、私共、人権擁護機関は、例えば、今、イマイさんがおっしゃったように、いわゆる、犯罪で自分の権利が侵害されてるというような場合には、その事実を確認、要するに、イマイさんのほうから、申告が有りますよね? こういう被害を受けたとか、ああいう被害を受けたとか、

(私) はい、

(富岡) ね、で、そのことが、ああ、そのことについて必ず相手方が居るわけじゃないですか? 今の話で言うと警察、

(私) ええ、

(富岡)★ そうすると、警察のほうに、そういう事実が有るかどうかってゆうのを聞いた上で、双方の、その、聞いたお話をトータルで考えて人権侵犯性が有るかどうかっていうのを判断するのが、うちのほうの、人権擁護機関の仕事なんですよ。 だから、こちらから、その、犯罪が起きてれば、一方的に進んで、立件して、その、事件を調査するってことは無いんですね。

(私) ううん、なるほど、

(富岡) それは無いんですよね? そういったあの、去年でしたっけ、今年でしたっけ、イマイさんがこちらのほうに見えた時には私のほうでご説明はさせていただいておりますけれども?

(私) 今年の2月ですね、はい、

(富岡) 2月頃来たんでしたっけ？ ね、

(私) ううん、ま、それに絡むんですけども、ええ、その、侵犯事実が疑われる場合は調査するっていうふうに、そちらの内規ではなってますよね？

(富岡) なってますね、

(私) ただ、その除外条件が、パンフレットとかには謳われてないんですよね？

(富岡) 除外条件まではパンフレットには無いですね、

(私) うん、だから人権侵犯事実が疑われない場合も有って、それは調査しないんだよってゆうことが、パンフレットでは読み取れないんですけども？

(富岡) パンフレットには無いかもしないですね、

(私) そこはあの、根拠として、あの、そちらの職権判断で却下しちゃっていいもんなんですか？

(富岡) 人権侵、要するに、申告者、こういうことを私、されました、ああいったことをされましたってゆうご相談、有りますよね？ 申告が有りますよね？

(私) ええ、ええ、

(富岡) で、そのことについて人権侵害の疑い、うん、これは、人権侵害の疑いが有れば、ってゆうことであれば、疑いが有れば基本的には立件して事件調査ってゆうことになりますよね？

(私) ええ、ええ、

(富岡) 疑いが有れば、で、プラスして申告者の、是非、その、人権擁護機関に係わっていただきたいという意思、意思表示っつんですかね？ 意思が有れば、これは調査しますよね？

(私) ええ、ええ、

(富岡) ただ、パンフレットにはその、疑いの無いものについては除外するつことまでは書いて無いですね？

(私) ううん、そこがちょっとその、

(富岡) 人権侵害の疑いが無いものについてまで、自らこっちから立件調査するかつてことなるとそれは有り得ないってことになりますよね？

(私) 富岡さんとすつたもんだしてたのは、根本的にそこの喰い違いが主なものなんですね？

(富岡) うん、なるほどね、

(私) 謳ってないってな、何か、人権擁護局の過失のような気がするんですが？

(富岡) ああ、人権擁護局の過失、だから、つまりパンフレットで言うのは、その、人権侵害の疑いの無いものについては人権擁護機関は関与しませんよということを、ま、前提に、その疑いの有るものは、ね、あの、申告者の、是非、人権擁護機関に関与してもらいたいという意思が有れば、それは、あの、もちろん調査するにしても、この間もお話をしましたけど、相手方の協力が前提となるわけですかね？ 調査しますよということ、で、パンフレットのほうにはそこまでは書いてないということなんじゃないでしょうかね？

(私) なるほどね、それで細かいことなんですが、私が提出した文書とメモリーの取扱とゆ

うか保存期限とかはどうなってるんですか？ 通常の。

(富岡) ええとね、メモリーはお預りしています、確かにね、ええ、

(私) いや、そうじやなくて、元々のその、

(富岡) いわゆる人権相談所の保存期限、期限ですよね？

(私) ええ、ええ、

(富岡)★ あ、もしもし、5年間ですね、

(私) どちらも？

(富岡) ええ、

(私) はあはあ？ わかりました、

(富岡) メモリーほうは相談票の、いわゆる、何てんですかね、付属っていうか、付属のメモリーってゆうことで、保管として、ね、こちらで預かっておりますのでね？

(私) ええ、ええ、わかりました。それで話、戻るんですが、あの、端的にね、その、異常な判断、いわゆる、著しくふご、不合理な判断とゆうのは、これはあの、警察に限った話ではないんですけども、

(富岡) なくて？ ええ、ええ、

(私) その、手続として無効だと思うんですよ？

(富岡) んん？ 不合理な判断？ うん、ま、そこは難しいんですよ、何をもって、不合理な判断というふうに、イマイさんのほうが、ご判断するかわからんけども、ま、例えば、うちの人権擁護機関がこういう判断をしました、

(私) ええ、ええ、

(富岡) ああいう判断をしましたってゆうのは、うちからすればですね、合理的な判断をしているというふうに考えて

(私) あのね、合理的と言うには理由が必要なんですよ？

(富岡) ええ、理由が必要ですよね？

(私) 合理的な根拠が。それを全く一度も示していただいてませんが？ それは警察も一緒ですけども？

(富岡) あ？ 警察もね？ うん、

(私) はい、で、私はその判断の不合理性を当日から指摘しているにも拘らず、警察は全くそれを無視してるんですよ？

(富岡) 警察は要するにその、イマイさんの言わばその被害届というか訴えというかね、

(私) ええ、現場検証やその時点の抗議、

(富岡) 根拠？ ああ、それは、

(私) ええ、つまり、なぜ、人、人為性を否定できるのか？、という、して、指摘に答えてないまま今日に至ってるんです？

(富岡) ううん、なるほどね、

(私) そうすると、最初の判断そのものが無効だと思うんですよ？ やったことにならない、という状態なんですよ？ それが、隠蔽だと言ってるんですけども？

(富岡) 警察のほうでは説明してないんですか？

(私) 説明してないですよ、

(富岡) あの、きちんと?

(私) ええ、

(富岡) イマイさん、こういうことで受け付けられない、受け付けられないってゆうか、いわゆる、被害届を受理できないんですよ、とかっていう説明は、イマイさんに対してしてないですか?

(私) してないんですよ、被害届だの告訴状持ち込んで、受け取ったのはいいけど、そのあと一切、何も答えてない、何も連絡してない、

(富岡) ううん、

(私) しかもね、あの、事件性無しと判断するんだったら、少なくとも連絡くださいよ、とゆつ、言ってるんですよ? そういう録音も残ってるのに、無視してる。で、最初に戻りますけども、最初の発砲ですね、至近距離 30m、相対で発砲すること自体に、事件性を感じないですか?

(富岡) 発砲、鉄砲ですか?

(私) ええ、

(富岡) いわゆるその、イノシシかなんかを、に対、イノシシかなんかに対して発砲したと?

(私) いや、あの、シカが居たから発砲したって言ってるんですけど?

(富岡) それがいわゆる、イマイさんのすぐ近くでやったということは、近くでその、発砲したということが違法性が有るかど、違法性が有るんじゃないかってことですか?

(私) いや、そこに特別な意図を感じなかつたら異常でしょうね? どうなんですか?

(富岡)★ それは私のほうではそこ、わからないですけどもねえ、

(私) いや、わからないじやなくて、感じなければ、即、異常だと思いますよ? そんな発砲が有り得ると思います? 前例は無いようですよ? 群馬県内でも。

(富岡) そのことは警察にお話したんだ?

(私) もちろん言いましたよ、当日。だけでも、脅迫の告知が有ったかということだけを盾にして、ひたすら否定して、全く事件性無しで葬ってます。だから、その恣意性に全く答えてないんです? 巨大な恣意性に。

(富岡) うん、うん、

(私) 私としては、たぶん、偶然確率は一億分の一、すなわち、私限りの特別な行為だと思いますが、それを否定してるんです? 否定したまま根拠も示してないと。それで、その後、二週間後に血まみれだの死骸の件が起つてると。

(富岡) イノシシの死骸でしたっけ?

(私) ええ、ええ、で、主担当はどちらも、人為性を全く否定してるんです? それじゃ、話なんないでしょ? という状況で、そちらにご相談したわけなんですか?

(富岡)★ そのことについては、この間来た時にもお話ししさせていただきましたけどもね、ううん、要するに、うちのほうで係れない。

(私) だから、その根拠が、お言葉に根拠が無いという点と、そもそも、警察の不正、不正である限りは、かか、係れないなんていうはずはないでしょ? 貴方がたには、刑事訴訟法

239条の2、公務員の犯罪告発義務が有るんですよ?

(富岡) うんうんうん、それは、それは、その、イマイさんご本人が告発すればいいんじやないんですか? そうじやなくって? そういう被害を受けてるんで、ま、告発というか、いわゆる、裁判を起こすというか、その

(私) 貴方がたの、その、うう、犯罪告発義務に基いて、規程、細則でしたっけ? (5)の告発という手段が設けられてるんじゃないですか?

(富岡) だから、その、告発のことについても、その、犯罪であるとゆう事実が、その、確認できるまでは、公務員であっても告発はできませんよね? それが犯罪かどうかってゆう確証が得られない限りは。

(私) あの、おっしゃってること、わかってます? それが犯罪であるって確定しちゃったら、もう告発する必要が無いでしょ? ご自分で、あの、論理矛盾な事をおっしゃってるのを認めますか?

(富岡) うん、

(私) 要するにね、あの、正当業務行為ではないわけなんですよ? 私が主張している内容として、当たり前に。

(富岡) 警察が、ということですか?

(私) ええ、ええ、

(富岡) ★★ だからそれは、そのことを法務局に訴えられても、うちのほうでは、どうしてあげることもできないじやないですか?

(私) だからできないじやなくて、

(富岡) ★ 正当行為義務に違反してるんであれば、警察組織そのものに訴えればいいんじやないですか?

(私) ですから、人権侵害が非常に疑われますでしょ? 否定できる、否定でき、否定するならその根拠が必要だってゆうことです?

(富岡) 今のお話だけでは、人権侵害の疑いってゆうことは持てませんね。

(私) だからさ、貴方様にたった一つだけ質問したように、じゃあ血痕の件は、なぜ、あの、元の死骸から 20m も離れたとこにだけ、通り道の上にだけ散乱してたんですか?

(富岡) それは、うう

(私) だ、わからないでしょ? わからないってことは事件性が否定できないわけですよね? それなのに侵犯性が無いって、どうして言い切れるんですか? 極めて不合理な判断ですね?

(富岡) ★★ うんうんうんうん、事件性の否定肯定というのは、だ、うちではできないでしょ? 強制捜査機関じゃないですもん、うちは。

(私) じゃあ、公務員の犯罪告発義務の趣旨は何なんですか? 設けられている趣旨は?

(富岡) え?

(私) 刑訴法 239 の 2 ご覧ください、それが設けられている趣旨は何ですか?

(富岡) だからそれは、明らかに犯罪であるということが、或る意味、いい、確証できる時でしょ?

(私) どうして、できないんですか? 私の言っていることは明らかに犯罪であると思いま

すよ?

(富岡) お話を聞いただけではそれが、

(私) じゃ、さっきの発砲はね、さっきの発砲の、で、事件性を何%と見るんですか?

(富岡)★ そこまでは、

(私) そこまでは、じゃなくて、それを言わなかったら、判断しようがないでしょ?

(富岡)★ そんなこと言えないですよ、何%なんて、

(私) だから、言わなかったら仕事なんなんないでしょ? 侵犯性が無いと判断したんでしょ? そちらは。

(富岡)★ 無いですね、

(私) じゃ、根拠を示してくださいよ?

(富岡)★ 無いですね、だから

(私) 根拠は数字で示すしかないでしょ?

(富岡)★ うん、犯罪として、うちのほうとしてね、人権擁護機関として、これは犯罪だということが、認めがたいからですよ。

(私) だから、どうして? 根拠をおっしゃってください、どうして認めがたいん?

(富岡) な、何を、私に言いたいんですか? イマイさんは。

(私) 何を?

(富岡) どういったことを?

(私) 端的に言いますと、私は確か、あの、蓋然性一覧表ってのを付けて出してますが、そこで、あの、書かれてるのは、皆、事件性の焦点なんですよ? それに対して、それを否定する合理的な根拠が全て示されないんでしたら、それは事件性を否定したことにならないんです?

(富岡)★ だから、捜査機関である警察が、全く元に戻ってしまいますけどね、捜査機関である警察が、犯罪を認めてないわけでしょ? 犯罪性が無いっつってるわけでしょ?

(私) だから、それそのものが警察の犯罪だと言ってるわけでしょ?

(富岡) 言ってるわけですよ、

(私) だからそれそのものが犯罪だと私は訴てるわけなんですよ? 無視しないでくださいね?

(富岡)★ 無視はしてないですよ?

(私) 無視してるでしょう? だったら当然に正当業務行為じゃないんだから、うちが入れないなんてゆう言葉が吐けるわけがないでしょ?

(富岡)★★ だから、警察の行ってる行為が正当業務行為でない、ある、ってゆうことはわからないですよ、うちではそれは、

(私) それを判断しなかったら貴方がたの仕事にならないでしょ?

(富岡)★ それは判断できない、

(私) 作為義務の放棄でしょ?

(富岡)★ それは判断できないです、

(私) だから何でできないって言ってるん? 根拠を示せと言ってるん。

(富岡)★ だから、犯罪を捜査する機関ではないです。

(私) だから根拠規定を示して下さい、犯罪を捜査する機関ではないと書いて有るんだったら、その規定を示して下さい、それが示せないから私は追及してるんです?

(富岡) うんうんうんうんうん、もう、これ以上、もう無理ですね、イマイさん、お話ししても、前に進まないですよ?

(私) だから、根拠が無いじゃない? そのお答えに根拠が無いということは、それは手続を受ける権利の侵害ですね? 私の。

(富岡) 犯罪の捜査機関ではないということは、うちの人権擁護機関がどういう機関かっていうのは、法務省の設置法からずっと見ていただいて、

(私) 誰が犯罪を捜査しろって言ったん? 詭弁を使わないでください、そちらの、そちらのやるべきことをやってくださいと言つてるだけですよ?

(富岡)★ やるべきことはやってますよ?

(私) やってないです? やってないから言ってるんです?

(富岡)★ やってますよ? やってないじゃなくって、

(私) 全くやってないです、じゃ、事件性を否定する根拠を示してください。

(富岡)★ それは警察に聞いてくださいよ、うちに聞くんじゃなくて。事件性の否定、警察がしてるわけでしょ?

(私) だから警察の犯罪だと訴えていますよ? 警察の犯罪だと訴えていますよ?

(富岡) え? 警察の犯罪だと訴えてる?

(私) 訴えていますよね? 何度も。

(富岡)★ だから、今回の事件について、犯罪性が有るか無いかは警察に聞いてくださいよ、うちに聞くんじゃなくて。

(私) いや、それを判断しなくちゃ仕事なんないでしょ? 人権侵犯だと訴えてるんですから。

(富岡)★ それが、警察がねえ、きちんとした回答、来ないことが、警察の犯罪だってゆうことを、うちに判断して下さいっても、それできないですね。

(私) 警察の犯罪だってことが人権侵害だから、判断して下さいって言ってるんですよ?

(富岡)★ だ、それはできないです。

(私) どうしてですか?

(富岡)★ できないですよ。

(私) あ、そうですか? あの、根拠が無いですね? はい。

(富岡)★ ええ、はいはい。

以上